
資 料 編

目次

資料編	1
資料-1 白岡市防災会議条例	1
資料-2 白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表	4
資料-3 防災関係機関連絡一覧	5
資料-4 白岡市自主防災組織一覧表	7
資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱	8
資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱	12
資料-7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	14
資料-8 消防機械一覧表	16
資料-9 消防団消防車両一覧表	17
資料-10 白岡市消防団一覧	18
資料-11 災害拠点病院一覧表	19
資料-12 救命救急センター一覧表	20
資料-13 応急仮設住宅の設置候補場所	21
資料-14 災害に係る受付及び指令表	22
資料-15 警戒体制非常体制配備計画書	23
資料-16 白岡市災害対策本部条例	24
資料-17 白岡市職員緊急時連絡系統図	25
資料-18 避難所運営職員等一覧表	26
資料-19 防災行政無線各課配置一覧表	27
資料-20 災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書	30
資料-21 白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧	31
資料-22 非常時の広報例文	32
資料-23 災害時における放送等に関する協定	36
資料-24 災害に係る情報発信等に関する協定書	39
資料-25 自衛隊災害派遣要請書	41
資料-26 自衛隊災害派遣撤収要請書	42
資料-27 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	43
資料-28 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書	45
資料-29 災害時における相互応援に関する協定書	48
資料-30 災害時相互応援協定書（白岡市・君津市）	52
資料-31 災害時の情報交換に関する協定書	55
資料-32 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	56
資料-33 救助の特例等申請様式	59
資料-34 市内の病院・診療所	73
資料-35 市内の歯科診療所	74
資料-36 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市医師会）	75
資料-37 災害時の歯科医療救護に関する協定書（白岡市歯科医師会）	77
資料-38 災害時の医療救護に関する協定書（白岡市薬剤師会）	79

資料-39	避難所開設状況報告書	81
資料-40	避難所運営記録簿	82
資料-41	避難状況一覧	83
資料-42	白岡市避難所等位置図	84
資料-43	指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表	85
資料-44	白岡市緊急輸送道路一覧表	86
資料-45	白岡市緊急輸送道路位置図	87
資料-46	災害時における応急対策活動に関する協定書	88
資料-47	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	90
資料-48	白岡市公用車一覧表	94
資料-49	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書	97
資料-50	災害時等におけるバス利用に関する協定書	99
資料-51	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	101
資料-52	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	104
資料-53	災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書	108
資料-54	日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書	114
資料-55	日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱	116
資料-56	日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領	118
資料-57	公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	122
資料-58	公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領	125
資料-59	災害時における救援物資提供に関する協定書	132
資料-60	災害時における救援物資提供に関する協定書	133
資料-61	物品輸送引渡書、物品受領書	136
資料-62	食糧調達状況	137
資料-63	災害時における物資の供給等に関する協定書	138
資料-64	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	140
資料-65	災害時における物資供給に関する協定書	143
資料-66	輸送状況	146
資料-67	市内の寺院の状況	147
資料-68	災害遺体処理票	150
資料-69	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	151
資料-70	義務教育施設の状況	153
資料-71	白岡市内の障がい者福祉施設の一覧	154
資料-72	白岡市内の介護施設の一覧	155
資料-73	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	157
資料-74	災害時における被災者支援に関する協定書	160
資料-75	被災者台帳の作成に係るデータ項目の例	163
資料-76	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	169
資料-77	罹災・被災証明書交付申請書及び罹災・被災証明書	179
資料-78	災害弔慰金の支給等に関する条例	181

資料-79	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	185
資料-80	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定.....	189
資料-81	災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書.....	190
資料-82	防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果.....	193
資料-83	市街地整備の実施状況.....	195
資料-84	都市公園の状況.....	196
資料-85	都市計画道路の状況.....	198
資料-86	白岡市上水道施設位置図.....	199
資料-87	白岡市下水道施設位置図.....	200
資料-88	白岡市液状化危険度.....	202
資料-89	市内の危険物施設の現況.....	203
資料-90	市内の毒劇物取扱施設の現況.....	204
資料-91	地域貢献型広告に関する協定書.....	205
資料-92	防災備蓄品一覧表.....	207
資料-93	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	209
資料-94	被害調査要領.....	213
資料-95	確定報告記入要領.....	218
資料-96	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書.....	220
資料-97	都市ガス事業者一覧.....	222
資料-98	プロパンガス業者一覧表.....	223
資料-99	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書.....	224
資料-100	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書.....	226
資料-101	白岡市管工事業協同組合員名簿.....	231
資料-102	白岡市指定給水装置工事業業者一覧表.....	232
資料-103	白岡市指定排水設備工事店一覧表.....	237
資料-104	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置.....	242
資料-105	原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項.....	250
資料-106	OILと防護措置について.....	251
資料-107	各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて.....	253
資料-108	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等.....	263
資料-109	防護措置実施のフローの例.....	265
資料-110	白岡市指定文化財一覧.....	266

白岡市防災会議条例

昭和 38 年 9 月 20 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、白岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長(消防長が欠けているときは、消防本部次長)及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 3 人、5 人、1 人、8 人、7 人及び 9 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 8 月 28 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日条例第 16 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

白岡市防災会議委員名簿

令和5年10月1日現在

委員の別	区 分	機 関 名	役職名
1号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	事務所長
		関東農政局埼玉県拠点	関東農政局地方参事官 (埼玉県担当)
		東京管区気象台熊谷地方気象台	台長
2号委員	県の機関	利根地域振興センター	所長
		春日部農林振興センター	所長
		幸手保健所	所長
		杉戸県土整備事務所	所長
3号委員	埼玉県警	県警察(久喜警察署)	署長
4号委員	市の機関	白岡市	副市長
		白岡市	総合政策部長
		白岡市	市民生活部長
		白岡市	健康福祉部長
		白岡市	都市整備部長
		白岡市	上下水道部長
5号委員	教育長	白岡市教育委員会	教育長
6号委員	消防長及び 消防団長	埼玉東部消防組合消防局	消防長
		白岡市消防団	消防団長
7号委員	指定公共機関及び 指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社	支社長
		東日本旅客鉄道株式会社久喜駅	駅長
		日本郵便(株)白岡郵便局	局長
		白岡市医師会	会長
		朝日自動車株式会社菖蒲営業所	所長
		東日本電信電話株式会社	取締役埼玉事業部長
8号委員	自主防災組織又は 学識経験者	白岡市自主防災組織連絡協議会	会長
		白岡市行政区長会	副会長
		白岡市母子愛育会	会長
		白岡市障害児者福祉を考える連絡 協議会	会長
		白岡市管工事業協同組合	代表理事
		埼玉県建設業協会杉戸支部	副支部長
		白岡市防火安全協会	会長
		白岡市PTA連絡協議会	会長
		白岡市社会福祉協議会	事務局長

資料- 2 白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表

白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表

令和3年3月31日

団 体 名	連 絡 先	
	住 所	電話番号
見沼代用水土地改良区	久喜市菖蒲町菖蒲 65	85-9100
独立行政法人 水資源機構 見沼管理所	久喜市菖蒲町上大崎 760	85-1300
新堀土地改良区	蓮田市黒浜 3110-2	048-768-0957
元荒川土地改良区	さいたま市岩槻区新方須賀 1160	048-799-0799
隼人堀姫宮堀悪水路組合	白岡市千駄野 432 (事務局 白岡市役所 農政課)	92-1111

資料- 3 防災関係機関連絡一覧

防災関係機関連絡先一覧

指定地方行政機関

機関の名称	電話番号
農林水産省関東農政局企画調整室（防災担当）	048-740-5835
東京航空局東京空港事務所	03-5757-3000
東京管区气象台（熊谷地方气象台防災担当）	048-521-5858
（熊谷地方气象台観測予報担当）	048-521-0058
埼玉労働局（春日部労働基準監督署）	048-735-5471
（ハローワーク春日部）	048-736-7611
関東運輸局埼玉運輸支局	048-624-1835
関東地方整備局（大宮国道事務所）	048-669-1200
（利根川上流河川事務所防災対策課）	0480-52-3956
（荒川上流河川事務所防災情報課）	049-246-6384
（北首都国道事務所）	048-942-4041

陸上自衛隊【陸上自衛隊第32普通科連隊】

機関の名称	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	048-663-4241

埼玉県及び県の機関

機関の名称	電話番号
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121
夜間連絡先（当直室）	048-830-8111
埼玉県利根地域振興センター	048-555-1110
埼玉県東部中央福祉事務所	048-737-2132
埼玉県幸手保健所	0480-42-1101
埼玉県春日部農林振興センター	048-737-2134
埼玉県杉戸県土整備事務所	0480-34-2381
埼玉県警久喜警察署	0480-24-0110

消防

機関の名称	電話番号
埼玉東部消防組合白岡消防署	0480-92-1800

指定公共機関

機関の名称	電話番号
日本郵便株式会社関東支社 (白岡郵便局)	0480-92-0001
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 (白岡駅)	0480-92-5665
(新白岡駅)	0480-92-7959
東日本電信電話株式会社埼玉事業部	048-626-6623
日本赤十字社埼玉県支部	048-789-7117
日本放送協会さいたま放送局	048-833-2041
東日本高速道路株式会社関東支社 (加須管理事務所)	0480-61-4685
日本通運株式会社埼玉支店	048-822-1111
東京電力パワーグリッド株式会社コンタクトセンター	0120-995-007 03-6375-9803
東京ガス株式会社 埼玉支社	048-862-8651

指定地方公共機関

機関の名称	電話番号
一般社団法人埼玉県トラック協会	048-645-2771
土地改良区・水利組合	—
株式会社テレビ埼玉	048-824-3131
株式会社エフエムナックファイブ	048-650-0795
一般社団法人埼玉県医師会	048-824-2611
一般社団法人埼玉県歯科医師会	048-829-2323
公益社団法人埼玉県看護協会	048-624-3300
一般社団法人埼玉県バス協会	048-824-5539
一般社団法人埼玉県LPガス協会	048-823-2020

公共団体その他防災上重要な機関等

機関の名称	電話番号
南彩農業協同組合白岡大山支店	0480-92-2315
生活協同組合	—
白岡市社会福祉協議会	0480-92-1746
白岡市商工会	0480-92-9151
病院等経営者	—
社会福祉施設経営者	—
白岡市管工事業協同組合 白岡市指定給水装置工事事業者 白岡市指定排水設備工事店	—
公益社団法人埼玉県獣医師会	048-645-1906
学校法人	—

資料- 4 白岡市自主防災組織一覧表

白岡市自主防災組織一覧表

令和5年1月31日現在

自主防災組織名		構成行政区	構成組織 世帯数	設立年月日
1	白岡ニュータウン自主防災会	新白岡1丁目区 新白岡2丁目区 新白岡3丁目区	1,499	平成8年9月1日
2	新白岡グランガーデン区民会	新白岡グランガーデン区	303	平成8年10月15日
3	白岡4区自主防災会	白岡4区	489	平成9年4月1日
4	宮山団地自治会防災委員会	上野田2区	441	平成10年4月1日
5	西の南区自主防災会	白岡2西南区	893	平成11年4月1日
6	パークシティ白岡自主防災会	小久喜1パークシティ区	790	平成12年11月1日
7	三光区自主防災会	小久喜1三光区	768	平成16年4月1日
8	神山西行政区自主防災会	篠津1神山西区	762	平成16年4月1日
9	小久喜二行政区自主防災会	小久喜2区	244	平成17年5月21日
10	柴山行政区自主防災・防犯会	柴山区	215	平成18年5月27日
11	沖山1行政区自主防災会	小久喜1沖山1区	1,002	平成19年6月1日
12	白岡2山行政区自主防災会	白岡2山区	624	平成20年4月1日
13	西北安心安全自主防災	白岡1西北区	786	平成21年4月1日
14	小久喜1本村区自主防災会	小久喜1本村区	938	平成21年6月1日
15	千駄野自主防災会	千駄野区	1,249	平成22年4月13日
16	白岡3区自主防災会	白岡3区	236	平成22年6月13日
17	彦兵衛第二行政区自主防災会	彦兵衛2区	312	平成23年4月1日
18	白岡2新田行政区自主防災会	白岡2新田区	893	平成23年9月1日
19	沖山2区自主防災会	小久喜1沖山2区	738	平成23年12月1日
20	下野田自主防災会	下野田区	429	平成24年4月1日
21	白岡1茶屋行政区自主防災会	白岡1茶屋区	403	平成24年6月1日
22	上野田自主防災会	上野田1区	663	平成24年12月1日
23	高岩駒形自主防災会	高岩1駒形区	873	平成25年4月1日
24	白岡1東行政区自主防災会	白岡1東区	442	平成25年4月1日
25	高岩行政区自主防災会	高岩1区 高岩2区	621	平成26年12月1日
26	横宿・西地区防災会	篠津2横宿	250	平成27年5月24日
27	北区自主防災会	小久喜1北区	522	平成28年6月1日

白岡市自主防災組織補助金交付要綱

平成 12 年 3 月 31 日
告示第 50 号

白岡町自主防災組織補助金交付要綱（平成 8 年白岡町告示第 73 号）の全部を改正する。

（趣旨）

- 第 1 条 この告示は、防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、自主防災組織に対し、予算の範囲において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 10 年白岡町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 白岡市行政区設置規則（昭和 63 年白岡町規則第 10 号）第 2 条に規定する行政区又は自治会を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するため、次に掲げる防災活動を行う団体で、様式第 1 号の白岡市自主防災組織設立届出書により市長に届出があったものをいう。

- ア 防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及
- イ 地震等の災害に関する予防
- ウ 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等の応急対策
- エ 防災訓練及び防災教室等の開催
- オ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災資器材 自主防災組織が防災活動を行うために必要な器材等で、別表第 1 に掲げる防災に関する器材及び啓発用品並びに防災倉庫をいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち 3 以上の個別訓練について実施するものをいう。ただし、3 以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、市長の承認を得て 2 以下の個別訓練を実施する場合も防災訓練とみなす。

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 炊き出し・給水訓練
- カ その他災害の発生に備えて実施する訓練

(4) 防災士 「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、自主防災組織が行う次に掲げる活動とする。

- (1) 自主防災組織の設立
- (2) 防災資器材の購入等
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災士資格取得に係る経費（研修会場までの往復の旅費及び食費等は除く。）
- (5) その他自主防災組織の活動のうち市長が認める事業

（補助額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助事業に要する経費のうち、別表第2の補助金額の欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする（防災士資格取得に係る経費は除く。）。

（申請書の様式等）

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業 様式第2号の白岡市自主防災組織設立補助金交付申請書
- (2) 第3条第2号に規定する事業 様式第3号の白岡市自主防災組織防災資器材購入等補助金交付申請書
- (3) 第3条第3号に規定する事業 様式第4号の白岡市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書
- (4) 第3条第4号に規定する事業 様式第5号の白岡市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書
- (5) 第3条第5号に規定する事業 市長が別に定める申請書

2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の添付については、これを要しない。

3 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、別表第2の添付書類の欄に掲げるとおりとする。

4 補助金を申請できる回数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業 自主防災組織に対し、1回
- (2) 第3条第2号に規定する事業 年度1回
- (3) 第3条第3号に規定する事業 年度1回
- (4) 第3条第4号に規定する事業 年度5人以内（1人1回）
- (5) 第3条第5号に規定する事業 市長が認める回数

（令2告示52・一部改正）

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第9条の交付決定通知書の様式は、様式第6号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金額決定通知書のとおりとする。

（変更の承認申請書の様式等）

第7条 規則第11条第1項の変更の承認申請書の様式は、様式第7号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金変更（中止・廃止）承認申請書のとおりとする。

2 市長は、規則第11条第1項の変更の承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、様式第8号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書により通知する。

（実績報告書の様式）

第8条 規則第15条の実績報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する事業 様式第9号の白岡市自主防災組織設立補助事業実績報告書
- (2) 第3条第2号に規定する事業 様式第10号の白岡市自主防災組織防災資器材購入等補助事業実績報告書
- (3) 第3条第3号に規定する事業 様式第11号の白岡市自主防災組織防災訓練実施補助事業実績報告書
- (4) 第3条第4号に規定する事業 様式第12号の白岡市自主防災組織防災士資格取得補助事業実績報告書
- (4) 第3条第5号に規定する事業 市長が別に定める実績報告書

（補助金の額の確定）

第9条 規則第16条に規定する補助金等の額の確定の通知は、様式第13号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 10 条 補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 14 号の白岡市自主防災組織（設立・防災資器材購入等・防災訓練実施・防災士資格取得・その他）補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の白岡町防災組織補助金交付要綱第 2 条第 1 号の自主防災組織の設立の届出をしている者は、この告示による改正後の白岡町防災組織補助金交付要綱第 2 条第 1 号の規定による自主防災組織の設立の届出をしているものとみなす。

附 則（平成 16 年 11 月 16 日告示第 170 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の白岡町自主防災組織補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日告示第 218 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の白岡町自主防災補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 22 日告示第 48 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日告示第 52 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		品名
防災に関する器材	本部運営用	作業着、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、コードリール、燃料（缶詰タイプの長期保存ができるもの）
	情報収集用	トランシーバー、受令機、携帯用ラジオ、テレビ、パソコン、プリンタ
	消火用	消火器、バケツ、防火衣、可搬式動力ポンプ、消防用ホース
	救出救護用	はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、一輪車、ジャッキ、ロープ、担架、おの、救急セット、毛布
	給食給水用	なべ、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機、井戸水水質検査
	避難誘導用	避難誘導旗、トランジスターメガホン、強力ライト
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災に関する啓発用品	啓発用	図書、パンフレット、ビデオ等
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫		自主防災倉庫

別表第2（第4条、第5条関係）

補助対象区分	補助金額	添付書類
自主防災組織の設立	世帯割額（世帯数に1世帯当たりの金額200円を乗じて得た額）に均等割額10,000円を加えて得た額と設立に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額	
防災資器材の購入等	(1) 補助初年度は、購入金額の4分の3以内の額（200,000円を限度とする。） (2) 次年度以降は、購入金額の2分の1以内の額（150,000円を限度とする。）	仕様書（カタログ）、見積書及び保管場所又は設置場所図面 防災倉庫を設置する場合は、設置場所の土地の所有者承諾書
防災訓練の実施	世帯割額（世帯数に1世帯当たりの金額200円を乗じて得た額）に均等割額10,000円を加えて得た額と訓練の実施に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額	実施計画書
防災士資格取得	(1) 防災士研修センター等が実施する講座受講料（教本料含む。） (2) 防災士資格取得試験受験料 (3) 防災士資格認証登録料 上記項目に係る費用の全額（実費）	研修講座の受講を証する書類
市長が認める事業	予算の範囲内において市長が定める額	

白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

平成 14 年 3 月 14 日
告示第 76 号

(趣旨)

- 第 1 条 市は、白岡市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）の活動の推進及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 10 年白岡町規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の額)

- 第 2 条 補助金の額は、協議会の活動に要する経費のうち、予算の範囲内において市長の定める額とする。

(申請書の様式)

- 第 3 条 規則第 6 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付申請書のとおりとする。
- 2 規則第 6 条第 2 項に規定する事項を記載した書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第 4 条 規則第 9 条第 1 項の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付決定通知書のとおりとする。

(変更の承認申請書の様式)

- 第 5 条 規則第 11 条第 1 項の変更の承認申請書の様式は、様式第 3 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助事業内容変更（中止・廃止）承認申請書のとおりとする。
- 2 市長は、規則第 11 条第 1 項の変更の承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、様式第 4 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助事業内容変更（中止・廃止）承認決定通知書により通知するものとする。

(状況報告)

- 第 6 条 規則第 13 条の規定により、市長から要求があったときは、補助事業等の執行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

- 第 7 条 規則第 15 条の実績報告書の様式は、様式第 5 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助事業実績報告書のとおりとする。
- 2 規則第 15 条の実績報告書は、事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 8 条 規則第 16 条に規定する補助金の額の確定の通知は、様式第 6 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第 9 条 補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 7 号の白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

- 第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

資料- 7 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

(1) 医療施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X
1	新井クリニック	白岡市小久喜 1190-5(1F)	92-4052	92-4224
2	新井レディースクリニック	白岡市小久喜 1190-5(2F)	91-0330	91-0330
3	大林内科	白岡市千駄野 656-1	93-8556	93-8514
4	大村内科	白岡市西 8-5-8	93-0161	93-0162
5	奥山こどもクリニック	白岡市小久喜 805-1	91-1020	91-1020
6	開誠医院	白岡市西 1-7-12	92-7366	93-5079
7	児玉医院	白岡市小久喜 1101-1	92-8733	92-9047
8	斎木眼科	白岡市篠津 1936-5(2F)	93-7511	93-7511
9	山王クリニック	白岡市寺塚 123-1	93-0311	92-6653
10	山王ドームクリニック	白岡市寺塚 97-2	91-0311	91-0311
11	篠津医院	白岡市篠津 1936-5(1F)	92-1600	92-1600
12	白岡整形外科	白岡市小久喜 1067-2	93-5522	93-5521
13	白岡内科総合診療所	白岡市千駄野 1311-1	93-6588	93-6959
14	新白岡駅前内科	白岡市新白岡 4-13-3 新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F	92-0112	92-0112
15	新しらおか病院	白岡市上野田 1267-1	90-5550	90-5551
16	新白岡・あだち眼科	白岡市新白岡 7-11-9	53-8501	—
17	杉本医院	白岡市小久喜 1444-7	92-1817	92-1817
18	高梨内科医院	白岡市西 1-3-2	90-5660	90-5660
19	富田皮膚科	白岡市千駄野 1340-3	93-3060	93-7000
20	なかむら内科クリニック	白岡市新白岡 3-41 ルネグランガーデン 1F	53-8028	—
21	パーク病院	白岡市千駄野 1086-1	91-6200	91-6201
22	藤野医院	白岡市高岩 990-1	93-3711	93-3691
23	まきの消化器内科・外科クリニック	白岡市新白岡 4-6-13 ルネ新白岡駅前 1F	91-1234	—
24	矢部医院	白岡市上野田 615	92-0015	92-7807
25	山本クリニック	白岡市新白岡 2-1 ルネグランテラス 1F	90-1252	90-1290
26	ゆりのき皮膚科形成外科	白岡市新白岡 7-15-3	91-7901	—
27	りゅう内科・整形外科医院	白岡市白岡 1501 イリーデ・カーサ 1F	93-2188	93-2188

(2) 障がい児・障がい者施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X
1	太陽の里	白岡市小久喜 450	93-1101	93-1486
2	ありの実館	白岡市白岡 805-2	92-4968	92-4968
3	東ありの実館	白岡市爪田ヶ谷 52-3	92-7940	92-7940
4	白岡太陽の家にじ	白岡市西 2-18-6	92-7686	31-7824
5	クローバー	白岡市下大崎 294-1	97-0033	97-0033
6	かるがも工房	白岡市小久喜 1344-3	53-5422	53-5422
7	こころ寮	白岡市西 6-8-22	91-2255	93-2219
8	サンライズ	白岡市小久喜 843-2	048-769-8800	048-769-8800
9	障害者デイサービスセンター	白岡市千駄野 445 番地 はびすしらおか 1階	93-0201	48-6288
10	めぐみの里	白岡市下大崎 1274-1	53-6933	53-6944
11	ばくの樹	白岡市小久喜 842-5	53-4788	53-4416
12	みつばち	白岡市下大崎 317-3	97-0977	97-0033

(3) 高齢者施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X
1	光乃里	荒井新田 359-1	97-0171	97-0172
2	いなほの里	千駄野 663-1	90-5557	90-5556
3	ずいせん長寿村	高岩 1051-1	90-1155	90-1166
4	ぼっかぼか	上野田 357-1	90-5666	90-5665
5	ケアハウスおおるり	上野田 1741-1	90-5700	90-5656
6	白岡ひばり館	西 10-13-9	31-6286	31-6287
7	シルバーコート白岡西	西 9-3-3	31-9528(本社)	31-9529(本社)
8	ウエルガーデン白岡	小久喜 1413	90-5111	90-5112
9	ル・レーヴ新白岡	新白岡 9-3-3	53-8723	53-8752

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X
10	メディカルフローラ新白岡	新白岡 7-5-11	92-4466	92-3444
11	愛の家グループホーム白岡	新白岡 6-12-4	90-5450	90-5451
12	ソレアド新白岡	新白岡 8-12-3	90-5117	90-5187
13	デイサービス CORE 白岡 Conditionig Support	高岩 990-1	31-8083	31-8099
14	デイサービスセンター いち里	下野田 1119-1	53-7475	53-7476
15	デイサービス 一番山車	篠津 1926-3	53-7893	58-7839
16	でいほーむ・ほのほの	西 6-4-17	93-6931	93-6983
17	おおしま デイサービス	高岩 38-3	38-6969	38-6959
18	あんしんホーム白岡	小久喜 847-1	90-5600	90-5601

(4) 児童福祉施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X
1	高岩保育所	白岡市高岩 2227-1	92-7582	92-6369
2	西保育所	白岡市西 6-10-3	92-1690	92-1690
3	千駄野保育所	白岡市千駄野 880	92-1303	92-1703
4	しらおか虹保育園	白岡市上野田 1 2 5 2 番地 1	31-7750	31-7750
5	ピノ保育園白岡	白岡市野牛 6 4 3 番地	90-4152	90-4152
6	はっぴー白岡園	白岡市西 1 丁目 1 2 番 4	91-0881	91-0881
7	フレンドキッズランド新白岡西口園	白岡市新白岡 7 丁目 1 5 番 4	38-6632	38-6632
8	フレンドキッズランド新白岡東口園	白岡市新白岡 4 丁目 6 番 1 3 ルネ新白岡駅前 1 階	48-7432	48-7432
9	白岡めばえ保育園	白岡市小久喜 874 番地 1 新和ビル 1 階	93-2065	93-2065
10	はっぴー保育園白岡駅東口園	白岡市小久喜 1 1 3 0 番地	93-1881	93-1881
11	希望の杜保育園	白岡市千駄野 1 2 1 1 番地 1	53-7881	53-7741
12	サクラ保育所	白岡市小久喜 1 1 5 7 - 1	93-4488	—
13	新しらおか病院 ピュアハウス	白岡市上野田 1 2 6 7 - 1	90-5550	—
14	(株)加須ヤクルト 白岡保育ルーム	白岡市寺塚 4 5 - 1 3	92-6379	—
15	篠津児童クラブ (第 1・2・3)	白岡市篠津 2644 (篠津小学校内)	93-4936	93-4936
16	菁莪児童クラブ	白岡市上野田 101-1 (菁莪小学校内)	92-8580	92-8580
17	白岡東児童クラブ (第 1・2)	白岡市新白岡 2-28-1 (白岡東小学校内)	92-8472	92-8472
18	南児童クラブ (第 1・2)	白岡市小久喜 524-1 (南小学校内)	93-2732	93-2732
19	西児童クラブ (第 1・2)	白岡市西 6-3-1 (西小学校内)	92-9653	92-9653
20	うぐす保育園新白岡	白岡市新白岡 6 丁目 1 2 番 1	91-0880	

(5) 学校

番号	施設名称	所在地	電話番号	F A X
1	篠津小学校	白岡市篠津 2644	92-1503	92-1538
2	菁莪小学校	白岡市上野田 101-1	92-1702	92-1721
3	大山小学校	白岡市荒井新田 339	97-0627	97-0677
4	南小学校	白岡市小久喜 524-1	92-5642	92-5646
5	西小学校	白岡市西 6-3-1	92-1405	92-4496
6	白岡東小学校	白岡市新白岡 2-28-1	92-5521	92-3006
7	篠津中学校	白岡市篠津 2617	92-1508	92-1551
8	菁莪中学校	白岡市下野田 927	92-1706	92-4438
9	南中学校	白岡市千駄野 356 - 1	92-1621	92-1601
10	白岡中学校	白岡市白岡 1647-1	93-2771	93-2772

資料- 8 消防機械一覧表

消防機械一覧表

区分 車両名	車名・形式 及び年式	エンジン形式 原動機の形式	エンジン性能 総排気量	その他性能	登録年月
白岡指揮 1	日産 LDF-CW8E26 2014 年	YD25 型	2480 c c		平成 26 年 11 月
白岡 1	日野 BDG-GX7JGWA 2011 年	J07E 型	6403 c c	小池 K F -5 A -2 バランスタービン	平成 23 年 1 月
白岡 2	日野 2KG-XZU685M 2021 年	N04C 型	4000 c c	CAFS	令和 3 年 10 月
白岡救助 1	日野 SDG-GX7JGAA 改 2015 年	J07E 型	6403 c c		平成 27 年 12 月
白岡梯子 1	日野 KL-PR4FPHF 2003 年	F21C 型	20780 c c	梯子 5 連式 40m	平成 15 年 11 月
救急白岡 1	トヨタ CBF-TRH226S 2017 年	2TR 型	2690 c c		平成 29 年 9 月
救急白岡 2	トヨタ CBF-TRH226S 2015 年	2TR 型	2690 c c		平成 27 年 11 月
指令白岡 1	日産 DBF-V M20 2015 年	HR16 型	1590 c c		平成 27 年 11 月
白岡管理 1	スズキ DAA-MK42S 2017 年	R06A-WA04A 型	660 c c		平成 29 年 10 月
救助艇 しらおか (ゴムボート)	アキレス(株) SG-124 2021 年	3RS 型 (船外機)	20 p s		令和 3 年 11 月

資料- 9 消防団消防車両一覧表

消防団消防車両一覧表

区分 分団名	車名・型式 及び年式	登録番号	登録 年月日	エンジン形式 原動機の型式	エンジン性能 総排気量	ポンプ形式
第1分団	三菱 キャンター KK-FE73FB 2005年	大宮 800 す 7048	平成16年3月	4M51	5240cc	小池 A-2 バランスタービン
第2分団	日野 デュトロ TKG-XZU640M 2012年	大宮 800 せ 8022	平成24年10 月	N04C	4009cc	小池KF-5 A-2 バランスタービン
第3分団	日野 デュトロ TKG-XZU640 M 2013年	大宮 800 せ 9063	平成25年11 月	N04C	4009cc	小池KF-1 A-2 バランスタービン
第4分団	いすゞ エルフ BKG-NLR85N 2009年	大宮 800 せ 5580	平成21年11 月	4JJ1	2999cc	篠崎S-10 A-2 3段バランスタービン
第5分団	いすゞ エルフ BKG-NLR85N 2008年	大宮 800 せ 4403	平成20年10 月	4JJ1	2999cc	小池KF-1 A-2 バランスタービン
第6分団	日野 デュトロ SKG-XZU640M 2011年	大宮 800 せ 7282	平成23年11 月	N04C	4009cc	小池KF-5 A-2 バランスタービン
第7分団	三菱 キャンター KK-FE73FB 2005年	大宮 800 す 7050	平成16年3月	4M51	5240cc	小池 A-2 バランスタービン

白岡市消防団一覽

令和5年4月1日現在

分団名	分団区域	分団施設					
		配置車両	分団小屋				
			所在地	敷地面積	延床面積	構造	建築年月
第1分団	千駄野区、小久喜1(沖山1区・沖山1区・パークシティ区・三光区・小久喜2区(JRの東側地区))、白岡4区(JRの東側地区)	CD-I型 1台	小久喜1213番地1	—	47.98㎡	鉄骨トタン葺2階建	昭和55年3月
			千駄野4105番地1外 (蓮田都市計画事業白岡駅 東部中央土地区画整理事業 地内22街区5画地)	312.59㎡	79.48㎡	木造2階建	令和6年 (予定)
第2分団	岡泉区、実ヶ谷区、太田新井区、彦兵衛2区	CD-I型 1台	岡泉1363番地3	330㎡	70.21㎡	鉄骨トタン葺2階建	平成13年3月
第3分団	上野田1区、上野田2区、下野田区、爪田ヶ谷区、彦兵衛1区	CD-I型 1台	上野田1478番地5	498.88㎡	80.76㎡	鉄骨トタン葺2階建	平成30年6月
第4分団	篠津4区、野牛1区、野牛2区、高岩1区、高岩1駒形区、高岩2区、新白岡1丁目区、新白岡2丁目区、新白岡3丁目区、新白岡グランガーデン区、寺塚区	CD-I型 1台	新白岡6丁目8番5	327㎡	70.21㎡	鉄骨トタン葺2階建	平成6年2月
第5分団	篠津1(神山区・神山西区・下宿区、)篠津2(横宿区・宿区)篠津3区、白岡1(茶屋区・東区・西北区)	CD-I型 1台	篠津1917番地3	155㎡	47.26㎡	鉄骨トタン葺平屋建	昭和55年12月
第6分団	柴山区、荒井新田区、下大崎区	CD-I型 1台	荒井新田359番地4	241.59㎡	70.21㎡	鉄骨トタン葺2階建	平成9年3月
第7分団	小久喜1(本村区・北区・小久喜2区(JRの西側地区))、白岡2新田区、白岡2山区、白岡2西南区、白岡3区、白岡4区(JRの西側地区)	CD-I型 1台	小久喜1153番地5	72.92㎡	52.05㎡	鉄骨トタン葺2階建	昭和50年10月

※第1分団は令和6年度中に所在地が上段から下段へ変更となる

資料-11 災害拠点病院一覧表

災害拠点病院一覧表

令和5年6月現在

区分	病院名	郵便番号	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
	埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
	さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
	北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
	深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
	獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
	さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
	防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
	埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
	医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
	草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
	埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
	社会医療法人さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
	医療法人徳洲会羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
	埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉 県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888	

資料-12 救命救急センター一覧表

救命救急センター一覧表

令和5年9月1日現在

施設名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
さいたま赤十字病院高度救命救急センター	日 赤	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
深谷赤十字病院救命救急センター	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター救命救急センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター救命救急センター	学校法人	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院救命救急センター	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院救命救急センター	独立行政法人	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	社会福祉法人	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888

資料-13 応急仮設住宅の設置候補場所

応急仮設住宅の設置候補地

	名 称	種 別	所在地	面積 (ha)	管理者
1	ツツジヶ丘公園	街区公園	西二丁目地内	0.36	白岡市長
2	イチョウ公園	〃	西十丁目地内	0.3	〃
3	モミジ公園	〃	西九丁目地内	0.57	〃
4	シラカバ公園	〃	西一丁目地内	0.25	〃
5	アジサイ公園	〃	西四丁目地内	0.29	〃
6	新白岡もみじ公園	〃	新白岡三丁目地内	0.08	〃
7	新白岡さくら公園	〃	〃	0.08	〃
8	新白岡中央公園	〃	新白岡二丁目地内	0.17	〃
9	新白岡くすのき公園	〃	〃	0.08	〃
10	新白岡さざんか公園	〃	〃	0.08	〃
11	新白岡けやき公園	〃	新白岡一丁目地内	0.08	〃
12	新白岡つつじ公園	〃	〃	0.09	〃
13	白岡公園	近隣公園	西五丁目地内	1.21	〃
14	高岩公園	〃	新白岡三丁目地内	2.32	〃
15	ふれあいの森公園	〃	小久喜地内	2.05	〃
16	原ヶ井戸北公園	街区公園	白岡東地内	0.14	〃
17	原ヶ井戸南公園	〃	白岡東地内	0.22	〃
18	駒形公園	〃	新白岡五丁目地内	0.29	〃
19	白岡市総合運動公園	運動公園	千駄野地内	12.7 (1.45)	〃
20	中ノ宮公園	街区公園	新白岡八丁目地内	0.45	〃
21	どんぐり公園	街区公園	千駄野地内	0.24	〃

資料-14 災害に係る受付及び指令表

本部長	副本部長	担当本部員	安心安全課長	防災担当主査	受付者
災 害 に 係 る 受 付 及 び 指 令 表					
No					
受 付 期 日	年 月 日 () 午前 時 分 午後				
行政区等名		氏 名			
住 所		電 話			
内 容	-----				

回 答	-----				

担当班 (担当者)		指 令 時 間	午前 時 分 午後		
対 応	-----				

処 理	処理済	未処理	午前 時 分 午後		

資料-15 警戒体制非常体制配備計画書

市長	副市長

警戒体制非常体制配備計画書

次のとおり配備したので人員の報告をいたします。

配備体制	警戒体制	非常体制第1配備	非常体制第2配備
配備時間	年 月 日 ()		時 分
所属名			
待機場所			
人員数	名		

No	課名	担当名	氏名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

白岡市災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 20 日
条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、白岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策本部員は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

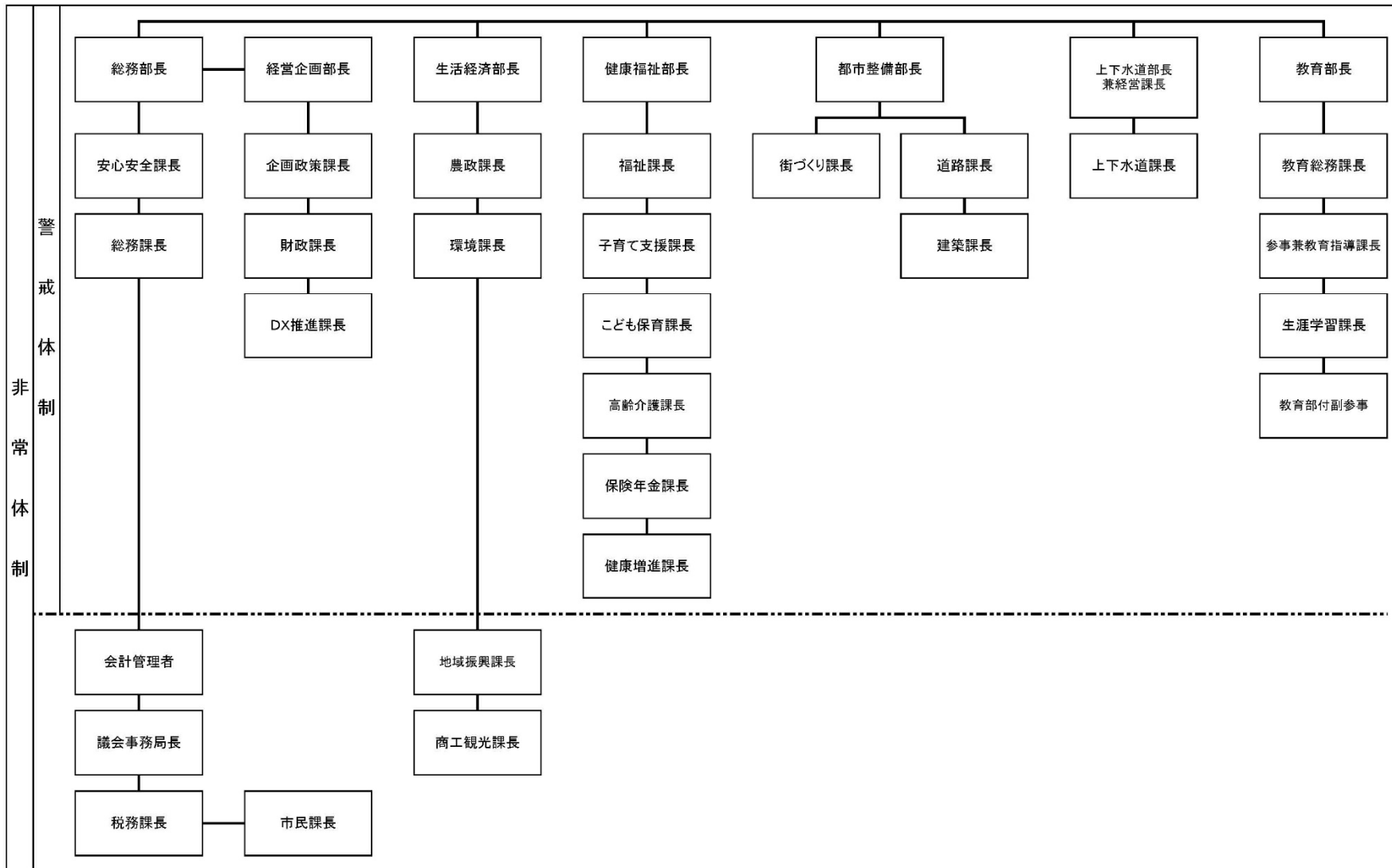
附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

白岡市職員緊急時連絡系統図【モデル】

令和5年8月1日現在



資料-18 避難所運営職員等一覧表

令和5年11月1日現在

業務内容	所屬部	所屬課	配置場所	差出人 人数	編入 人数	項	担当者名													
							氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名						
災害対策本部	総務部	安心安全課	安心安全課	7	0	A														
					0		B													
	経営企画部	企画政策課		2	0	0	A													
					0		B													
	経営企画部	財政課	2	0	0	A														
				0		B														
	経営企画部	DX推進課	2	0	0	A														
				0		B														
総務課	経営企画部	企画政策課	安心安全課	2	0	A														
					0		B													
	総務部	総務課		4	0	0	A													
					0		B													
	教育部	教育総務課	2	0	0	A														
				0		B														
	教育部	教育指導課	2	0	0	A														
				0		B														
福祉課	総務部	市民課	財政課	4	0	A														
					0		B													
第1段階 避難所開設班 (自主避難所としての 開設を含む)	教育部	生涯学習課	中央公民館	6	0	A														
				0		B														
	生活経済部	地域振興課	コミュニティセンター ・西内華館	5	0	A														
	生活経済部	商工観光課		3	0	B														
	健康福祉部	高齢介護課	津津分館	3	0	A														
					0		B													
経営企画部	財政課		3	0	B															
健康福祉部	保険年金課	青森中学校	6	0	0	A														
				0		B														
総務部	総務課	白岡東小学校	6	0	0	A														
				0		B														
第2段階 避難所開設班	健康福祉部	子ども保育課	西小学校	2	0	A														
		高齢介護課		2	0	A/B														
	総務部	市民課		5	0	A/B														
				0		C														
	健康福祉部	子ども保育課	果立白岡高等学校	2	0	A														
	教育部	生涯学習課		4	0	B														
	総務部	総務課	津津小学校	4	0	A														
	会計管理者	会計課		2	0	B														
	生活経済部	環境課	津津中学校	5	0	A														
					0		A/B													
	経営企画部	DX推進課		1	0	B														
	経営企画部	財政課	青森小学校	3	0	A														
					1		B													
	経営企画部	企画政策課		2	0	B														
	健康福祉部	子育て支援課	大山小学校	6	0	0	A													
					0		B													
	総務部	総務課	南小学校	6	0	0	A													
					0		B													
	生活経済部	農政課	南中学校	4	0	0	A													
					0		A/B													
総務部	総務課		2	0	B															
教育部	生涯学習課	勤労者体育センター	6	0	0	A														
				0		B														
健康福祉部	保険年金課		3	0	A															
生活経済部	農政課	白岡中学校	1	0	B															
議会事務局	議会事務局		2	0	B															
健康福祉部	高齢介護課	老人福祉センター	2	0	A															
	子育て支援課		2	0	B															
福祉避難所班	健康福祉部	福祉課	ありの支館	2	0	A														
					0		B													
				0		C														
			東ありの支館	3	0	A														
					0		B													
				0		C														
ほびしらおか	6	0	A																	
	0		B																	
	0		C																	
被爆班	健康福祉部	健康増進課		7	0	A														
					0		B													
					0		C													
公共施設班 (公園、道路、水路等)	都市整備部	街づくり課	都市整備部	14																
	都市整備部	道路課		16																
	都市整備部	建築課		9																
公共施設班 (調整池、遊水池、水塔等)	上下水道部	経営課	上下水道部	5																
	上下水道部	上水道課		14																
農作物被害調査	生活経済部	農政課、農業委員会	農政課	4																
市内巡回パトロール	生活経済部	市消防団	各消防団小屋																	

資料-19 防災行政無線各課配置一覧表

1 同報系無線（固定系）

(1) 制御装置

	配 置 先
主	安 心 安 全 課
副	白 岡 消 防 署

(2) 同報系無線子局配置

管理番号	型 名	製造番号	設置場所	名 称	送信所からの距離 (km)	備考
0	RV2100	161986	千駄野 432 (市役所)	市役所	0	
1	RV2100	161987	上野田 1269 (雑種地)	上野田 1	1.4	
3	RV2100	161989	上野田 965-1	上野田 2	0.75	
4	RV2100	161990	上野田 640-1	下野田 1	1.3	
5	RV2100	161991	爪田ヶ谷 241-1	爪田ヶ谷 1	1.9	
6	RV2100	161992	上野田 700-51	上野田 3	0.6	
7	RV2100	161993	上野田 423-1	上野田 4	0.6	
8	RV2100	161994	上野田 274-5 (上野田本村児童遊園)	下野田 3	1.05	
9	RV2100	161995	下野田 716-5 (第3分団小屋)	下野田 2	1.5	
10	RV2100	161996	爪田ヶ谷 805-1 (火の見跡)	爪田ヶ谷 3	2.1	
11	RV2100	161997	爪田ヶ谷 947-1	爪田ヶ谷 4	2.7	
12	RV2100	161998	下野田 941-49 (鷲宮神社)	下野田 4	1.4	
13	RV2100	161999	下野田 244-1	下野田 5	2.2	
14	RV2100	162000	千駄野 823-2	千駄野 1	0.8	
15	RV2100	162001	岡泉 1493 (菁莪小学校)	岡泉 1	1.3	
16	RV2100	162002	上野田 1711-1	上野田 5	2.1	
17	RV2100	162003	太田新井 1602-3 (あけぼの児童遊園)	太田新井 1	2.6	
18	RV2100	162004	太田新井 1328-1	太田新井 2	3.15	
19	RV2100	162005	岡泉 362-2	岡泉 4	1.4	
20	RV2100	162006	岡泉 1139-2 (雑種地)	岡泉 2	1.9	
21	RV2100	162007	太田新井 1178-1 (安楽寺)	太田新井 5	2.5	
22	RV2100	162008	太田新井 863-1	太田新井 3	3.4	
23	RV2100	162009	太田新井 645-2 (畑)	太田新井 6	3.25	
25	RV2100	162011	太田新井 443-2	彦兵衛 1	2.9	
26	RV2100	162012	実ヶ谷 280-1	岡泉 3	1.75	
27	RV2100	162013	実ヶ谷 119-1	実ヶ谷 1	1.9	
28	RV2100	162014	実ヶ谷 478 (薬師堂)	実ヶ谷 2	1.6	
29	RV2100	162015	実ヶ谷 951-1	実ヶ谷 3	1.5	
30	RV2100	162016	小久喜 1213-1 (旧庁舎)	小久喜 6	0.7	
32	RV2100	162018	千駄野 880 (千駄野保育所)	千駄野 2	0.6	
33	RV2100	162019	小久喜 1053-7 (白岡物産館)	小久喜 7	0.9	
34	RV2100	162020	小久喜 129-1	小久喜 3	1.25	
35	RV2100	162021	小久喜 575 (南小学校)	小久喜 2	1.25	
36	RV2100	162022	小久喜 318-36 (埜地団地児童遊園)	小久喜 1	1.6	
37	RV2100	162023	高岩 1380-2	高岩 1	2.5	
38	RV2100	162024	高岩 1795-8	高岩 3	1.75	
39	RV2100	162025	高岩 2211 (高岩浄水場)	高岩 4	1.15	
40	RV2100	162026	篠津 2927-2 (雑種地)	野牛 1	2.65	

管理番号	型名	製造番号	設置場所	名称	送信所からの距離 (km)	備考
41	RV2100	162027	篠津 2693 (馬立集会所)	篠津 1	1.7	
42	RV2100	162028	野牛 1541-1	寺塚 1	1.8	
43	RV2100	162029	野牛 73-2 (田)	寺塚 2	1.2	
44	RV2100	162030	野牛 420-1	寺塚 3	0.9	
45	RV2100	162031	寺塚 162 (消防署)	寺塚 4	0.6	
46	RV2100	162032	白岡 1432-1 (白岡中学校)	白岡 6	1.1	
47	RV2100	162033	篠津 54-1	篠津 6	2.8	
48	RV2100	162034	篠津 3076	篠津 5	2.6	
49	RV2100	162035	篠津 944-6 (商工会館)	篠津 7	3.4	
50	RV2100	162036	篠津 3078-1	篠津 4	2.3	
51	RV2100	162037	西 9 丁目 4 (モミジ公園)	西 5	2.3	
52	RV2100	162038	西 8 丁目 43	篠津 3	1.96	
53	RV2100	162039	西 10 丁目 4 (イチョウ公園)	西 4	2.4	
54	RV2100	162040	篠津 1978-1	篠津 2	1.7	
55	RV2100	162041	白岡東 4 (原ヶ井戸北公園)	白岡 7	1.55	
56	RV2100	162042	西 6 丁目 3-1 (西小学校)	西 3	2.05	
57	RV2100	162043	西 5 丁目 12 (白岡公園)	西 2	2.25	
58	RV2100	162044	白岡 920-42 (茶屋児童遊園)	白岡 5	1.7	
59	RV2100	162045	白岡 1059-8 (新田集会所)	白岡 4	1.4	
60	RV2100	162046	白岡 857-3 (白岡浄水場)	白岡 3	1.85	
61	RV2100	162047	白岡 1103-1	白岡 1	1.45	
62	RV2100	162048	白岡 751-1	白岡 2	1.8	
63	RV2100	162049	西 2 丁目 4 (ツツジヶ丘公園)	西 1	2.2	
64	RV2100	162050	新白岡 1 丁目 13-4 (北側遊水地)	新白岡 1	2.6	
65	RV2100	162051	高岩 710-1 (旧区画整理事務所)	高岩 2	2.5	
66	RV2100	162052	新白岡 2 丁目 5-13 (さざんか公園)	新白岡 2	2.1	
67	RV2100	162053	新白岡 3 丁目 12-15 (さくら公園)	新白岡 3	1.7	
68	RV2100	162054	野牛 1217-2 (中ノ宮公園)	野牛 2	2.2	
69	RV2100	162055	新白岡 3 丁目 200-2 (勤労者体育センター)	新白岡 4	1.5	
70	RV2100	162056	下大崎 1194-1	下大崎 1	4.05	
71	RV2100	162057	下大崎 560-3	下大崎 2	4.45	
72	RV2100	162058	荒井新田 852-1	荒井新田 1	4.7	
73	RV2100	162059	荒井新田 549-1 (大山共選場跡地)	荒井新田 2	5.1	
74	RV2100	162060	下大崎 340-2	荒井新田 3	5	
75	RV2100	162061	荒井新田 265-4 (大山小学校)	荒井新田 4	5.8	
76	RV2100	162062	柴山 770-24 (田)	柴山 1	5.62	
77	RV2100	162063	柴山 710-1	柴山 2	5.5	
78	RV2100	162064	柴山 1021-2 (大山神社)	柴山 3	6.1	
79	RV2100	162065	柴山 1339-5	柴山 4	6.5	

2 白岡市移動系防災行政無線（MCA）無線局一覧

呼出名称	白岡001	白岡002	白岡003	白岡004	白岡005	白岡006	白岡007	白岡008
設置場所	安心安全課	安心安全課	財政課	農政課	道路課	下水道課	安心安全課	水道課
無線機型式	EF-6195A	EF-6195A	EF-6195A	EF-6195A	EF-6195A	EF-6195A	EF-6195A	EF-6195A
製造番号	100025	100026	100027	100028	100029	136575	136576	136577
製造年月	2013/8	2013/8	2013/8	2013/8	2013/8	2013/12	2013/12	2013/12
設置タイプ	据置型	車載型	車載型	車載型	車載型	車載型	車載型	車載型

呼出名称	白岡009	白岡010	白岡011	白岡012	白岡013	白岡014	白岡015	白岡016	白岡017	白岡018
設置場所	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室
無線機型式	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A
製造番号	A053775	A053776	A053777	A053778	A053779	A053780	A053781	A053782	A053783	A053789
製造年月	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12
設置タイプ	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型

呼出名称	白岡019	白岡020	白岡021	白岡022	白岡023	白岡024
設置場所	道路課	道路課	街づくり課	農政課	水道課	下水道課
無線機型式	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A
製造番号	A053861	A053862	A053863	A053864	A053865	A053866
製造年月	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12
設置タイプ	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型

呼出名称	白岡025	白岡026	白岡027	白岡028	白岡029	白岡030	白岡031	白岡032	白岡033	白岡034
設置場所	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室
無線機型式	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A
製造番号	A053867	A053868	A053869	A053870	A053871	A053872	A053922	A053923	A053924	A053925
製造年月	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12
設置タイプ	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型

呼出名称	白岡035	白岡036	白岡037	白岡038	白岡039	白岡040	白岡041	白岡042	白岡043	白岡044	白岡045
設置場所	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室	無線室
無線機型式	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A	EK-6175A
製造番号	A053926	A053927	A053928	A053929	A053930	A053931	A054024	A054025	A054026	A054027	A054028
製造年月	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12	2014/12
設置タイプ	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型	携帯型

災害時における白岡町防災行政無線の放送に関する協定書

白岡町（以下甲という）と東京電力株式会社（以下乙という）は、大規模災害および設備害等による相当規模の停電が発生した場合における、白岡町防災行政無線（以下「防災無線」という）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 大規模災害および設備災害等による相当規模の停電が発生した場合において、乙が独自の広報活動を迅速に行うとともに、必要に応じて甲の防災行政無線での放送により、住民に対し周知を行うことを目的とする。

（放送の依頼方法・内容等）

第2条 乙は、前条を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を書面にて依頼するものとする。

- (1) 依頼年月日、時分
- (2) 依頼者の所属及び氏名・連絡先
- (3) 停電の原因（判明している場合）
- (4) 影響する範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) 放送依頼文
- (7) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（情報の収集等）

第3条 甲は、停電の状況についての情報を収集するため、乙に対して情報の提供を求めることができる。

2 乙は前項の求めがある時、または情報を提供する必要がある時は、速やかに連絡することとする。

（放送の判断）

第4条 甲は乙より第2条の依頼を受けたときは、防災無線により放送する必要があるか否かについて速やかに判断し、乙へ回答するものとする。

（有効期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとして、以後この例による。

（疑義の決定等）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成21年4月2日

白岡市災害優先電話 登録回線電話番号一覧

No	電話番号	設置場所	施設名
1	0480-92-1542	白岡市高岩 2211	上下水道課
2	0480-92-4484	白岡市岡泉 1325	岡泉浄水場
3	0480-92-1690	白岡市西 6-10-3	西保育所
4	0480-92-1303	白岡市千駄野 880	千駄野保育所
5	0480-92-7582	白岡市高岩 2227-1	高岩保育所
6	0480-92-1205	白岡市高岩 2177	老人福祉センター
7	0480-93-6132	白岡市白岡 1172	市役所篠津分館
8	0480-92-4760	白岡市白岡 857-6	コミュニティセンター・西児童館
9	0480-92-6000	白岡市小久喜 1227-1	中央公民館
10	0480-93-2828	白岡市新白岡 3-200-2	勤労者体育センター
11	0480-92-1538	白岡市篠津 2644	篠津小学校
12	0480-92-1721	白岡市上野田 101-1	菁莪小学校
13	0480-97-0627	白岡市荒井新田 339	大山小学校
14	0480-92-5646	白岡市小久喜 524-1	南小学校
15	0480-92-4496	白岡市西 6-3-1	西小学校
16	0480-92-3006	白岡市新白岡 2-28-1	白岡東小学校
17	0480-92-1551	白岡市篠津 2617	篠津中学校
18	0480-92-4438	白岡市下野田 927	菁莪中学校
19	0480-92-1601	白岡市千駄野 356-1	南中学校
20	0480-93-2771	白岡市白岡 1647-1	白岡中学校

【災害時優先電話】とは

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため通話を規制する場合があります。

あらかじめ災害時優先電話として登録した電話番号から発信する通話については優先的に取り扱われます。

非常時の広報例文

【発生直後】

- こちらは防災しらかがです。
ただいま、大きな地震がありました。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
声をかけ合って、まず火の後始末をしましょう。

 - こちらは防災しらかがです。
先ほどの地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推測されます。
白岡市の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。
テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意して行動してください。
-

【地震 10 分後】

- こちらは防災しらかがです。
埼玉県地方（関東地方）の地震はおさまりました。
今後、余震の発生も予想されます。
落ち着いて行動してください。
皆さん、崩れ掛かった塀や落ちやすい物には、十分注意してください。
余震をおそれず、落ち着いて行動してください。
-

【被害の状況】

- こちらは防災しらかがです。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなられた方 〇〇人、行方のわからない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 半壊家屋 〇〇棟
テレビ、ラジオの情報に注意し、デマに惑わされないよう、
落ち着いて行動してください。

 - こちらは防災しらかがです。
ただいま、〇〇地区で電気、水道の供給を停止しています。
また、電話も不通となっています。現在復旧作業を実施中です。
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないよう、
落ち着いて行動してください。

 - こちらは防災しらかがです。
現在、市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。
また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないよう、
落ち着いて行動してください。
-

【火災発生状況】

- こちらは防災しらかです。
現在、〇〇地区で火災が発生しております。
〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。

 - こちらは防災しらかです。
現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっております。
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇へ（〇〇方面へ）避難してください。
-

【交通情報】

- こちらは防災しらかです。
現在、JR宇都宮線は、運転をすべて見合わせています。
JRでは、線路などの点検を行っていますが、
まだ、運転再開の見通しは立っていません。
今後の情報に注意してください。

 - こちらは防災しらかです。
現在、市内のすべての道路が、〇〇のため、車両の通行が禁止されています。
市民の皆さん、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

 - こちらは防災しらかです。
現在、JR宇都宮線は、〇〇～〇〇間で、運転が再開されました。
-

【避難の準備の周知】

- こちらは防災しらかです。
警戒レベル3。高齢者等避難を発令します。
現在、〇〇地区では〇〇のため、危険な状態になりつつあります。
高齢の方等避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
その他の人は避難の準備を始めてください。
避難所は、〇〇を開設しています。
避難する際の持ち物は、非常持出品など最小限にとどめましょう。
-

【避難の指示誘導】

- こちらは防災しらかはです。
警戒レベル4。避難指示を発令します。避難を開始してください。
〇〇地区周辺は、〇〇のため、災害発生のおそれがあります。
速やかに全員避難を開始してください
避難先は、〇〇小学校です。
戸締まりをし、家族そろって、早く避難してください。
 - こちらは防災しらかはです。
警戒レベル5。緊急安全確保を発令します。命を守る最善の行動をとってください。
〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
〇〇地区で堤防から水があふれだしました。
〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
命を守るために最善の行動をとってください。
-

【救護対策の周知】

- こちらは防災しらかはです。
負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられております。
けがをされた方は〇〇に行ってください。
 - こちらは防災しらかはです。
負傷者の収容についてお知らせします。
〇〇付近でけがをされた方は、〇〇（所在地）の〇〇病院に収容されています。
-

【避難収容場所の周知】

- こちらは防災しらかはです
避難場所のお知らせをします。
被災者の避難場所は、〇〇と〇〇に開設されています。
お困りの方は、直接避難場所においでになるか、市役所にご相談ください。
-

【防疫、保健衛生に関する注意】

- こちらは防災しらかはです。
市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、
飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、発熱、下痢等、身体に異常を感じたときは、
すぐ医師の手当を受けてください。
食中症状のときは、医師、又は市役所に連絡してください。
-

【震度 5 弱以上の際、小学校からの引取り依頼】

●こちらは、防災しらかかです。

本日の地震により、市内の小学校では児童の安全確保のため、保護者のお迎えをお願いしています。

なお、お迎えのない児童は、学校で待機します。

車でのお迎えは、予期せぬ渋滞を引き起こし、

緊急車両通行の妨げになります。

車の使用は避けてください。

資料-23 災害時における放送等に関する協定

災害時における放送等に関する協定

白岡市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム北関東（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、白岡市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定す

る。

(その他)

第9条 災害情報等の広報に関する協定書(平成26年3月19日)は廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月25日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目34番8
株式会社ジェイコム北関東
代表取締役社長 今井 達雄

(株)ジュピターテレコム 関東メディアセンター/(株)レスキューナウ 危機管理情報センター 宛

NO. _____

□ML_KMC_bousai_shiraoka@jupiter.jcom.co.jp

メール送信と合わせてFAXも送信ください

FAX : 042-385-3100

送信後、03-5759-6745 へ 受信確認 TEL お願いします

災害情報放送要請書

要請日時						
201__年	平成__年	__月	__日	__時__分 <small>(24時表記)</small>	<input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第3報	<input type="checkbox"/> __報 <input type="checkbox"/> 最終報
要請者						
市・町		担当 役職	固定電話	- -		
部署名	担当 氏名		携帯電話	- -		
要請件名						
要請の理由						
放送依頼テロップ原稿						
放送希望日時						
<input type="checkbox"/> 今すぐ		<input type="checkbox"/> 時間指定		__月 __日 __時__分 <small>(24時表記)</small>		
電話での要請時 代筆情報	代筆者		受付 時間	時	分	

* 最終報の発報は必須でお願いします。

* メールおよびFAXの要請では間に合わない場合、電話等にて受け付けます。本紙は後で提出をお願いします。

ジュピターテレコム 関東メディアセンター TEL-042-301-0222

緊急時専用 メールアドレス : ML_KMC_bousai_shiraoka@jupiter.jcom.co.jp

※ジュピターテレコム使用欄



災害に係る情報発信等に関する協定書

白岡市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、白岡市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、白岡市が白岡市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ白岡市の行政機能の低下を軽減させるため、白岡市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組の内容は、次の中から白岡市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、白岡市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、白岡市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 白岡市が、白岡市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 白岡市が、白岡市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 白岡市が、災害発生時の白岡市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 白岡市が、白岡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて白岡市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 白岡市が、白岡市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 白岡市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、白岡市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく白岡市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、白岡市から提供を受ける情報について、白岡市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、白岡市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、白岡市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、白岡市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月13日

白岡市：埼玉県白岡市千駄野432
白岡市
白岡市長 小島卓

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

資料-25 自衛隊災害派遣要請書

第 年 月 日
号

埼玉県知事 様

白岡市長

自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域
 - (2) 活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

資料-26 自衛隊災害派遣撤収要請書

第 年 月 号
日

埼玉県知事 様

白岡市長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当市 地区の避難救助活動のため、 年 月

日付 発第 号をもって自衛隊の出勤を要請しましたが、

避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収方要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書

災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関し、春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町（以下「協定市町」という。）との間に、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において大規模な災害が発生し、各市町が独自では、十分に被災者救援等の応急措置ができない場合における、協定市町の相互応援及び避難場所の相互利用について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等、並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設、応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) その他被災者救援等の応急措置に必要なもので、特に要請のあった事項

（相互利用する避難場所の範囲）

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動等を行うものとする。

（応援の手続）

第6条 協定市町が、応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 第3条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

（相互利用の手続）

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び、連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）
- (2) 避難させる場所
- (3) 受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- (4) その他相互利用に関し、必要な事項

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。

2 応援を受けた市町が、前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第9条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に機能するよう、平常時において、防災に関する情報、資料を相互に交換するとともに、防災対策の調査研究及び防災体制の整備に努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

(従前の協定書の失効の確認)

第11条 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定書（平成17年10月1日締結）は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成24年10月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するための本書5通を作成し、協定市町署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

春日部市中央六丁目2番地
春日部市
春日部市長 石川良三

蓮田市大字黒浜2799番地1
蓮田市
蓮田市長 中野和信

白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島卓

宮代町笠原一丁目4番1号
宮代町
宮代町長 庄司博光

杉戸町清地二丁目9番29号

杉戸町
杉戸町長 古谷松雄

別表（第2条関係）

市町名	連絡担当課	所在地	連絡先
春日部市	危機管理防災室	〒344-8577 春日部市 中央六丁目2番地	電話 048 - 736-1111 FAX 048 - 734-0869 携帯電話 090 -1501-1001
蓮田市	危機管理課	〒349-0193 蓮田市 大字黒浜 2799 番地 1	電話 048 - 768-3111 FAX 048 - 765-1700 携帯電話 070 -5455-0393
白岡市	安心安全課	〒349-0292 白岡市 千駄野 432 番地	電話 0480- 93 -5630 FAX 0480- 92 -9096 携帯電話 090 -3339-6999
宮代町	町民生活課	〒345-8504 宮代町 笠原一丁目4番1号	電話 0480- 34 -1111 FAX 0480- 34 -1093 携帯電話 080 -6500-6895
杉戸町	住民参加推進課	〒345-8502 杉戸町 清地二丁目9番29号	電話 0480- 33 -1111 FAX 0480- 33 -4550 携帯電話 090 -3404-9784

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、田園都市づくり協議会を構成する久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町及び杉戸町（以下「協定市町」という。）において、災害が発生し、各市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡体制等)

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援等に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡し、情報交換するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) その他被災者救援等に必要な事項

(避難場所の範囲)

第4条 協定市町の住民は、災害時において協定市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

(被災者への救護等)

第5条 避難場所に避難している協定市町の住民に対して、当該避難場所を管理する市町は、すべて同等に救護、救助活動を行うものとする。

(応援の手続)

第6条 協定市町が応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話・ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項から第3号までに掲げる資機材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 第3条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

(相互利用の手続)

第7条 協定市町が、避難場所利用の応援を受けようとするとき及び連絡なしで被災者を受け入れたときは、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援の要請及び受け入れ状況を連絡し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災者の避難予定人員（性別、年齢等を含む。）
- (2) 避難させる場所
- (3) 受け入れた被災者の避難場所及び人員（性別、年齢等を含む。）
- (4) その他相互利用に関し、必要な事項

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費及び相互利用に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 第3条第4号に規定する職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する費用及び避難場所に要する費用は、原則として応援を受ける市町の負担とする。

2 応援を受けた市町が、前項第2号の費用を支弁するいとまがない場合には、応援を行った市町が当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第9条 協定市町は、この協定に基づく相互応援等が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うとともに、防災対策の強化に努力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、協定市町署名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月14日

久喜市大字下早見 85 番地の 3
久喜市長 田中 暄二

蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
蓮田市長 樋口 暁子

幸手市東 4 丁目 6 番 8 号
幸手市長 増田 実

宮代町中央 3 丁目 6 番 11 号
宮代町長 榊原 一雄

白岡町大字千駄野 432 番地
白岡町長 濱田 福司

菖蒲町大字新堀 38 番地
菖蒲町長 中山登司男

栗橋町大字間鎌 251 番地 1
栗橋町長 齊藤 和夫

鷺宮町鷺宮 6 丁目 1 番 1 号
鷺宮町長 渡邊 正義

杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号
杉戸町長 小川 伊七

災害時における相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は、別表のとおりとする。

(職員の派遣に要する経費負担)

第3条 協定第8条第1項第1号に規定する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援を行った職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、応援した市町の負担とする。
- (2) 応援を行った職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた市町が、応援の往復途中において生じたものについては応援した市町が、賠償の責を負うものとする。

(応援業務等に要する費用負担)

第4条 協定第8条第1項第2号に規定する費用は、次に定めるところにより算出した額について、応援を受けた市町に対し請求できるものとする。

- (1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (2) 調達物資については、当該物資の購入価格及び輸送費
- (3) 車両及び機械器具については、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (4) 避難場所の提供については、利用に要した費用又は施設等の借上料
- (5) 協定第6条第6号及び協定第7条第4号については、その実施に要した額

(経費負担の協議)

第5条 協定第8条の規定にかかわらず、応援を受けた市町は被災状況を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援した市町と協議することができるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定第9条に規定する情報の交換に関し必要な資料は、協定市町の地域防災計画及びその他必要と認める資料とする。

附 則

この実施細目は、平成12年1月14日から施行する。

別表（実施細目第2条関係）

連絡担当課

市町名	課名	NTT番号	県防災無線番号	携帯電話番号
久喜市	市民生活課	TEL 0480-22-1111 FAX 0480-22-3319	無線 76-4429 FAX 76-4420	—
蓮田市	庶務課	TEL 048-768-3111 TEL 048-765-1700	無線 76-4439 FAX 76-4430	090-3234-3412
幸手市	市民生活課	TEL 0480-43-1111 FAX 0480-42-9115	無線 76-4249 FAX 76-4240	090-3479-0030
宮代町	生活環境課	TEL 0480-34-1111 FAX 0480-34-7820	無線 76-4229 FAX 76-4220	090-3207-1164
白岡町	総務課	TEL 0480-92-1111 FAX 0480-93-0118	無線 76-4449 FAX 76-4440	090-3339-6999 090-3090-7889
菖蒲町	総務課	TEL 0480-85-1111 FAX 0480-85-1806	無線 76-4459 FAX 76-4450	090-3479-3481 090-3479-3531
栗橋町	総務課	TEL 0480-53-1111 FAX 0480-52-6027	無線 76-4239 FAX 76-4230	090-3349-1981 090-3349-1982
鷲宮町	庶務課	TEL 0480-58-1111 FAX 0480-58-2020	無線 76-4469 FAX 76-4460	090-3205-8836 090-3349-1345
杉戸町	総務課	TEL 0480-33-1111 FAX 0480-33-4550	無線 76-4259 FAX 76-4250	090-3404-9784

災害時相互応援協定書

白岡市及び君津市（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることに關し、次のとおり協定を締結する。

（相互に行う応援）

- 第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に關し応援を実施する。
- 2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）が判断し、過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

- 第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
 - (5) 被災した児童又は生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
 - (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要求の手續）

- 第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援の求め（以下「応援の要求」という。）をするものとする。
- 2 前項の規定による応援の要求の方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして、電話その他の早期に情報の伝達可能な方法により連絡するものとする。
- (1) 災害による被害の状況
 - (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等
 - (3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数
 - (4) 応援を受けたい期間
 - (5) 応援の実施に係る場所
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項
- 3 前項の規定によるもののほか、応援の要求に際しては、協定市が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

- 第4条 応援市は、前条の規定による応援の要求を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を実施するものとする。
- 2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。
- 3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなけ

ればならない。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費(自主応援活動に要する経費を除く。)は、被災市が負担することを原則とする。ただし、応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

2 自主応援活動に要する経費は、応援市が負担するものとする。

3 応援に要する経費について第1項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、又は提供するものとする。

(訓練の参加)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第11条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し協定市長それぞれ署名押印の上、保有する。

平成30年 3月13日

白岡市

白岡市長 小島 卓

君 津 市

君津市長 鈴木 洋邦

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と白岡町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の地域について災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 乙の地域内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 乙の災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関する事
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上、各1通を所有する。

平成24年5月31日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地
白岡町
白岡町長 小 島 卓

資料-32 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		流失	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
	半焼								
	床上浸水								
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生日から 10 日以内						
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生日から 3 カ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 カ月以内）						
学用品の供与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生日から 教科書 1 カ月以内 その他学用品 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生日から 10 日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。					
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う者	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) 【既存建物借上費】 通常の実費 【既存建物以外 1体当たり5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後速やかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類ごとの特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式2

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))
(1) 設置戸数の総数 戸
(2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住

様式3

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出し所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊（焼）流失					
半壊（焼）床上浸水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式7

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、罹
災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますの
で、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式8

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給
与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長御
承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式9

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

医療期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であっ
て、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情
でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する限度額
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式10

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

助産期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であっ
て、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から日間では、助産を打切ることが困
難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式11

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、
救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長
を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、
罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修
理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にあります
ので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
(1) 修理戸数の総数 戸
(2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
(1) 貸与世帯数の総数 世帯
(2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失 世帯戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式18

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式20

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
(1) 除去戸数の総数 戸
(2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく
除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延
長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要
がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式25

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

白岡市

印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

資料-34 市内の病院・診療所

市内の病院・診療所

番号	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	新井クリニック	白岡市小久喜 1190-5 (1F)	92-4052	内・神内・老内
2	新井レディースクリニック	白岡市小久喜 1190-5 (2F)	91-0330	婦
3	大林内科	白岡市千駄野 656-1	93-8556	内・小・消・循・呼・神内・アレ
4	大村内科	白岡市西 8-5-8	93-0161	内・循・内分
5	奥山こどもクリニック	白岡市小久喜 805-1	91-1020	小・アレ
6	開誠医院	白岡市西 1-7-12	92-7366	内・小・外・皮・泌・整
7	児玉医院	白岡市小久喜 1101-1	92-8733	耳・アレ
8	斎木眼科	白岡市篠津 1936-5 (2F)	93-7511	眼
9	山王クリニック	白岡市寺塚 123-1	93-0311	産婦
10	山王ドームクリニック	白岡市寺塚 97-2	91-0311	小児科 (新生児内科)
11	篠津医院	白岡市篠津 1936-5 (1F)	92-1600	内・小・循
12	白岡整形外科	白岡市小久喜 1067-2	93-5522	整・リハ・内・外
13	白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	93-0661	内・神内・消内・循内・腎内・小・外・消外・乳外・整・形・美・脳・皮・泌・眼・耳・放・麻・リハ
14	白岡内科総合診療所	白岡市千駄野 1311-1	93-6588	内・アレ・リウ・呼内・消内・皮
15	白岡ファミリークリニック	白岡市小久喜 200-1	90-5590	内・皮
16	新白岡駅前内科	白岡市新白岡 4-13-3 新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F	92-0112	内
17	新しらおか病院	白岡市上野田 1267-1	90-5550	精・内
18	新白岡・あだち眼科	白岡市新白岡 7-11-9	53-8501	眼
19	杉本医院	白岡市小久喜 1444-7	92-1817	内・小
20	高梨内科医院	白岡市西 1-3-2	90-5660	内・消
21	富田皮膚科	白岡市千駄野 1340-3	93-3060	皮
22	なかむら内科クリニック	白岡市新白岡 3-41 ルネグランガーデン 1F	53-8028	内・消
23	パーク病院	白岡市千駄野 1086-1	91-6200	内・眼・呼・アレ・整・消内・リハ
24	藤野医院	白岡市高岩 990-1	93-3711	内・小・麻 (ペインクリニック)
25	まきの消火器内科・外科 クリニック	白岡市新白岡 4-6-13 ルネ新白岡駅前 1F	91-1234	外・消内・肛外
26	矢部医院	白岡市上野田 615	92-0015	外・内・胃・肛・リハ・小
27	山本クリニック	白岡市新白岡 2-1 ルネグランテラス 1F	90-1252	内・小・循
28	ゆりのき皮膚科形成外科	白岡市新白岡 7-15-3	91-7901	皮・形・美
29	りゅう内科・整形外科医院	白岡市白岡 1501 イリーデ・カーサ 1F	93-2188	内・整

アレ：アレルギー　神内：神経内科　リハ：リハビリ

資料-35 市内の歯科診療所

市内の歯科診療所

番号	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	青空歯科クリニック	白岡市千駄野 1105	93-2288	歯・小歯
2	アリス歯科クリニック	白岡市新白岡 1-1-1	91-0144	歯・小歯・矯正歯
3	おがわ歯科クリニック	白岡市小久喜 1082-2	93-7001	歯・小歯・矯正歯・歯外
4	金子歯科医院	白岡市白岡 1160	92-1500	歯・小歯
5	川島歯科医院	白岡市小久喜 999-9	92-1118	歯・小歯・矯正歯
6	きのした歯科医院	白岡市西 6-12-4	93-4678	歯・小歯・矯正歯
7	くりはら歯科医院	白岡市千駄野 719	93-0390	歯・小歯・矯正歯・歯外
8	小島歯科医院	白岡市小久喜 1167-2	92-0022	歯・小歯
9	新白岡デンタルクリニック	白岡市新白岡 4-13-3 新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F	31-7474	歯・小歯・矯正歯・歯外
10	新白岡 口腔リハ・歯科クリニック	白岡市新白岡 7-14-14 新白岡ホープ館 101	90-7910	歯
11	高井歯科医院	白岡市高岩 1060	92-1180	歯・小歯・矯正歯
12	たけおだ歯科医院	白岡市小久喜 674-3 シティービル (1F)	93-8448	歯・小歯・矯正歯
13	田島歯科医院	白岡市小久喜 1139-1	92-7563	歯・小歯
14	ななえ・桜沢歯科医院	白岡市白岡 1082-6	92-6713	歯・小歯・矯正歯
15	のもと歯科クリニック	白岡市寺塚 364-2	93-4141	歯・小歯・矯正歯
16	はまだ歯科医院	白岡市新白岡 4-15-5	90-4180	歯・小歯・矯正歯・歯外
17	ほんざわ歯科クリニック	白岡市下大崎 1356-1	90-2090	歯・小歯・矯正歯
18	松永歯科医院	白岡市小久喜 1203-1	92-8885	歯・小歯・歯外
19	松丸・歯科・矯正歯科 白岡駅ビルクリニック	白岡市小久喜 1213-3 ビーンズアネックス (2F)	フリーダイヤル 0120-4184- 86	歯・小歯・矯正歯・歯外
20	宮山歯科医院	白岡市下野田 1373-3	93-1600	歯・小歯・矯正歯
21	本木歯科医院	白岡市小久喜 731-9	92-8740	歯
22	安井歯科医院	白岡市上野田 1161-1	91-0050	歯・小歯・歯外
23	渡辺歯科医院	白岡市西 6-5-2 生鮮 TOP 内	44-8858	歯・小歯・矯正歯

災害時の医療救護に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（医師会救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、災害対策本部において、乙の推薦により事前に選出された医師（以下「選出医師」という。）と調整を図ったうえで、乙に対し、医師会救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項に規定する乙が推薦する選出医師については、名簿を作成しておくものとする。

3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに医師会救護班を編成し、甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（連絡調整）

第3条 選出医師及び白岡市歯科医師会から選出された歯科医師並びに白岡市薬剤師会から選出された薬剤師の相互の調整を行う者として、選出医師の中から災害医療総合調整監を選出するものとする。

2 災害医療総合調整監は、災害対策本部と医療救護活動に係る連絡調整を行うものとする。

（医師会救護班の業務）

第4条 医師会救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において医療救護活動を行うものとする。

2 医師会救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) その他必要な措置

（医師会救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医師会救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 乙が派遣する医師会救護班が使用する医薬品等は、当該医師会救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師会救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医師会救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医師会救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月12日

甲 白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 白岡市千駄野656番地1
白岡市医師会
会 長 大林 日出雄

災害時の歯科医療救護に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合、災害対策本部において、乙の推薦により事前に選出された歯科医師（以下「選出歯科医師」という。）と調整を図ったうえで、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項に規定する乙が推薦する選出歯科医師については、名簿を作成しておくものとする。

3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力（身元確認）
- (5) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (6) その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた

経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月12日

甲 白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 白岡市小久喜1008番地4
白岡市歯科医師会
会長 川島 悦雄

災害時の医療救護に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、災害対策本部において、乙の推薦により事前に選出された薬剤師（以下「選出薬剤師」という。）と調整を図ったうえで、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 前項に規定する乙が推薦する選出薬剤師については、名簿を作成しておくものとする。

3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第3条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第5条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（細則）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月12日

甲 白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 白岡市彦兵衛40番地2
白岡市薬剤師会
会 長 渡邊 昇子

資料-39 避難所開設状況報告書

避難所開設状況報告書【第 報】

発信者		受信者		報告日時	月 日 時 分
避難所名			電話		
開設日時			閉鎖日時		
月	日	時	分	月	日 時 分
班長名	氏 名	参集時間	施設 管理者名		
避難所担当職員	No.	時 分	建物安全 確認	未確認・安全・要注意・危険	
	1	時 分	人命救助	不要・必要（約 人）・不明	
	2	時 分	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火	
	3	時 分	ライフ ライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	4	時 分	道路状況	通行可・片側通行・通行不可	
	5	時 分	がけ崩れ	未確認・なし・あり・要警戒	
避難状況	行政区名	世帯	人数	内 訳	備 考
				男 人・女 人 要配慮者 人	
				男 人・女 人 要配慮者 人	
				男 人・女 人 要配慮者 人	
				男 人・女 人 要配慮者 人	
				男 人・女 人 要配慮者 人	
	合計			男 人・女 人 要配慮者 人	
	帰宅困難者数			男 人・女 人 要配慮者 人	
	避難所数増減見込み			増 加 ・ 減 少 ・ 変化なし	
報告事項	(食糧・毛布その他の必要物品等の状況、運営状況、その他報告事項)				

資料-40 避難所運営記録簿

避難所運営記録簿

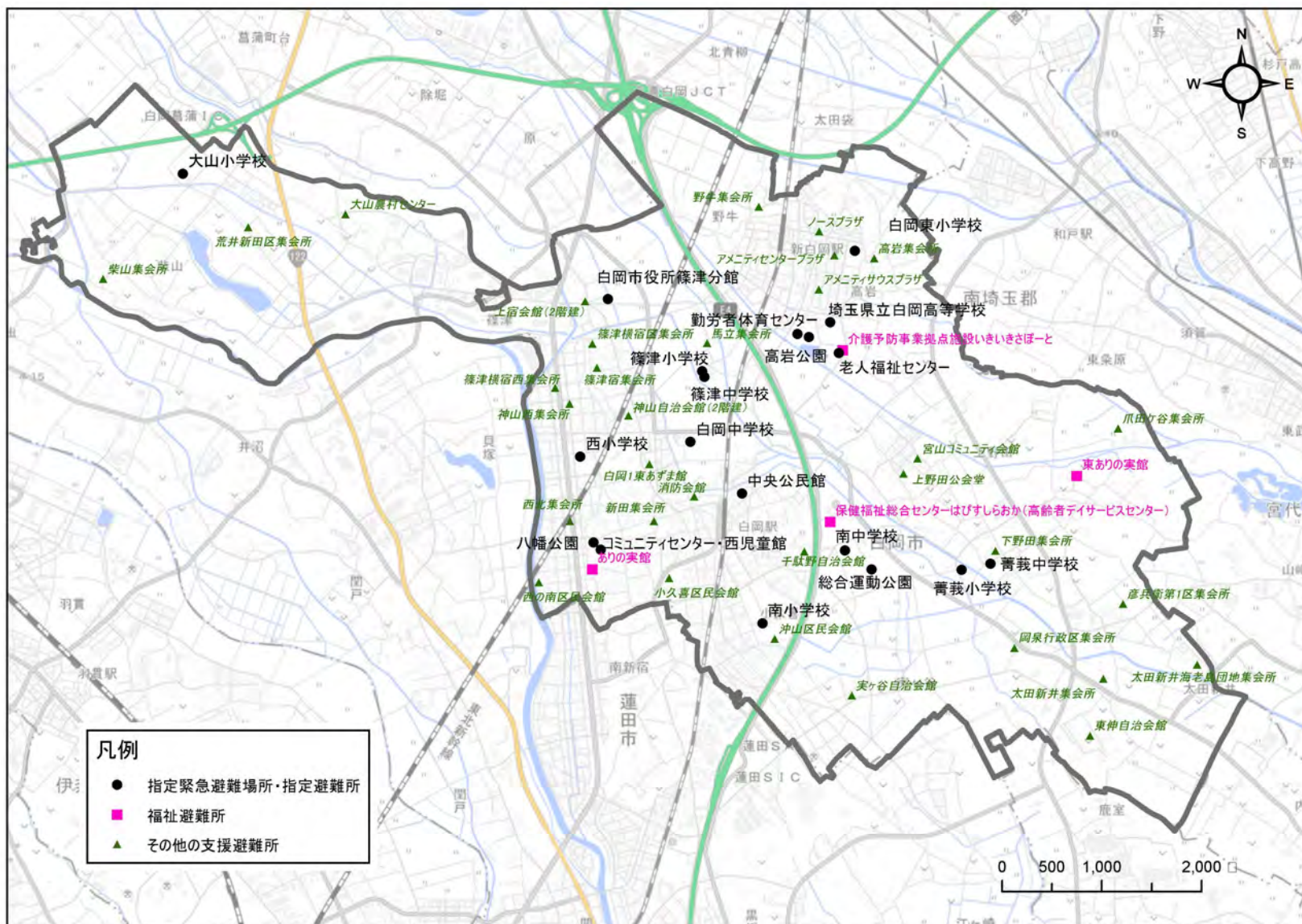
年 月 日 () 天気		記入者	
避難者数	新規入所者数	退所者数	
世帯 (人)	世帯 (人)	世帯 (人)	
避難所運営委員会の会議内容			
		連絡事項	
避難所担当職員			
運営チーム			
広報チーム			
食糧・物資チーム			
保健・衛生チーム			
施設管理者			
ボランティア			
【会議での検討事項】			
【災害対策本部からの伝達事項】			
【避難所内の出来事】			

資料-41 避難状況一覽

避難状況一覽

避難所名	電話	責任者	開設日時	作成者 避難状況（地区名・人数等）			
				時 分	時 分	時 分	時 分

資料-42 白岡市避難所等位置図



資料-43 指定緊急避難場所・指定避難所避難可能人員一覧表

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

番号	施設名	指定避難所	指定緊急避難場所		地震時避難可能人員(人)			洪水時避難可能人員(人)	
			地震	洪水	屋外	建物	体育館	建物	体育館
1	篠津小学校	○	○	△	7,935	747	315	489	0
2	篠津中学校	○	○	△	10,949	639	456	516	0
3	菁莪小学校	○	○	△	10,649	1,029	270	771	0
4	菁莪中学校	○	○	○	9,867	771	459	771	459
5	大山小学校	○	○	△	4,252	735	180	462	0
6	南小学校	○	○	△	6,373	1,341	414	963	0
7	南中学校	○	○	△	7,633	576	444	477	0
8	西小学校	○	○	△	5,040	828	411	693	0
9	中央公民館	○	○	△	781	537	—	201	—
10	市役所篠津分館	○	○	○	792	123	—	123	—
11	老人福祉センター	○	○	—	2,102	231	—	0	—
12	コミュニティセンター・西児童館	○	○	○	2,254	279	—	279	—
13	八幡公園	—	○	○	3,560	—	—	—	—
14	高岩公園	—	○	—	11,624	—	—	—	—
15	勤労者体育センター	○	○	—	4,455	516	—	—	—
16	白岡中学校	○	○	△	6,900	510	444	510	—
17	白岡東小学校	○	○	△	6,779	984	411	750	—
18	総合運動公園	—	○	—	63,479	—	—	—	—
19	県立白岡高等学校	○	○	△	8,129	900	696	474	—
	合計	16	19	15	173,553	10,746	4,500	7,317	459

※建物及び体育館の収容人員は、令和4年度に実施した防災アセスメント調査によって算出
 ※建物及び体育館の避難可能人員は3㎡/人で積算（感染症対策を行う場合、6㎡/人を想定）
 ※想定地震は茨城・埼玉県境地震
 ※洪水時の浸水想定河川は利根川・小山川流域（建物2階以上の避難を想定）

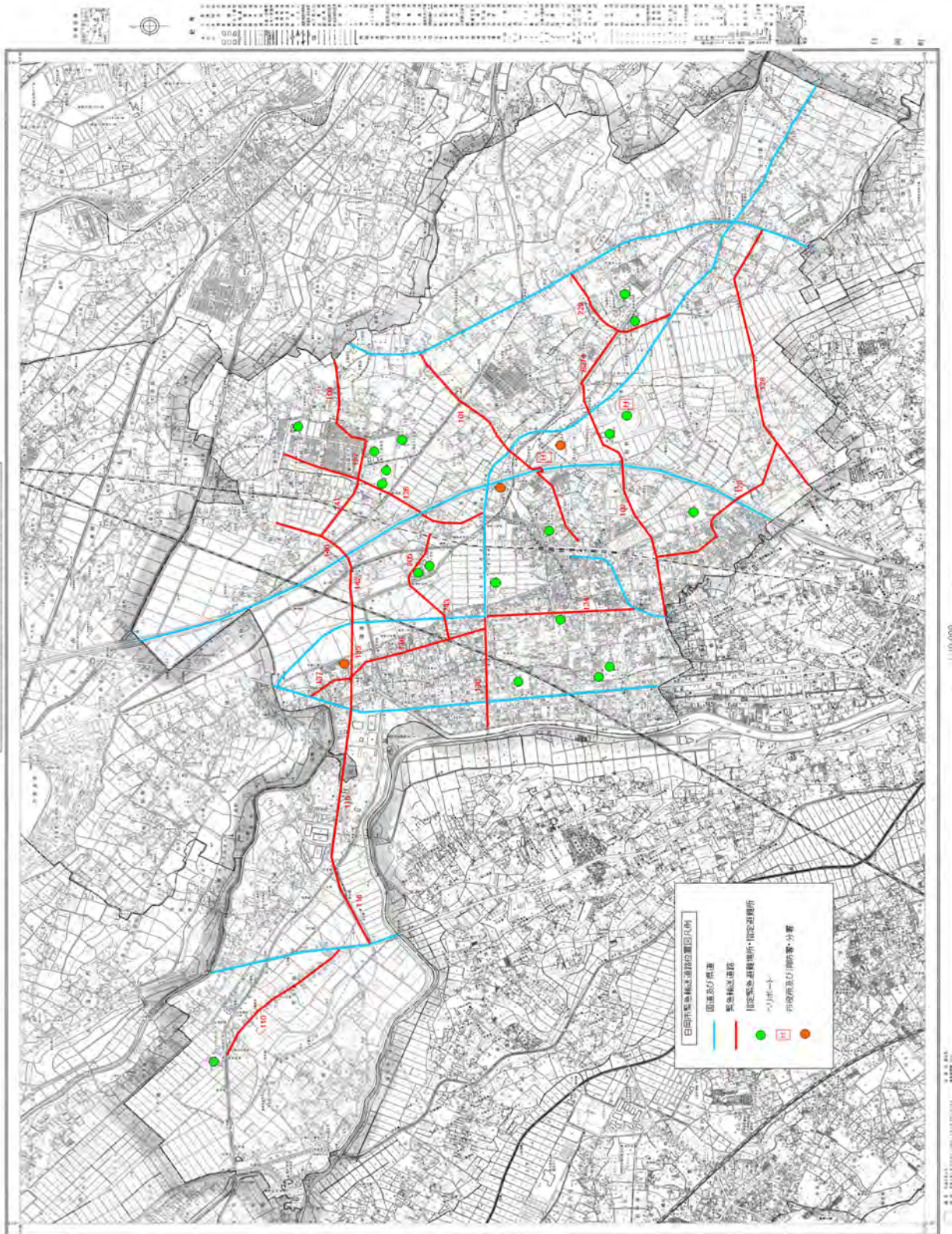
資料-44 白岡市緊急輸送道路一覽表

白岡市緊急輸送道路一覽表

No	路 線 名
1	1 級市道 101 号線
2	" 102 号線
3	" 108 号線
4	" 110 号線
5	" 115 号線
6	" 116 号線
7	" 123 号線
8	" 126 号線
9	" 127 号線
10	" 128 号線
11	" 130 号線
12	" 134 号線
13	" 135 号線
14	" 136 号線
15	" 137 号線
16	" 140 号線
17	" 141 号線
18	" 142 号線
19	2 級市道 205 号線
20	" 229 号線
21	" 243 号線
22	市道 8374 号線

資料-45 白岡市緊急輸送道路位置図

白岡市緊急輸送道路位置図



災害時における応急対策活動に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合宮代支部（以下「乙」という。）とは、白岡市内に災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策活動に関わる業務（以下「応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙の甲に対する応急業務の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において甲が乙に要請できる応急業務は、次のとおりとする。

- （1）市が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関すること。
- （2）市が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること。
- （3）その他、甲が必要と認める応急業務への協力に関すること。

（協力の要請）

第3条 甲が災害対策本部を設置し、応急業務を行う必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項による要請を受けたときは、甲に対して協力するものとする。
- 3 甲は、乙の組合員以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。
- 4 協力の要請は、応急対策活動要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、事後要請書を提出するものとする。

（協力体制の確保）

第4条 乙は甲からの協力要請に対応できるよう、あらかじめ乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制を整備しておくものとする。

（応急対策活動の方法）

第5条 第3条の規定により応急対策活動を行う乙の組合員は、現地に派遣された甲の職員の指示に従うものとする。

- 2 応急対策活動が必要とされた現地に甲の職員が派遣されないときは、活動を行う乙の組合員の安全が確保されていることを確認のうえ、人命救助活動を行うものとする。

（活動の報告）

第6条 乙は、第1条及び第2条の規定に基づいて応急対策活動を行った場合は、応急対策活動報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、事後報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請を受けて行った乙の応急対策活動に係わる費用は、甲が負担する。ただし、費用の支払い時期については、甲の被災状況から甲の判断により適当な時期に支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、「埼玉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第8条 応急対策活動に従事した乙の組合員が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償

保険法」を適用するものとする。

2 乙の組合員が所有する車両、工具、資機材を甲又は甲に協力する団体、組織等の使用により損害が生じた場合あるいは紛失、盗難により被害が生じた場合は、甲がその損害を補償するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市

白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町須賀2244-3
埼玉土建一般労働組合 宮代支部

支部長 鈴木 重夫

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白岡市内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し、乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（サポート制度）

第5条 レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の1事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。

2 前項の場合において、地震、津波、噴火等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第6条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては安心安全課長、乙においては株式会社アクティオ久喜営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市

白岡市長 藤井 栄一郎

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ

代表取締役 小沼 直人

様式1号（第3条第4項関係）

応急対策活動要請書

年 月 日

埼玉土建一般労働組合
宮代支部長 様

要請責任者

印

応急対策活動に関する協定第3条第4項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請する内容	
要請の期間	
連絡事項	

応急対策活動報告書

年 月 日

白岡市長 あて

埼玉土建一般労働組合 宮代支部長

応急対策活動に関する協定第 6 条の規定により、実施した応急対策活動を以下のとおり報告します。

実施した活動の内容	活動に要した費用

【連絡事項】

--

白岡市公用車一覧表

令和6年1月1日現在

No.	登録番号	車種	所管課	備考 ドラ:ドライブレコーダー スタ:スタッドレス チェ:チェーン
1	大宮 302 ち 7490	普通乗用 トヨタ カムリ (HV)	企画政策課	市長車・ドラ・ナビ・スタ・ET
2	大宮 581 せ 1013	軽乗用 ダイハツ ムーヴ	中央公民館	ドラ・チェ (リース)
3	大宮 503 に 1482	小型乗用 トヨタ パッソ	財政課	ナビ・ET・ドラ・スタ (リース)
4	大宮 503 に 1483	小型乗用 トヨタ パッソ	財政課	ドラ・チェ (リース)
5	大宮 503 て 7554	小型乗用 トヨタ ノア	財政課	送迎・ドラ・スタ (リース)
6	大宮 581 せ 1015	軽乗用 ダイハツ ムーヴ	財政課	ドラ・スタ (リース)
7	大宮 503 て 7555	小型乗用 トヨタ ノア	財政課	送迎・ナビ・ET・ドラ・スタ (リース)
8	大宮 581 す 3903	軽乗用 ダイハツ キャストアクティバ	財政課	防災・スピーカー付 ドラ・スタ (リース) 4WD
9	大宮 400 ひ 2158	小型貨物 トヨタ プロボックス	財政課	ドラ・チェ (リース)
10	大宮 400 ひ 2159	小型貨物 トヨタ プロボックス	財政課	ドラ・チェ (リース)
11	大宮 581 た 4881	軽乗用 ダイハツ ミライース	財政課	ドラ・チェ (リース)
12	大宮 581 た 4882	軽乗用 ダイハツ ミライース	財政課	ドラ・チェ (リース)
13	大宮 580 や 4983	軽乗用 ダイハツ ムーヴ	財政課	チェ (リース)
14	大宮 580 や 4984	軽乗用 ダイハツ ムーヴ	財政課	チェ (リース)
15	大宮 581 せ 1014	軽乗用 ダイハツ ムーヴ	財政課	ドラ・チェ (リース)
16	大宮 480 た 1553	軽貨物 ダイハツ ハイゼットダンプ	財政課	トラック ドラ・チェ (リース)
17	大宮 503 て 2847	小型乗用 トヨタ ノア (HV)	財政課	議長・送迎・市名なし・ナビ・ET・ドラ・スタ (リース)
18	大宮 400 は 4265	小型貨物 トヨタ タウンエース	財政課	チェ
19	大宮 581 た 4885	軽乗用 ダイハツ ミライース	高齢介護課	ドラ・スタ (リース)
20	大宮 400 に 8239	小型貨物 トヨタ プロボックス	財政課	チェ
21	大宮 480 た 1551	軽貨物 ダイハツ ハイゼットカーゴ	農政課	ドラ (リース) チェ

No.	登録番号	車種	所管課	備考 ドラ:ドライブレコーダー スタ:スタッドレス チェ:チェーン
22	大宮 480 た 1552	軽貨物 ダイハツ ハイゼットカーゴ	財政課	ドラ (リース) チェ
23	大宮 581 た 4884	軽乗用 ダイハツ ミライース	高齢介護課	ドラ・スタ (リース)
24	大宮 400 は 4266	小型貨物 トヨタ キャブオーバ	街づくり課 (公園)	
25	大宮 400 た 6309	小型貨物 トヨタ ライトエース	財政課	トラック
26	大宮 581 た 4883	軽乗用 ダイハツ ミライース	高齢介護課	ドラ
27	大宮 400 ふ 4672	小型貨物 トヨタ ハイエース	道路課	スタ
28	大宮 580 め 7906	軽乗用 三菱 トッポ	子育て支援 課	
29	大宮 581 い 7777	軽乗用 三菱 ek ワゴン	安心安全課	久喜遊戯組合寄贈
30	大宮 480 ち 179	軽貨物 ダイハツ ハイゼットトラック	生涯学習課	ドラ・チェ (リース) ト ラック
31	大宮 480 さ 9070	軽貨物 ダイハツ 多目的ダンプ	環境課	トラック 4WD
32	大宮 480 ち 181	軽貨物 ハイゼットカーゴ	道路課	ドラ・チェ (リース)
33	大宮 480 ち 180	軽貨物 ハイゼットカーゴ	道路課	ドラ・チェ (リース)
34	大宮 800 そ 2796	普通特殊 清掃車 (バキューム)	道路課	ドラ (リース)
35	大宮 400 ひ 2162	普通特殊 2t ダンプ	道路課	ドラ (リース)
36	大宮 400 ひ 2163	普通特殊 3t ダンプ	道路課	ドラ (リース)
37	白岡町い 191	大型特殊 コマツ ショベルローダ	道路課	WA50
38		コマツ ミニバックホウ	道路課	PC20MR
39		アグリップ (草刈機)	道路課	
40	大宮 581 め 8289	軽乗用 (高岩保育所) ダイハツ ミライース	こども保育 課	担当課所管
41	大宮 581 め 8290	軽乗用 (千駄野保育所) ダイハツ ミライース	こども保育 課	担当課所管
42	大宮 581 め 8291	軽乗用 (西保育所) ダイハツ ミライース	こども保育 課	担当課所管
43	大宮 800 す 7185	普通特殊 トヨタ リフトカー	福祉課	ハイエースウエルキャブ
44	大宮 800 す 7184	普通特殊 トヨタ リフトカー	福祉課	ハイエースウエルキャブ
45	大宮 800 す 7192	普通特殊 トヨタ リフトカー	福祉課	担当課所管

No.	登録番号	車種	所管課	備考 ドラ:ドライブレコーダー スタ:スタッドレス チェ:チェーン
46	大宮 503 さ 9066	小型乗用 ニッサン セレナ (HV)	福祉課	
47	大宮 502 ひ 1238	小型乗用 トヨタ パッソ	保健センター	
48	大宮 581 ち 9385	軽乗用 ダイハツ ミライース	保健センター	ドラ・チェ (リース)
49	大宮 400 は 8190	小型貨物 ニッサン バネット	福祉課	
50	大宮 400 に 8240	小型貨物 トヨタ プロボックス	教育支援センター	チェ
51	大宮ふ、19	軽乗用 三菱 e k X E V	財政課	ドラ・スタ (リース)
52	大宮ふ、20	軽乗用 三菱 e k X E V	財政課	ドラ・スタ (リース)
53	大宮ふ、21	軽乗用 三菱 e k X E V	財政課	ドラ・スタ (リース)
54	大宮 480 た 9137	軽貨物 ダイハツ ハイゼットカーゴ	上下水道課	担当課所管
55	大宮 400 ふ 1239	小型貨物 トヨタ タウンエース	上下水道課	担当課所管
56	大宮 580 む 4205	軽乗用 ダイハツ ムーヴ	上下水道課	担当課所管
57	大宮 46 せ 3399	小型貨物 トヨタ ダイナ	上下水道課	担当課所管
58	大宮 800 す 5151	普通特殊 トヨタ ライトエース	上下水道課	担当課所管
59	大宮 400 は 7912	小型貨物 ニッサン バネット	上下水道課	担当課所管
60	大宮 580 の 7603	軽乗用 ホンダ ライフ	上下水道課	担当課所管

災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定書

白岡町（以下「甲」という。）と（社）埼玉県トラック協会久喜支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害及びその他の災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）における輸送業務の提供について、次の条項のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時に被災者及び救援物資の輸送業務の提供を受けようとするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、災害の状況・場所・活動内容・希望人員・機材等について、通知するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙から協力をを受けたときは、その経費を負担するものとする。

（供給価格）

第4条 供給価格は、災害時直前における価格を基準として、供給時に甲乙協議のうえ定める。

（要請の手続）

第5条 災害時、乙に対する協力の要請その他必要な手続きは、白岡町災害対策本部において処理する。

（保有数量の報告）

第6条 甲の要請により、災害現場に出動した乙の会員（以下「会員」という。）は、甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。

2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。

この場合において会員は、応急措置活動の終了後活動内容の概要を甲に報告するものとする。

（公務災害補償）

第7条 甲の要請により出動した会員に事故が発生した場合、労働者災害補償保険法（昭和22年4月法律第50号）の適用を受けない会員については、埼玉县市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年埼玉县市町村消防災害補償組合条例第1号）を適用し、補償する。

（報告の要請）

第8条 甲は、応急措置活動に出動できる人員、機材等の状況について、本協定締結後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

（有効期間及び更新）

第9条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとして、以後この例による。

(協議)

第 10 条 本協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成 17 年 8 月 1 日

甲 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野 432
白岡町
白岡町長 濱 田 福 司

乙 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字高柳 2181
(社) 埼玉県トラック協会久喜支部
支部長 遠 藤 勝 三

連絡先 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎 1480
有限会社 金本運輸
代表取締役 本 澤 正 吉

災害時等におけるバス利用に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）とダイヤモンド観光バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 は、白岡市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること、又は一時的な避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、被災者等の緊急輸送又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 前項の被災者等の緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- （1）被災者等（滞留者を含む。）の輸送、保護活動
- （2）災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動
- （3）災害応急活動に必要な人員等の輸送活動

3 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、当該要請に基づく活動を行うものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、前条の活動を完了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な額を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の請求等）

第6条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（連絡調整）

第7条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

（準用）

第8条 この協定は、白岡市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年10月11日

甲 白岡市千駄野432
白岡市

白岡市長 小島 卓

乙 白岡市荒井新田451-1
ダイヤモンド観光バス株式会社

代表取締役 齋藤 保

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）、久喜道節自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白岡市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙及び丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害発生時における応急対策のため、乙及び丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与が必要である場合は、丙を要請の窓口として、当該貸与に係る要請については、要請書（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に様式を提出するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う乙と丙を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する要請を受けた後、丙は乙と調整のうえ、貸与者が貸与することが可能な電動車両等を確認し、丙は、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙又は丙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認のうえで、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をい

う。)については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議のうえ、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、白岡市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、すぐに使用を中断し、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日

甲 埼玉県白岡市千駄野 432 番地
白岡市

白岡市長

乙 埼玉県久喜市上清久 1206 番地 1
久喜三菱自動車販売株式会社

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
三菱自動車工業株式会社

災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と白岡市石油給油所組合（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策に必要な燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給の円滑な実施を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料等を調達する必要があるときは、別記様式の災害時における燃料等の優先供給要請書により乙に対して燃料等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、事後において、要請書を乙に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲は別表に掲げる乙の会員に対して直接要請できるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し、優先的に燃料等を供給するものとする。

2 乙又は乙の会員は、災害応急対策用資機材の燃料等の供給の要請を請けたときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、前条による供給を受けた燃料等の代金を負担するものとする。この場合の価格は、次に掲げるとおりとする。

(1) ガソリン、軽油 災害等の発生直前の燃料に係る物品供給契約書の単価を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(2) オイル、混合油、灯油、重油 災害等の発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、燃料等の供給又は納入が完了した後に、前条の価格による代金について、納品書を添付して甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から代金の請求に対し、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置が必要となる場合には、乙にその旨を連絡し、可能な限り速やかに支払うものとする。

（看板の掲示）

第6条 甲は、乙の承諾を得て、乙の会員の店舗に「白岡市災害応急対策車両等優先給油協力店」の看板を掲示し、地域住民に周知するものとする。

2 前項の看板に要する費用は、甲が負担する。

（災害応急対策車両の表示）

第7条 災害時に燃料等の供給を受ける車両は、市の災害応急対策車両と分かるように「緊急 白岡市災害対策本部」の表示標を車両に掲示するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後期間満了となる場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月24日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市

白岡市長

乙 埼玉県白岡市白岡1186番地4
白岡市石油給油所組合

組合長

別表（第2条関係）

白岡市石油給油所組合会員

会員名	所在地	電話番号
(有)騎西屋油店	白岡市白岡 1186 番地 4	92-0077
(有)騎西屋油店八幡給油所	白岡市西 1 丁目 2 番地 9	92-0369
クロス砥油(株)	白岡市篠津 44 番地 1	92-2965
斉藤商店	白岡市太田新井 992 番地 2	92-3667
田中商店	白岡市岡泉 1276 番地 2	92-1021
吉田石油	白岡市下野田 758 番地 1	92-3469

別記様式（第2条関係）

災害時における燃料等の優先供給要請書

年 月 日

白岡市石油給油所組合 様

白岡市長

「災害時における燃料等の優先供給に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり燃料等の供給を要請します。

記

1 優先供給を要請する燃料等

品 目	数 量	納入場所又は 供給車両番号	備 考

2 納入日時

3 連絡先

4 その他

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

白岡町長（以下「甲」という。）と白岡町管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における水道施設の応急活動の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により甲が管理する水道施設に被害があった場合において、甲の要請に基づく乙の応急活動の応援に関し必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確に復旧作業を行い、もって水道の安定供給を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害による被害の状況により、乙の応援が必要な場合は、乙に対し、様式第1号の水道施設応急活動応援要請書（以下「要請書」という。）により、応援を要請することができる。ただし、要請書による要請が困難な場合又は時間的余裕がない場合は、電話又は口頭により要請することができるものとし、事後において要請書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず被害の状況により、やむを得ないと認める場合は、直接、乙の組合員に応急活動の従事を要請することができるものとする。

（応援体制の確立）

第3条 乙は、応援要請に対応するため、事前に連絡体制及び動員体制を整備しなければならない。

（応急活動の業務）

第4条 乙が行う応急活動の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 甲が管理する水道施設の応急復旧、修繕業務
- (2) 応急給水業務
- (3) その他甲が必要と認める応急措置等

（従事者の把握）

第5条 乙は、第2条の規定により、甲から応援要請があった場合は、様式第2号の応援従事者記録票に従事者の活動時間、活動内容等を記録し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、第2条の規定により、応援を要請した場合は、従事者の活動時間、活動内容等の把握に努めなければならない。

（経過報告）

第6条 乙は、第4条に規定する業務に従事したときは、被害の状況及び経過等について、随時、甲に報告するよう努めなければならない。

（業務の完了）

第7条 乙は、第4条に規定する業務が完了したときは、様式第3号の応急活動実施報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめのうえ、甲に提出しなければならない。

（費用負担）

第8条 この協定に基づき、乙が応急活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する応急活動に要した費用の額は、甲、乙協議のうえ決定する。

(請求及び支払い)

第9条 乙は、前条第2項の規定により決定した費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第10条 第4条に規定する応急活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときの災害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、埼玉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の規定により甲が補償する。

(第三者等に対する損害)

第11条 乙の応急活動に伴い、第三者等に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新をしない旨の意思表示がないときは、協定の期間満了日の翌日から1年間更新したものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年11月18日

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地
甲 白岡町
白岡町長 小島 卓

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野675番地5
乙 白岡町管工事業協同組合
理事長 弓木進一

水道施設応急活動応援要請書

災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書第2条に基づき、下記のとおり要請します。

1 要請業務

2 応急活動を必要とする日時又は期間及び場所

(1) 日時又は期間

(2) 場所

3 その他

年 月 日

白岡市管工事業協同組合

理事長

様

白岡市長

様式第2号(第5条関係)

応援従事者記録票

災害等発生日
 応援要請日時

年 月 日
 年 月 日 午前・午後 時 分

月 日	活動時間			従 事 者		活 動 内 容
				組合員名	従事者名	
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			
/	:	~	:			

応 急 活 動 実 施 報 告 書

	年 月 日		白岡市管工事業協同組合		
整理番号					
施工期間	年 月 日() 時 分 ~ 年 月 日() 時 分				
監督者	白岡市				
施工業者					
場 所	白岡市				
被害施設	<input type="checkbox"/> 管路 <input type="checkbox"/> 属具 <input type="checkbox"/> その他()				
修理管路	漏水管路	<input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 導水管 <input type="checkbox"/> 送水管 <input type="checkbox"/> 給水管(1次・2次)			
	口 径	φ			
	材 質	<input type="checkbox"/> ACP <input type="checkbox"/> DIP <input type="checkbox"/> CIP <input type="checkbox"/> SGP <input type="checkbox"/> LGP <input type="checkbox"/> HIVP <input type="checkbox"/> VP <input type="checkbox"/> PP			
		<input type="checkbox"/> SUS <input type="checkbox"/> その他()			
接 手 形 式	<input type="checkbox"/> A形 <input type="checkbox"/> K形 <input type="checkbox"/> NS形 <input type="checkbox"/> フランジ形 <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> ねじ込み <input type="checkbox"/> カラー <input type="checkbox"/> RR <input type="checkbox"/> TS				
	<input type="checkbox"/> 融着 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他()				
属 具	<input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 仕切弁 <input type="checkbox"/> 空気弁 <input type="checkbox"/> スリースバルブ・止水栓 <input type="checkbox"/> サドル分水栓 <input type="checkbox"/> その他()				
被害状況	管 路	<input type="checkbox"/> タテ割れ <input type="checkbox"/> ヨコ割れ <input type="checkbox"/> 折れ <input type="checkbox"/> 破断 <input type="checkbox"/> その他()			
	接 手	<input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> ずれ <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> ゴムリング(切断・ズレ) <input type="checkbox"/> その他()			
	属 具	<input type="checkbox"/> 機能不全 <input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> ズレ <input type="checkbox"/> その他()			
地盤状況	道 路 状 況	<input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 隆起 <input type="checkbox"/> 割裂 <input type="checkbox"/> その他()			
	クラック幅	<input type="checkbox"/> 管直角方向 cm		<input type="checkbox"/> 水平方向 cm (1cm以上を記入)	
		<input type="checkbox"/> 段差(沈下量) cm (漏洩位置から15m範囲内(全体で30m))			
	地盤の傾斜	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 管軸方向 <input type="checkbox"/> 管直角方向 (傾斜角度= °)			
液 状 化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※付近に噴砂跡はあるか		盛 土	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考					

使用材料調書

使用材料	数量	使用材料	数量	使用材料	数量

位置図	配管図(施工前)
配管図(施工後)	

日本水道協会埼玉県支部東部地区災害相互援助に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の東部地区会員都市（以下「会員都市」という。）に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救助活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課等)

第2条 会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

(援助要請の手続)

第3条 災害を受け、他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じて、役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

(援助経費の負担)

第4条 前条の援助に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援都市の職員を派遣するために要する経費は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。

(2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援都市の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えて場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。

2 前項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定める。

(物資等の調査交換)

第5条 会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換する。

(災害防止方策の調査研究)

第6条 会員都市は、非常災害に備え、常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、昭和58年5月1日から昭和59年4月30日までとする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する意思表示がないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。

3 会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することができる。

(委任)

第8条 会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互応援を図るため、代表幹事都市に、埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。

2 会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書18通を作成し、日本水道協会埼玉県支部東部地区代表幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和 58 年 5 月 1 日

日本水道協会埼玉県支部 東部地区代表幹事都市	岩槻市水道事業管理者 岩槻市長 関根 龍之丞
日本水道協会埼玉県支部 東部地区会員都市	伊奈町水道事業管理者 伊奈町長 加藤 操
同 上	蓮田市水道事業管理者 蓮田市長 小山 道夫
同 上	菖蒲町水道事業管理者 菖蒲町長 伊藤 愛蔵
同 上	鷺宮町水道事業管理者 鷺宮町長 小倉 富治
同 上	栗橋町長 石井 保
同 上	幸手町長 田口 勝美
同 上	杉戸町水道事業管理者 杉戸町長 平井 滋通
同 上	宮代町長 日下部 義道
同 上	久喜市水道事業管理者 久喜市長 坂本 友雄
日本水道協会埼玉県支部 東部地区会員都市	白岡市水道事業管理者 白岡市長 荒井 宏
同 上	越谷・松伏水道企業団 企業長 植竹 勇
同 上	草加市水道事業管理者 草加市長 今井 宏
同 上	八潮市水道事業管理者 八潮市長 鈴木 泰治
同 上	三郷市水道事業管理者 三郷市長 木津 三郎
同 上	吉川市水道事業管理者 吉川市長 浅子 鴻
同 上	庄和町水道事業 庄和町長 神谷 尚
同 上	春日部市水道事業 管理者 吉村 武雄

日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱

平成18年5月18日 総会決議

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会埼玉県支部規則（昭和39年4月29日総会決議）第3条の2の規定に基づき、異常湧水その他の災害により被災した場合において、会員相互間で行う応援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 会員は、この要綱の実施に必要な情報を担当する連絡担当部署を定め、災害時連絡票（第1号様式）により支部長に報告するものとし、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を交換するものとする。

2 副支部長は、各地区会員へ情報を伝達するため通信連絡系統図を整備するものとする。

3 会員は、前項の報告内容に変更が生じた場合は、速やかに支部長に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、原則として、副支部長を経由し支部長に要請するものとする。

2 支部長は、副支部長と協議して、速やかに会員に応援を要請するものとする。

(代理)

第4条 支部長である事業体が被災し、適切に連絡調整が行えない場合は、東部、西部、南部、北部地区の順位で、副支部長がこの要綱における支部長の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第5条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次の事項を明示し、電話、その他の通信手段により要請し、後日、速やかに支部相互応援要請書（第2号様式）を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする応援の内容

(3) 応援を要する職員の職種別人員

(4) 応援を要する期間

(5) 応援の場所及び経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援内容)

第6条 会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急復旧用資器材の供出

(保有物資等の調査)

第7条 会員は、保有する物資、車両等の状況を、防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査票（第3号様式）により、支部長に報告するものとする。

(応援体制)

第8条 応援会員が職員を派遣するときは、職員は災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員の職員は、応援会員名を表示する標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(被応援体制)

第9条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第10条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」を「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第11条 第6条各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援会員が職員の派遣に要した経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当、旅費等をいう。）は、応援要請会員が負担する。
 - (2) 応援物資の調達、応援会員の職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
 - (3) 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
 - (4) 応援会員の職員が応援作業中、第三者に損害を与えた場合においては、応援要請会員が、応援の往復途上に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任じる。
- 2 前各項の定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して経費の補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
- 3 前2項の定めにより難しいときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(特別会計積立金)

第12条 県支部特別会計予算の積立金は、県支部災害対策に係る経費に充てるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での応援が困難なときは、支部以外の日本水道協会会員（以下「他支部の会員」という。）の応援を要請するものとする。

2 他支部の会員が、地震等の災害により被災した場合で、支部に応急給水、応急復旧等の応援要請を受けた場合は、応援に努めるものとする。

(協議)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定めのないものについては、その都度幹事会で協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成18年5月18日から適用する。
(日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱及び災害対策相互応援計画の廃止)
- 2 昭和59年4月27日付け日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱及び災害対策相互応援計画は廃止する。

日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領

制定 平成20年2月7日 幹事会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱（平成18年5月18日制定。以下「要綱」という。）に基づく会員相互の応援活動を円滑に機能させるため、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、地震、暴風、豪雨、渇水その他の異常な自然現象又は漏水、水質汚濁等の偶発的事故により、正常な給水が行えない事象が大規模又は広域的に発生し、日本水道協会埼玉県支部（以下「支部」という。）としての対応が必要な場合に適用するものとする。

(各都県支部の応援体制)

第3条 会員は、支部内で地震災害が発生した場合、次のとおり当該地震の震度に応じて応援態勢を整えるものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5弱の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度5強の地震が発生し、かつ被害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災都市の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6弱以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出勤できる体制とする。

- 2 地震以外の異常な自然現象又は偶発的事故が発生した場合における応援体制は、その発生の都度、支部長の判断により決定するものとする。
- 3 会員は、勤務時間外に警戒体制又は非常体制を執ることが必要となったときは、速やかに要綱第2条第1項の規定による情報の交換を行う体制を準備するものとする。
- 4 副支部長は、地区内に被災会員がある場合は、まず、地区内で応援体制を整備するものとする。
- 5 副支部長は、地区内での相互応援ができない又は不十分な場合は、要綱第3条第1項により支部長に応援を要請するものとする。
- 6 副支部長は、支部長から応援要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた場合は、地区内の会員に対して速やかに連絡し、応援活動について調整を図るものとする。
- 7 会員は、応援活動に当たっては、地域的特性及び災害時の周辺地域への影響度を考慮して、次の表に定める地区の優先順位を基に応援体制を整えるものとする。

応援を受ける地区	応援する地区の優先順位
東部地区	南部 西部 北部
西部地区	南部 北部 東部
南部地区	東部 西部 北部
北部地区	西部 東部 南部

- 8 前項の規定にかかわらず、支部長は、被災状況等から必要と認めるときは、前項の規定の定める優先順位によらないで他の地区へ応援要請することができる。

(埼玉県支部災害対策本部)

第4条 支部長は、次の各号いずれかに該当するときは、埼玉県支部災害対策本部（以下「県支部対策本部」という。）を設置する。

- (1) 支部内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 水道施設に被害が発生し、会員から支部の応援を要請されたとき。
- (3) その他支部長が設置の必要を認めたとき。

2 県支部対策本部は、支部長都市及び副支部長都市の指定された職員その他必要と認められる職員（以下「県支部対策本部員」という。）で構成する。

3 各会員は、前2項の規定により県支部対策本部を設置したときは、必要に応じ、県支部対策本部員を派遣し、応援要請会員の依頼に基づく円滑な応援の実施に努めるものとする。

4 県支部対策本部は、原則として支部事務局に設置する。

(県支部対策本部の運営)

第5条 県支部対策本部は、次の役割を行う。

- (1) 応援要請のとりまとめ
- (2) 応援が可能な会員の確認
- (3) 会員への応援隊の編成及び派遣指示
- (4) 現地災害支援対策本部との連絡調整
- (5) 応援隊を派遣した会員との連絡調整
- (6) 日本水道協会関東地方支部への応援の要請に係る検討
- (7) 応援体制の縮小及び解除指示
- (8) その他、応援活動終了までに必要な事項の実施

(埼玉県支部現地災害支援対策本部)

第6条 支部長は、指揮命令系統の統一性を確保する必要となるときは、副支部長と調整の上、埼玉県支部現地災害支援対策本部（以下「県支部現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 県支部現地対策本部は、現地において支援活動に従事する会員の中から指定された職員その他必要があると認められる者で構成する。

3 応援要請会員と県支部現地対策本部との調整を効率的に行うため、県支部現地対策本部に幹事応援会員を置く。

4 幹事応援会員は県支部現地対策本部を構成する応援会員の中から、支部長が指名する。

(県支部現地対策本部の運営)

第7条 県支部現地対策本部は、次の役割を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の整理
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受入体制の支援
- (5) 応援要請会員との連絡調整
- (6) 現地での応援会員相互の連絡調整
- (7) 県支部対策本部との連絡調整
- (8) 日本水道協会関東地方支部その他関係機関との連絡調整
- (9) その他現地での円滑な活動に必要な事項

(応援活動)

第8条 応援活動は、応援要請会員の指示に従い、当該会員が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整して行う。

2 応急復旧の応援要請を受けた会員は、工事業者を選定する場合は、被災地での応急復旧等の業務の請負に同意した工事業者を選定する。

(応援活動の体制)

第9条 各会員が派遣する応援隊の基本編成は、次のとおりとする。ただし、会員が単独で応援隊を編成できない場合は、地区内の複数の会員で編成することができるものとし、この場合の県支部対策本部又は現地対策本部が設置された場合は現地対策本部との連絡調整は、編成員の中からあらかじめ定めた会員があたるものとする。

項目	編成
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水班 1 班あたり 3 名体制（運転手 1 名、給水要員 2 名）を標準とする。 2 3 班以上の編成で応援を派遣する場合は、支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、4、5 日間程度とする。
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧班 1 班あたり 8 名体制（責任者 1 名、記録者 1 名及び作業員 6 名）を標準とする。 2 3 班以上の編成で応援を派遣する場合は、支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、4、5 日間程度とする。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 漏水調査班 1 班あたり 4 名体制（責任者 1 名及び作業員 3 名）を標準とする。 2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。 3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、4、5 日間程度とする。

2 県支部対策本部は、被災会員からの応援要請又は応援体制の準備の要請があったときは、速やかに各会員に対し、当該会員における応援体制等の準備状況について報告を求めるものとする。

3 県支部対策本部は、前項の規定に基づく各会員からの報告により、応援隊を編成し、応援要請会員との連絡調整を行った上、応援会員に対して派遣を支持するものとする。

（応援の受入体制）

第 10 条 会員は、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次に掲げる事項等に関する応援受入マニュアル等を整備するように努め、支部長は、当該マニュアルを把握するよう努めるものとする。

事項	内容
一般的事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援に当たっての留意事項 2 責任者の役割と留意事項 3 図面（管路全体図、配水管図、給水管図、施設図等）の整備と保管 4 応援活動のために派遣される職員のための宿舎、駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策 5 他機関との応援体制
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水の方法 2 応急給水の水源となる水道施設等 3 応急給水拠点の位置 4 作業報告の内容と手続き 5 担当との連絡方法 6 給水車の要請リスト
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧の方法と手順 2 復旧優先線路の明示 3 資機材及び残土等の置場の確保 4 作業報告の内容と手続き 5 担当との連絡方法
応急復旧資機材の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材の備蓄及び整備状況 2 必要となる資機材の種別 3 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(費用の負担)

第11条 要綱第11条に規定する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援会員が派遣する職員に係る手当（地域手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。）及び旅費については、当該職員を派遣した応援会員の規定により算定した手当相当額及び旅費相当額の範囲において、応援要請会員が負担する。
- (2) 応援会員の職員の被災地での宿泊や食料に係る経費については、応援要請会員の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援会員の負担とする。
- (3) 応援会員の職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援要請会員の負担とし、応援会員の清算基準による。

2 前項に定める経費負担の詳細は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	応援要請会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務 手当 旅費	給料 地域手当等基本的な手当て
材料費	継ぎ手 直管類	
工事請負代金	請負工事代金	
車両、機材等の 費用	燃料費（ガソリン及び軽油） 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費（弁当等）宿泊料 仮設ハウス設置費用	携行する食料費 携行する寝袋・テント 等に要する費用 被服費（防寒服、被服貸与のない職員 分及びクリーニング代） 生活用品 その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消 耗品に要する費用 電話料金 トランシーバー 消火器 地図等に 要する費用 コピー代	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄にあげるものを除 く。）
保障関係	応援職員の傷病に対する救急的な 治療費 第三者に対する損害賠償 金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の公務 災害） 第三者に対する損害賠償金の負 担（往復途上）

(埼玉県支部防災連絡会議)

第12条 防災に関する情報の相互交換を図るため、支部に埼玉県支部防災連絡会議（以下「県支部連絡会議」という。）を置く。

2 県支部連絡会議は、次に掲げる情報について交換するものとする。

- (1) 配管図等の整備及び保管状況
- (2) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (3) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- (4) 防災訓練等の実施計画
- (5) その他必要な事項

3 県支部連絡会議の事務は、支部事務局が処理する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業者が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員(以下「応援職員」という。)の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体(以下「応援水道事業体」という。)及び応援水道事業体現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業体)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

(中継水道事業体)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体(以下「被災水道事業体」という。)が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横浜市 林 文 子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者 醍 醐 勇 司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長
川崎市 福 田 紀 彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事 森 田 健 作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長 清 水 勇 人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前橋市長 山 本 龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日立市長 小 川 春 樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲府市長 樋 口 雄 一

別表 1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東京都支部長
第 2 順 位	神奈川県支部長
第 3 順 位	千葉県支部長
第 4 順 位	埼玉県支部長
第 5 順 位	群馬県支部長
第 6 順 位	栃木県支部長
第 7 順 位	茨城県支部長
第 8 順 位	山梨県支部長

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

制定 平成 10 年 6 月 30 日幹事会決定
 一部改正 平成 23 年 10 月 14 日幹事会決定
 一部改正 平成 28 年 6 月 15 日幹事会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）の支部長（以下「関東地方支部長」という。）と関東地方支部に属する都県支部長（以下「都県支部長」という。）とが、平成 10 年 4 月 30 日に締結した「公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第 16 条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第 2 条 関東地方支部内で災害が生じた場合において、被災した都県支部の支部長は直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするとともに、平常時から都県支部内での連絡体制について整備するように努める。

(各都県支部の応援体制)

第 3 条 関東地方支部内において、地震災害が発生した場合は、次のとおり当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度 5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度 5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災事業体の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度 6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災事業体の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

- 2 関東地方支部長から応援の要請又は応援体制の準備の要請を受けた都県支部長は、都県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。
- 3 関東地方支部長は、関東地方支部内において震度 6 弱以上の地震が発生したときは、調査隊を派遣することができる。
- 4 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する都県支部の支部長と関東地方支部長が協議して決定する。

(応援活動)

第 4 条 応援活動は、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）の指示に従い、被災水道事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどで行う。

- 2 応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）が、工事事業者とともに活動する場合は、応援水道事業体が応援に従事する工事事業者に連絡し、被災水道事業体での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事事業者との契約は、原則として応援水道事業体が締結する。ただし、被災地に工事を請け負うことができる業者がいる場合は、被災水道事業体と応援水道事業体が契約方法などについて協議するものとする。
- 3 協定第 6 条第 5 号に掲げる特に要請があった事項については、応援水道事業体が応じることができるものについて、応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援水道事業体現地対策本部)

第5条 関東地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、各都県支部長と調整の上、応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

2 現地対策本部は、現地における応援水道事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成するものとする。

3 幹事応援水道事業体は、現地対策本部を構成する応援水道事業体の中から関東地方支部長の指名又は互選により選出する。

4 現地対策本部を統括する現地対策本部長（以下、「本部長」という。）は、幹事応援水道事業体が担うこととする。

5 現地対策本部員（以下、「本部員」という。）は、現地対策本部を構成する応援水道事業体が担うこととする。

(現地対策本部の運営)

第6条 現地対策本部の基本的な役割は、次のとおりとする。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受け入れ態勢の支援
- (5) 被災水道事業体との連絡調整
- (6) 応援水道事業体間相互の連絡調整
- (7) 関係各機関との連絡調整

(応援活動の体制)

第7条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次のとおりとする。

項目	編成
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none">1 応急給水班 1班あたり 3名体制（運転手 1名、給水要員 2名）を標準とする。2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none">1 応急復旧班 1班あたり 8名体制（責任者 1名、記録者 1名及び作業員 6名）を標準とする。2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する都県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を含め派遣する。3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
	<ol style="list-style-type: none">1 漏水調査班 1班あたり 4名体制（責任者 1名及び作業員 3名）を標準とする。2 ただし、各事業体の現状を踏まえ、これらの業務を漏水調査会社等へ委託することについては、前もって検討し、協力要請を行っておくこと。3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。
現地対策本部	<ol style="list-style-type: none">1 本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。3 派遣期間については、応援活動の継続性、職員の健康等を考慮し、1週間程度とする。

- 2 応援水道事業体の職員（以下「応援職員」という。）には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災水道事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入体制）

第8条 都県支部長は、その属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の事項について応援受入マニュアル等を作成するよう依頼し、都県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先線路の明示
- イ 資機材及び残土等の置場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況
- イ 必要となる資機材の種別
- ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

（中継水道事業体の活動）

第9条 協定第9条に規定する中継水道事業体は、応援職員への被災地情報の提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

- 2 前項の場合において、中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

（支援拠点水道事業体の活動）

第10条 協定第10条に規定する支援拠点水道事業体は、被災水道事業体での応急給水活動に支障がある場合には、応急給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、

応援職員への通信手段の貸与等、応援職員の活動補助等を行う。

- 2 前項の場合において、支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。

（応援活動の情報提供）

第11条 関東地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する都県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災水道事業体の情報等を提供するものとする。

- 2 関東地方支部長及び都県支部長は、関東地方支部内の事業体に対して、被災水道事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

（応援に要する費用負担の原則）

第12条 応援職員に係る人件費等の費用は、応援水道事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下において同じ。）については、応援水道事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災水道事業体が負担する。

- 2 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業体の負担とする。ただし、被災水道事業体において応急治療する場合の治療費は、被災水道事業体の負担とする。
- 3 応援職員の被災水道事業体での宿泊や食料に係る経費については、被災水道事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援水道事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。
- 4 法令上特別の定めその他の特別の措置により、応援水道事業体に対して、応援に要した費用について補填があった場合は、その金額を被災水道事業体の負担額から控除する。
- 5 応援職員が、応援活動に係る業務上において第三者に対し損害を加えた場合については、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災水道事業体が、被災水道事業体への往復途中に生じたものについては応援水道事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援職員とともに応援に従事する事業者等の派遣に要する経費は、応援水道事業体の算定基準により算定し、被災水道事業体が負担する。
- 7 中継水道事業体及び支援拠点水道事業体が被災水道事業体の支援に要した費用は、前各項に準じて扱うものとする。
- 8 その他具体的な負担区分については、次のとおりとする。

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な負担
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（クリーニング代を含む） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「広報、記録用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費、第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

（応援に要する費用の一時繰替支弁の請求）

第13条 協定第11条第2項の規定により、応援水道事業体が応援に要する費用を一時繰替支弁した場合、関係書類を添付した請求書により、被災水道事業体に請求するものとする。

（連絡体制）

第14条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第14条に規定する連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等により困難な場合は、この限りでない。

(関東地方支部防災連絡協議会)

第15条 協定第15条第1項に規定する関東地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次のとおりとする。

- (1) 連絡相当部課、連絡責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- (8) 中継水道事業体の案内図及び施設内の使用可能場所のわかる図面等の資料

2 連絡協議会の事務は、関東地方支部長である事業体が処理する。

3 特に協議すべき事項がない場合は、第1項に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。

4 特に協議すべき事項がある場合は、関東地方支部長に開催を要請するものとし、関東地方支部長が必要と認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年12月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から実施する。

日本水道協会関東地方支部相互応援要請書

会 員 名			
災害発生年月日	年	月	日
発 信 者	職氏名	時間	日 時 分
受 信 者	職氏名	時間	日 時 分
災 害 状 況			
集 合 場 所			
経 路 及 び 進 路 状 況			
そ の 他			

要 請 内 容			
	応急給水	応急復旧	その他
期 間 (月日～月日)	～	～	～
給 水 車 台 数	台	台	台
応 急 復 旧 班 数	班	班	班
物 資			
資 機 材			
車 両 (車種及び台数)			
そ の 他			

(受取人)

様

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、上記のとおり応援を要請します。

年 月 日

(差出人)

(2) 中継水道事業体にかかる施設情報票 (案)

中継水道事業体にかかる施設情報票

	都県支部名	事業体名	事業体電話番号	施設名	所在地	受入人数	受入車両台数	備考			
								寝具類の数	通信機器の数(種類)	アクセス情報	その他
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※災害時相互応援に関する協定実施要領第15条第1項(8)に基づき、案内図及び図面等は別添付参照のこと。

災害時における救援物資提供に関する協定書

白岡町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）等による物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

- 第2条 甲の行政区域内（白岡町内）に震度5以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲又は甲の行政区域内に自治体の災害対策本部が設置され、甲から乙に対し物資の提供の要請があったときは、乙は以下のとおり協力するものとする。
- 2 乙は、要請された被災地の甲の管理している施設に設置されている地域型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
 - 3 乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等の理由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上その対策を講ずるものとする。
 - 4 乙は、全各号に定める物資の提供の他、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
 - 5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとする。また飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請の責任者及び受託者）

- 第4条 前条の要請を速やかに行うため、甲が要請責任者を、乙が受託者をそれぞれ定めるものとする。
- 2 前項の定めにより、救援物資提供要請連絡名簿を作成し、それぞれ保管するものとする。
 - 3 要請責任者又は受託者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に救援物資提供要請連絡簿を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により行うことができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（期間）

- 第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上各1通を保有する。

平成21年8月12日

災害時における救援物資提供に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の行政区域内（白岡市内）に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲又は甲の行政区域内に自治体の災害対策本部が設置され、甲から乙に対し、物資の提供の要請があったときは、乙は次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、要請された被災地の甲の管理している施設に設置されている災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、第2条本文の要請があった場合には、フォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等の理由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上その対策を講ずるものとする。
- (3) 乙は、第1号に定める物資の提供の他、飲料水の供給を甲に行うものとする。
- (4) 前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該飲料水の対価については、甲が負担する。この場合において、当該飲料水の価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。
2 前項の解消の申出は、1箇月前までに相手方に行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成25年4月22日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番地10号
株式会社伊藤園
総務部長 松本 功一

別記様式（第3条関係）

救援物資提供要請書

年 月 日

株式会社伊藤園
久喜支店長 様

白岡市長

災害時における救援物資の提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 事 項	<input type="checkbox"/> 災害対応型自販機	【飲料水の種類・数量】
	<input type="checkbox"/> 飲料水の提供	
物資搬入希望日時	年 月 日 AM・PM :	
物資搬入場所		
災害対策本部設置日	年 月 日	
電話要請日時	年 月 日 AM・PM :	
電話要請者及び 応答者の氏名	要：白岡市 応：伊藤園	
物資搬入等 における担当者	班 職・氏名 電話等	
備 考		

資料-61 物品輸送引渡書、物品受領書

物品輸送引渡書

月 日 時 分

地区名 ()

輸送担当者 ()

物 品 名	数 量	備 考

物品受領書

月 日 時 分

地区名 ()

受領者 ()

物 品 名	数 量	備 考

災害時における物資の供給等に関する協定書

白岡町（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、もって甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有又は管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第6条 前条2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。

なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続し、又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力（販売許可の再開等）を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成23年9月29日

甲 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地
白岡町
白岡町長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号
株式会社マミーマート
代表取締役社長 岩崎 裕文

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

白岡市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白岡市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資（別表）の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に応援生活物資の供給・輸送業務等要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に応援生活物資の供給・輸送業務等報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（ボランティア活動への支援）

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第 8 条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 9 条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第 10 条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 12 月 20 日

甲 埼玉県白岡市千駄野 432 番地
白岡市

白岡市長

乙 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目 5 番 5 号
生活協同組合さいたまコープ

代表理事
理事長

(別表) 災害時応急生活物資 (第2条関係)

段階 品目	ライフラインストップ時	ライフライン復旧時 (電気・水道復旧時)
食料品	飲料水 ■ 飲料 (ジュース・牛乳等) ■ 食品 { <ul style="list-style-type: none"> 菓子パン ■ バナナ ■ レトルト食品 (米飯等) 缶詰 即席カップ麺 	水・飲料 菓子パン 食パン バター・ジャム 肉・魚・野菜 レトルト食品 インスタントコーヒー・お茶・紅茶
衣料品・寝具		下着 靴下
日用品雑貨	ティッシュ トイレットペーパー オムツ (子ども・大人用) 生理用品 使い捨てカイロ 蚊取り線香 アルミホイル・ラップ ゴミ袋 紙コップ・紙皿	同左の他 洗面用具・洗剤 文房具 マスク

※ 品目は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※ ■印は、発災直後、最優先に調達すべき品目。

災害時における物資供給に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月17日

埼玉県白岡市千駄野432番地
甲 白岡市
白岡市長 小島 卓

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

輸 送 状 況

作成者 ()
 月 日 時 分

避難所名 (地区名)	担当者	輸送物品 (数量・時間)				
		食糧	毛布			

災害時における被災者支援等の協力に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する被災者支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする、

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に被災者支援に関する必要が生じたときは、乙が管理する施設の被害状況を確認のうえ、次の各号に掲げる事項について、乙に要請することができるものとする。

- (1) 被災者及び帰宅困難者を一時的な避難場所として受け入れることを目的とした場所の提供
 - (2) 災害時における車両の退避場所としての場所の提供
 - (3) 身元不明遺体の一時安置所としての場所の提供
 - (4) その他甲の要請により乙が協力できる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号又は第2号に掲げる事項について甲が乙に要請した場合、前項第3号に掲げる事項については甲は乙に要請しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げる事項について、甲が乙に要請した場合、第1項第1号又は第2号に掲げる事項については甲は乙に要請しないものとする。
- 4 協力の要請は、甲が別に定める「災害時における被災者支援要請書」を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に「災害時における被災者支援要請書」を提出するものとする。
- 5 前項における依頼を受けた乙は、可能な範囲において応じるものとする。

（協力期間）

第3条 この協定に基づく協力期間は、災害発生から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、甲が定める「災害時における被災者支援に係る支援報告書」により、以下の内容を甲に報告するものとする。

- (1) 被災者及び帰宅困難者の受け入れ人数
- (2) 身元不明遺体を受け入れたかず
- (3) その他要請内容の遂行により要した消耗品等の品目と数量

（経費の負担）

第5条 甲の要請内容の遂行に関する消耗品等の経費については甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定する。ただし、乙の施設の開放及び役務の提供に関しては原則無償とする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、書面により請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。
- 3 甲は、乙が遺族等の要請により、甲の要請内容の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(現状復旧)

第7条 甲は、この協定に基づく要請内容の遂行が終了した場合は、その施設を現状に復するものとする。

(期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれから協定の解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月25日

埼玉県白岡市千駄野432

甲 白岡市
白岡市長

埼玉県白岡市

乙

市内の寺院の状況（埼玉県知事所轄 宗教法人一覧順）

施設名	所在地	協力内容
忠恩寺	白岡市高岩 2148	(4)
全龍寺	白岡市下大崎 1317	(2) (3)
常福寺	白岡市柴山 1103	(1) (2) (3) (4)
青雲寺	白岡市篠津 672	(1) (2)
正泉寺	白岡市柴山 1074	(1) (2) (3) (4)
正傳寺	白岡市上野田 328	(1) (2) (3) (4)
寿楽院	白岡市小久喜 49	(1) (2) (4)
大徳寺	白岡市上野田 170	(2) (3) (4)
宝鏡寺	白岡市荒井新田 568	—
正福院	白岡市白岡 938	—
観福寺	白岡市野牛 656	—
安楽寺	白岡市太田新井 1162-1	(1) (2)
興善寺	白岡市白岡 961	(4)
最勝寺	白岡市彦兵衛 176	—
新雲泉寺	白岡市千駄野 917-7	(1) (2) (3) (4)

※1 災害発生時、市からの要請に基づいて、一時避難所や車両の退避場所の開設など、各寺院で対応可能な支援を行っていただく。

※2 各施設の協力内容は表のとおり。ただし、施設の被害状況を確認し協力を要請する。

- (1)被災者及び帰宅困難者を一時的な避難場所として受け入れることを目的とした場所の提供
- (2)災害時における車両の退避場所としての場所の提供
- (3)身元不明遺体の一時安置所としての場所の提供
- (4)その他甲の要請により乙が協力できる事項

災 害 遺 体 処 理 票

遺体番号 第 号	取扱日時		年	月	日	午前	時	分
	安置所		記載者氏名					
災 害 遺 体 処 理 票	被 保 管 者							
	住 所 氏 名							
	性 別 年 令	男	女	推 定	歳			
	死 亡 日 時	年	月	日	午前	時	分	
	死 亡 場 所 発 見 場 所							
	保 管 日 時	年	月	日				
	遺 留 品	有 無						
	容 姿	身長 cm 客観						
	そ の 他 着 衣							
	摘 要							
	処 理 顛 末							
	送 付 月 日	年	月	日	火葬場 墓 地			
	埋 火 葬 月 日	年	月	日	火葬場 墓 地			
	引 渡 月 日 受 取 者 氏 名 住 所	年	月	日	番 地			
摘 要								

資料-69 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白岡市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見な

し、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 2月26日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

資料-70 義務教育施設の状況

義務教育施設の状況

令和5年3月31日現在

学 校 名	校地面積	校舎面積	普通教室	特別教室	屋内運動場	給食室	プール
篠津 小学校	23,216m ²	3,826m ²	17	11	840m ²	186m ²	375m ²
菁莪 小学校	29,660m ²	5,434m ²	13	17	813m ²	207m ²	375m ²
大山 小学校	18,885m ²	2,705m ²	8	8	398m ²	151m ²	325m ²
南 小学校	29,813m ²	6,169m ²	26	14	1,138m ²	206m ²	375m ²
西 小学校	26,221m ²	5,393m ²	24	10	1,138m ²	227m ²	375m ²
白岡東 小学校	27,131m ²	5,041m ²	15	12	1,152m ²	266m ²	375m ²
篠津 中学校	26,899m ²	5,066m ²	14	14	1,249m ²	269m ²	
菁莪 中学校	25,047m ²	4,430m ²	7	17	1,190m ²	209m ²	
南 中学校	27,745m ²	4,871m ²	11	15	1,157m ²	249m ²	
白岡 中学校	32,958m ²	5,188m ²	11	16	1,274m ²	297m ²	
	267,575 m ²	48,123m ²	146	134	10,349m ²	2,267m ²	2,200m ²

白岡市内障がい者福祉施設

名 称	住 所	電話番号
ありの実館	〒349-0218 白岡市白岡 805-2	0480-92-4968
東ありの実館	〒349-0222 白岡市爪田ケ谷 52-3	0480-92-7940
めぐみの里	〒349-0203 白岡市下大崎 1274-1	0480-53-6933
太陽の里	〒349-0217 白岡市小久喜 450	0480-93-1101
白岡太陽の家にじ	〒349-0205 白岡市西 2-18-6	0480-92-7686
クローバー	〒349-0203 白岡市下大崎 294-1	0480-97-0033
かるがも工房	〒349-0217 白岡市小久喜 1344-3	0480-53-5422
かるがも工房青空	〒349-0215 白岡市千駄野 1338-5	0480-53-5422
こころ寮	〒349-0205 白岡市西 6-8-22	0480-91-2255
サンフラワー	〒349-0217 白岡市小久喜 843-2	048-769-8800
第二サンフラワー	〒349-0217 白岡市小久喜 843-9	048-769-8800
ふわふわ白岡	〒349-0218 白岡市白岡 1006-1	0480-48-5140
障害者デイサービスセンター	〒349-0215 白岡市千駄野 445	0480-93-0201
放課後等デイサービスばくの樹	〒349-0217 白岡市小久喜 842-5	0480-53-4788
みつばち	〒349-0203 白岡市下大崎 317-3	0480-97-0977
タイムこどもデイサービスめろでい	〒349-0204 白岡市篠津 1875-3	0480-90-4445
児童発達支援事業所だいちの園 ひこべえ	〒349-0224 白岡市彦兵衛 195-3	0480-37-7805
げんき広場	〒349-0205 白岡市西 7-9-17	0480-53-5533
こぱんはうすさくら新白岡駅前教室	〒349-0212 白岡市新白岡 4-14-5 101	0480-90-5566
児童発達支援センター だいちの園しらおか	〒349-0218 白岡市白岡 1025-1	0480-53-6075
そらきっず	〒349-0218 白岡市白岡 1025-1	0480-53-4002
コペルプラス新白岡教室	〒349-0212 白岡市新白岡 4-6-13 107	0480-38-6946

資料-72 白岡市内の介護施設の一覧

令和3年1月22日現在

No.	種別	施設名	所在地	連絡先	F A X	定員
1	地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	地域密着型特別養護老人ホーム 光乃里	白岡市荒井新田359番地1	0480-97-0171	0480-97-0172	20
2	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設 光乃里	白岡市荒井新田359番地1	0480-97-0171	0480-97-0172	80
3	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム いなほの里	白岡市千駄野663番地1	0480-90-5557	0480-90-5556	87
4	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム わかば	白岡市岡泉902番地	0480-91-6517	0480-92-5544	70
5	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム ずいせん長寿村	白岡市高岩1051番地1	0480-90-1155	0480-90-1166	100
6	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ぽっかぽか	白岡市上野田357番地1	0480-90-5666	0480-90-5665	95
7	軽費老人ホーム	ケアハウス おおり	白岡市上野田1741番地1	0480-90-5700	0480-90-5656	30
8	有料老人ホーム(介護付き)	ヒューマンサポート白岡	白岡市白岡1066番地1	0480-91-7500	0480-91-7501	76
9	有料老人ホーム(介護付き)	あんしんホーム白岡	白岡市小久喜847番地1	0480-90-5600	0480-90-5601	55
10	有料老人ホーム(住宅型)	白岡ひばり館	白岡市西10丁目13番9	0480-31-6286	0480-31-6287	27
11	有料老人ホーム(住宅型)	シルバーコート白岡西吉番館	白岡市西9丁目3番3	0480-53-6319	0480-53-6388	33

No.	種別	施設名	所在地	連絡先	F A X	定員
12	有料老人ホーム（住宅型）	シルバーコート白岡西武番館	白岡市西9丁目3番地15	0480-53-6319	0480-53-6388	33
13	有料老人ホーム（住宅型）	いなほの有料老人ホーム	白岡市西3丁目5番1 白岡市西3丁目5番2	0480-90-1745	0480-37-7003	20
14	サービス付き高齢者向け住宅	クリエホーム・ソラティア	白岡市小久喜200番地5	0480-92-6322	0480-92-6381	50戸
15	サービス付き高齢者向け住宅	ウエルガーデン白岡	白岡市小久喜1413番地	0480-90-5111	0480-90-5112	48戸
16	サービス付き高齢者向け住宅	花みずき白岡	白岡市白岡1007番地2	0480-31-8195	0480-31-8196	30戸
17	サービス付き高齢者向け住宅 （介護付有料老人ホーム）	ル・レーヴ新白岡	白岡市新白岡9丁目3番地3	0480-53-8723	0480-53-8752	74戸
18	サービス付き高齢者向け住宅 （介護付有料老人ホーム）	さわやかしらおか館	白岡市小久喜948番地1	0480-48-5933	0480-48-5966	55戸
19	グループホーム	グループホーム メディカルフローラ新白岡	白岡市7丁目5番地11	0480-92-4466	0480-92-3444	27
20	グループホーム	愛の家グループホーム白岡	白岡市新白岡6丁目12番地4	0480-90-5450	0480-90-5451	27
21	グループホーム	ソレアード新白岡	白岡市新白岡8丁目12番地3	0480-90-5117	0480-90-5187	27

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1） 相続に関する相談
- （2） 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3） 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4） 成年後見制度に関する相談
- （5） その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月22日

甲 白岡市千駄野432番地
白岡市

白岡市長 小島 卓

乙 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会

会 長 山崎 秀美

災害時における被災者支援に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた白岡市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により白岡市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月31日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地浦
和区常盤六丁

白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会
会 長 荒岡 克巳

年 月 日

災害時支援要請書

埼玉県行政書士会会長 様

白岡市長

災害時における被災者支援に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 平成 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃

被災者台帳の作成に係るデータ項目の例

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
氏名 (法第90条の3 第2項第1号)	・ 氏名 (ふりがな (フリガナ))	<p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。</p> <p>○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。</p> <p>○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。</p>
生年月日 (法第90条の3 第2項第2号)	・ 生年月日 (年齢)	<p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。</p>
性別 (法第90条の3 第2項第3号)	・ 性別	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。
住所又は居所 (法第90条の3 第2項第4号)	・ 住所	<p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。</p> <p>○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。</p>
	・ 居所	<p>○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。</p> <p>○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。</p> <p>○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。</p> <p>○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合が考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。</p>

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 (法第90条の3第2項第5号)	<p><住家被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定結果 ・被害認定日 <p><被災住民の人的被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷・疾病の状況 ・死亡日 ・被害の状況 <p><家財等の動産被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 	<p>○罹災証明書の証明事項と同義。</p> <p>○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。</p>
援護の実施の状況 (法第90条の3第2項第6号)	<p><被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援制度 ・申請日 ・申請者 ・被災者と申請者の関係 ・支援の区分 ・支給日 ・支給終了日 	<p>○支援漏れや手続の重複等を防ぐ観点から記載・記録。</p> <p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎又は加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊 → 半壊解体 加算支援金 賃貸 → 建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金 義援金の主体（日本赤十字社、都道府県、市町村等）ごとに項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分時ごとに記載・記録する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載・記録。
	<p><地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免の実施の有無 ・減免の対象 	<p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 ・国民年金保険料の減免

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
	<災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度> ・貸付金の有無 ・貸付金の種類	・災害援護資金、生活福祉資金 災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。
	<災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居> ・救助の種類 ・救助の有無	
	<児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置> ・特例措置の種類 ・特例措置の有無	
要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 (法第90条の3第2項第7号)	・要介護制度区分 ・障害の種類・程度 ・乳幼児 ・妊婦 ・持病（難病、特定疾病等） ・ペットの有無 ・DV ・児童虐待 ・外国人 ・支援を要する高齢者 ・上記対象者に関する同居（支援）親族の有無	○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。 ・DV、児童虐待 本人からの申出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。
	・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することが可能な要配慮者情報については、資料15を参照	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条 ○特定個人情報データ標準レイアウト 4、10、20、26、74、78、80、82

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
		<p>○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム(特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」)を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。 <p>○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関係する可能性のある項目を幅広に対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当たり必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。</p>
電話番号その他の連絡先 (規則第8条の5第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・携帯電話番号 ・メールアドレス ・ファックス番号 	○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 (規則第8条の5第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・単数世帯 ・複数世帯 ・世帯主名 ・世帯番号 	<p>○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。</p> <p>○世帯を認識するために有用。</p>
罹災証明書の交付の状況 (規則第8条の5第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日 ・交付枚数 ・申請日 ・申請者 	○罹災証明書の交付実績を記載・記録。
市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (規則第8条の5第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳情報提供に関する同意 ・同意する情報提供先 	<p>○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。</p> <p>○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。</p> <p>○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。</p>

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 (規則第8条の5第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先名 ・提供日 ・情報の使用目的 ・提供した情報(項目) 	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。
被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 (規則第8条の5第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(マイナンバー) 	<p>○被災者台帳作成に個人番号(マイナンバー)を利用する場合に記載・記録。</p> <p>○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。</p> <p>○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。</p>
前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(例) (規則第8条の5第7号)		
(調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査番号 ・調査日 ・調査担当者 ・災害種類 ・調査結果 	<p>○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。</p> <p>○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。</p> <p>○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。</p>

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
(建物)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所在地 ・建物用途 ・建物構造 ・位置座標（緯度、経度） 	<p>○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。</p> <p>○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。</p> <p>○法定事項ではないが、導入市町村において、記載・記録している例がある。</p> <p>○登記情報等、公表されている（利用可能な）情報を基本とする。</p>
(住家・非住家の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家・非住家の別 	<p>○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。</p> <p>○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。</p>
(所有者氏名)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ)) 	<p>○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。</p>
(所有者住所/居所)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の住所 ・建物所有者の居所 	<p>○所有者の住所/居所を記載・記録。</p> <p>○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。</p>
(所有者電話番号)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の電話番号 ・建物所有者の携帯電話番号 	<p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。</p>
(所有者連絡先)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の携帯電話のメールアドレス ・建物所有者のファックス番号 	<p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。</p>

出典：内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/daichou.html>

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抄）

令和3年3月 内閣府（防災担当）

【総則】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という。）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4

月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
 ※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
 ※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和 2 年 3 月末時点）
 ※本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用

被害認定基準等は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「罹災証明書」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

※平成 25 年 6 月 21 日に改正された災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められたところ（法第 90 条の 2）。

※罹災証明書の発行に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、その発行基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援金の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、本運用指針等を参考として地方公共団体が発行しているところである。

4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

災害	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none"> 地震力が作用することによる住家の損傷 地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	<ul style="list-style-type: none"> 浸水することによる住家の機能損失等の損傷 水流等の外力が作用することによる住家の損傷 水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	<ul style="list-style-type: none"> 風圧力が作用することによる住家の損傷 暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

5. 調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、場合により、「第 4 編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこと

もできる。

●地震による被害

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

●水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

●風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が準半壊に至らない（一部損壊）と判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。

調査（地震・水害による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

6. 判定方法

現行の住家の被害認定基準（平成13年6月28日以降）は、被災した住家の延床面積と損壊

等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを「全壊」又は「半壊」としている。

元来、この基準は、「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号）に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するものとして通知されたものである（昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知。ただし、当時は「住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合」ではなく「住家の主要構造部の被害額がその住家の時価に占める割合」であった。）。このうち災害報告については、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条第2項において「棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数」について報告を行う（住家の被害のうち全壊又は半壊の場合）ものとしている。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、建物被害調査に関して、住家の被害認定基準のほかに、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のための「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」（昭和38年2月25日自治省告示第158号）があったが、必ずしも大災害を想定したものではなかったため、被災市町では、「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」（財）日本建築防災協会（当時）及び地震保険の損害調査の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を建築の専門家の支援を受けつつ税務部局で作成した。

具体的には、倒壊家屋が昭和40年代以前の建物であろうとの想定の下で同年代の固定資産税実績をもとに建物の部位別構成比を求め、これに各被害率を乗じ、その合計を住家の被害認定基準に照らして全壊・半壊等と判定した。被害調査は、税務部局・消防部局・区役所が、他の政令指定都市の税務職員の応援を得て実施した。

このように、住家の被害認定基準を忠実に適用し住戸ごとの被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、固定資産（家屋）評価等の専門的知識を要するものであることから、平成13年に本運用指針を定めるに当たっては、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、次のように工学的見地から簡素化を図っている。

- ・固定資産（家屋）評価における災害時の損耗減点補正の考え方と同様に、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定する。このとき、一般的な住家を想定し、部位別構成比を5%刻みで簡略化している。
- ・応急危険度判定等における被災状況の見方も参考とし、一定の要件に該当する場合には、その段階で、個々の部位の損害割合の積み上げをしないで判定する。

その後の主な改定の内容は、次のとおりである。

- ・平成21年改定「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更等
- ・平成25年改定「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加等
- ・平成30年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加等
- ・令和2年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す等
- ・令和3年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す等

なお、各部位の全面積／本数／枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積／本数／枚数により損傷率を算定することも可とする。

具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。また、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。

●地震による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流出し、又は落ちている場合、地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合等は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が $1/20$ 以上の場合、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が $1/30$ 以上の場合、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとす。

(3) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(注2) 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

●水害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 浸水深による判定

(【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ)

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし全壊、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし大規模半壊、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上とし半壊、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※が発生していない場合には、第1次調査において一見して浸水深(最も深い部分)が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。

※ 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。

(3) 傾斜による判定（第2次調査のみ）

（木造・プレハブの住家）

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

（非木造の住家）

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

（注3）傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(4) 部位による判定（第2次調査のみ）

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない（一部損壊）と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

●風害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 傾斜による判定

（木造・プレハブの住家）

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

（非木造の住家）

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

（注4）傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(3) 屋根等の損傷による判定

屋根等（木造・プレハブの住家にあつては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあつては、外部仕上・雑壁・屋根及び建具）に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合を10%未満とし、準半壊に至らない（一部損壊）と判定する。

(4) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上40%未満の場合を半壊、10%以上20%未満の場合を準半壊、10%未満の場合を準半壊に至らない（一部損壊）と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

●航空写真等を活用した判定について

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

7. 部位別構成比の取り扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

9. 集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

※建物全体の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は建物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定する。水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し、認定することも必要である。

10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、被災者にこれらの判定・調査の混同が生じないよう、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。

●被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。被災宅地危険度判定は、地震や

降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを判定しようとするものである。

●地震保険損害調査・共済損害調査

地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の認定とは一致しない。

●応急危険度判定の判定結果の活用

住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20 超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30 超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30 超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

11. 調査結果の記録等

調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理しておく。

12. その他

国は住家の被害認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、必要に応じて被害認定に係る参考資料を整備する。

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であると考えます。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定経験者や税務課OBの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受け入れも重要であり、平時より協定締結等により応援、協調体制を整えておくことが必要である。

各都道府県においては、住家の被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を促進することも必要である。

<参考> 被害認定の流れ



罹災・被災証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)白岡市長 様

次のとおり、罹災・被災証明書の発行を申請します。

申請者	住所	電話番号
	氏名	続柄

罹災した住家※1 又は非住家の 世帯主	氏名	生年月日	個人番号
		年 月 日	-----

※1住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
非住家とは、居住のために使用していない蔵や物置、店舗などの住家ではないもの。

罹災又は被災 の原因	年 月 日 の () による
---------------	-----------------

罹災した住家※1 又は非住家の所 在地	(申請者の住所と同じ場合は記載不要)
---------------------------	--------------------

主な被害の内容	
---------	--

証明書の 使用目的	
--------------	--

自己判定調査 同意欄 (希望する場合)	<p>○自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要となります。(現地調査は行いません。)</p> <p>○自己判定調査で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。</p>
---------------------------	--

添付書類※2	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真
--------	-------------------------------------

※2被害箇所が分かる写真は注意事項を読むこと
落雷被害による申請の場合は、工事事業者等による落雷被害の事実が分かる書面を添付すること

(整理番号 No.)

罹災・被災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者の続柄	

罹災原因	による
------	-----

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

その他 (住家以外の被害等について)	
-----------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

白岡市長

印

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 28 日
規則第 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）
- 第 5 章 補則（第 18 条）
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年白岡町条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する様式第 1 号の医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の災害援護資金借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した様式第3号の災害援護資金貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、様式第4号の災害援護資金貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに様式第5号の災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、様式第6号の災害援護資金繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第7号の災害援護資金償還金支払

猶予申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 8 号の災害援護資金償還金支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、様式第 9 号の災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した様式第 10 号の災害援護資金違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した様式第 11 号の災害援護資金違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、様式第 12 号の災害援護資金違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 13 号の災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、様式第 14 号の災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、様式第 15 号の災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に様式第 16 号の氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成 6 年 4 月 20 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和元年 8 月 9 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 12 月 20 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 28 日
規則第 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）
- 第 5 章 補則（第 18 条）
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年白岡町条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する様式第 1 号の医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の災害援護資金借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した様式第3号の災害援護資金貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、様式第4号の災害援護資金貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに様式第5号の災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、様式第6号の災害援護資金繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第7号の災害援護資金償還金支払

猶予申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 8 号の災害援護資金償還金支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、様式第 9 号の災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した様式第 10 号の災害援護資金違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した様式第 11 号の災害援護資金違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、様式第 12 号の災害援護資金違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した様式第 13 号の災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、様式第 14 号の災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、様式第 15 号の災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に様式第 16 号の氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成 6 年 4 月 20 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和元年 8 月 9 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 12 月 20 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成 26 年 3 月 31 日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 1 号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

(支援金の制度)

第 3 条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給付金の制度)

第 4 条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(人的相互応援の制度)

第 5 条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義等の協議)

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

災害発生時における白岡市と郵便局との協力に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と、別添に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、白岡市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、乙を代表として久喜郵便局及び白岡郵便局が締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、白岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 白岡市総合政策部長
- 乙 日本郵便株式会社 久喜郵便局長
白岡郵便局長

(準用)

第8条 この協定は、白岡市国民保護計画においても準用する。

2 なお、準用の際の協力項目は、その都度確認することとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。
なお、平成9年10月1日締結の「災害時における相互協力に関する覚書」は、本協定をもって廃棄する。

平成29年3月22日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 埼玉県久喜市本町3丁目17番地1
日本郵便株式会社
久喜郵便局長 浅川 豊利

埼玉県白岡市千駄野941番地1
日本郵便株式会社
白岡郵便局長 秋間 威人

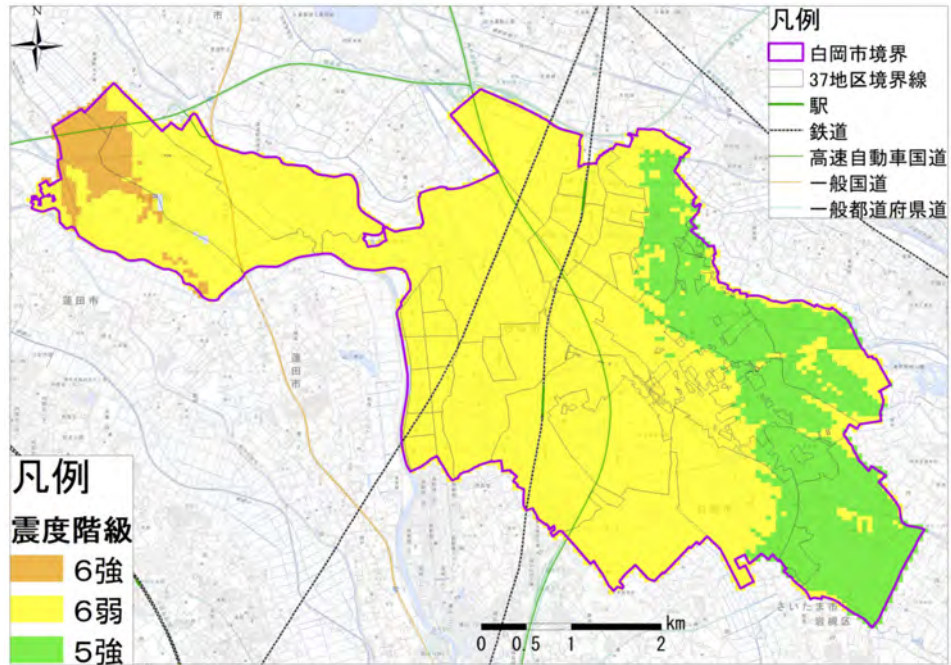
協力郵便局一覧表

郵便局	所在地
久喜郵便局	久喜市本町3丁目17番地1
白岡郵便局	白岡市千駄野941番地1
大山郵便局	白岡市柴山1161番地1
白岡岡泉郵便局	白岡市岡泉1262番地
西白岡郵便局	白岡市白岡1050番地2
新白岡駅前郵便局	白岡市新白岡5丁目1番地1

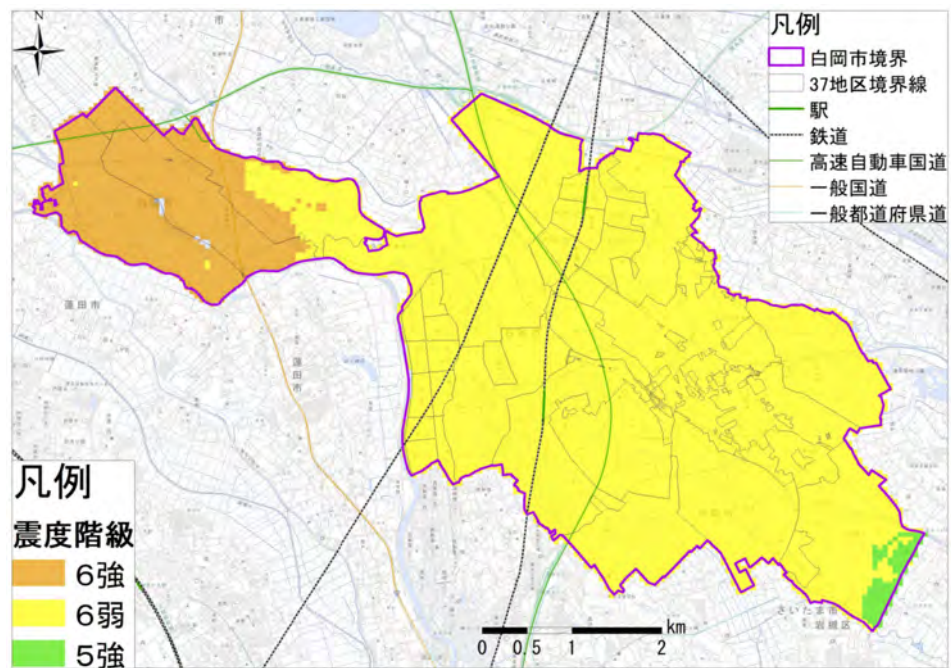
資料-82 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果

【地震被害想定の結果】

(1) 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点北）の震度分布



(2) 茨城・埼玉県境地震の震度分布



【風水害被害想定の結果】

(1) 建物被害

	中川流域	利根川、小山川	荒川
浸水影響家屋数	5,416 棟	10,625 棟	9,834 棟

(2) 避難者

	中川流域	利根川、小山川	荒川
要避難者数	4,363 人	9,934 人	4,602 人
屋内安全確保数	14,832 人	28,059 人	31,095 人

(3) ライフライン被害（影響人口）

	中川流域	利根川、小山川	荒川
電力	7,249 人	32,457 人	25,545 人
都市ガス	394 人	9,302 人	4,656 人
LP ガス	122 人	1,693 人	1,133 人
上水道	31,490 人	31,490 人	31,490 人
下水道	13,894 人	26,702 人	25,679 人
固定電話	7,266 人	32,599 人	25,633 人
携帯電話	2,010 人	13,407 人	8,774 人

資料-83 市街地整備の実施状況

市街地整備の実施状況

	名 称	事業主体	進捗状況	施行区域 面積 (ha)	事業完了 (予定) 年	計画 人口 (人)
1	原ヶ井戸・東土地区画整理事業	白岡市	完了	11.9	平成 15 年	1,180
2	野牛・高岩土地区画整理事業	白岡市	完了	56.2	平成 27 年	4,800
3	白岡駅東部中央土地区画整理事業	白岡市	施行中	30.4	令和 10 年	2,700
4	白岡・篠津土地区画整理事業	白岡市	完了	98.6	昭和 52 年	8,000

資料-84 都市公園の状況

都市公園の状況

	名 称	種 別	所在地	面積 (ha)	開設年月日
1	ツツジヶ丘公園	街区公園	西二丁目地内	0.36	S53.3.28
2	イチョウ公園	〃	西十丁目地内	0.3	S53.10.27
3	モミジ公園	〃	西九丁目地内	0.57	S52.12.26
4	シラカバ公園	〃	西一丁目地内	0.25	S53.3.28
5	アジサイ公園	〃	西四丁目地内	0.29	S53.10.27
6	久伊豆公園	〃	小久喜地内	0.35 (0.28)	H14.9.12 (S57.2.1)
7	八幡公園	〃	白岡地内	0.71	S58.6.1
8	新白岡もみじ公園	〃	新白岡三丁目地内	0.08	S63.10.1
9	新白岡さくら公園	〃	〃	0.08	S63.10.1
10	新白岡中央公園	〃	新白岡二丁目地内	0.17	S63.10.1
11	新白岡くすのき公園	〃	〃	0.08	S63.10.1
12	新白岡さざんか公園	〃	〃	0.08	S63.10.1
13	新白岡けやき公園	〃	新白岡一丁目地内	0.08	S63.10.1
14	新白岡つつじ公園	〃	〃	0.19	H30.12.14 (S63.10.1)
15	白岡公園	近隣公園	西五丁目地内	1.21	S53.3.28
16	高岩公園	〃	新白岡三丁目地内	2.32	S63.4.1
17	ふれあいの森公園	〃	小久喜地内	2.05	H6.4.1
18	原ヶ井戸北公園	街区公園	白岡東地内	0.14	H6.4.1
19	原ヶ井戸南公園	〃	白岡東地内	0.22	H9.4.15
20	駒形公園	〃	新白岡五丁目地内	0.29	H9.4.15
21	白岡市総合運動公園	運動公園	千駄野地内	12.7 (1.45)	H9.9.19 (H9.4.1)
22	中ノ宮公園	街区公園	新白岡八丁目地内	0.45	H14.4.15
23	どんぐり公園	〃	千駄野地内	0.24	H26.4.1
24	せせらぎ公園	〃	小久喜地内	0.13	H29.4.3
25	いこいの森公園	〃	小久喜地内	0.32	H29.4.3
26	屋敷前公園	〃	荒井新田地内	0.26	H29.4.3

	名 称	種 別	所在地	面積 (ha)	開設年月日
27	えんみょうモクセイ 公園	〃	下大崎地内	0.16	H29.4.3
28	したばたハナミズキ 公園	〃	下大崎地内	0.13	H29.4.3
29	下田公園	〃	荒井新田地内	0.49	H29.4.3
30	柴山沼	総合公園	柴山・荒井新田地内	12.76	H29.4.3
31	白石様堀公園	街区公園	新白岡七丁目地内	0.35	H29.4.3

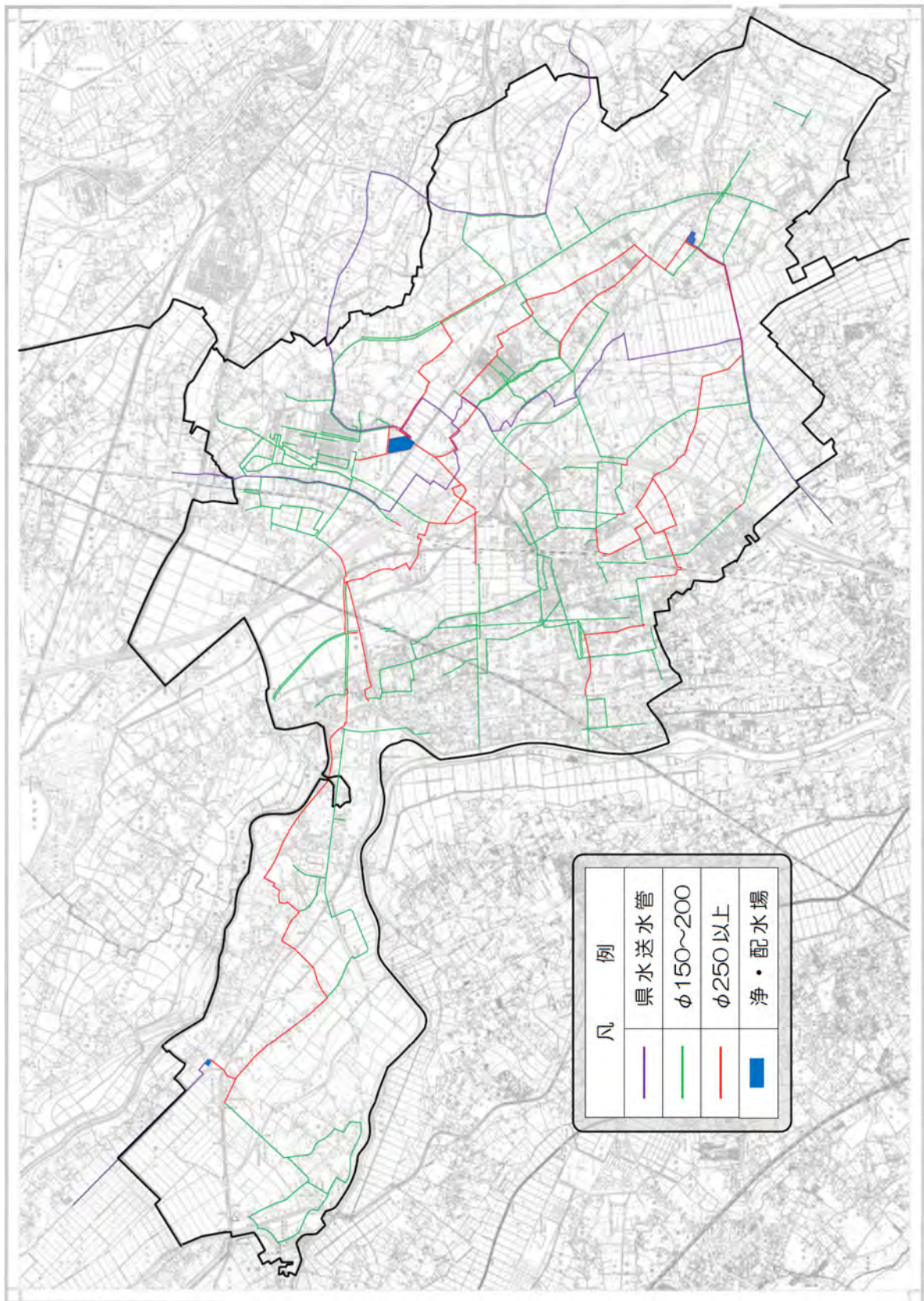
都市計画道路の状況

令和5年3月31日現在

No	路線番号			路線名	幅員 (m)	計画延長	改良済	整備済	事業費割	概成済	未整備
合 計 (整備延長) (進捗率)						(km) 24.06	(km) 17.76 73.8%	(km) 17.58 73.1%	(km) 0.18 0.8%	(km) 0.84 3.5%	(km) 5.46 22.7%
1	1	3	1	首都圏中央連絡自動車道	25	1.10	1.10	1.10	0.00	0.00	0.00
2	3	4	1	さいたま栗橋線	21	3.06	3.06	3.06	0.00	0.00	0.00
3	3	4	2	さいたま栗橋線	21	0.04	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00
4	3	4	3	白岡駅東口線	20	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25
5	3	4	4	白岡駅西口線	20	1.11	0.20	0.09	0.11	0.00	0.91
6	3	4	5	爪田ヶ谷篠津線	16	2.66	2.08	2.08	0.00	0.58	0.00
7	3	4	6	白岡久喜線	16	3.42	2.27	2.27	0.00	0.00	1.15
8	3	4	7	白岡篠津線	16	3.22	3.02	3.02	0.00	0.00	0.20
9	3	4	8	太田新井小久喜線	16	2.48	0.16	0.16	0.00	0.00	2.32
10	3	4	9	篠津柴山線	16	1.10	1.10	1.10	0.00	0.00	0.00
11	3	4	10	篠津柴山線	16	1.48	1.48	1.48	0.00	0.00	0.00
21	3	4	29	新白岡駅東口線	20	0.30	0.30	0.30	0.00	0.00	0.00
22	3	4	30	新白岡駅西口線	20	0.18	0.18	0.18	0.00	0.00	0.00
23	3	4	31	野牛篠津線	16	1.20	1.20	1.20	0.00	0.00	0.00
24	3	4	32	野牛宮代線	16	0.84	0.58	0.58	0.00	0.26	0.00
25	3	5	33	高岩団地線	12	0.77	0.77	0.77	0.00	0.00	0.00
26	3	4	35	白岡宮代線	16.8	0.85	0.22	0.15	0.07	0.00	0.63

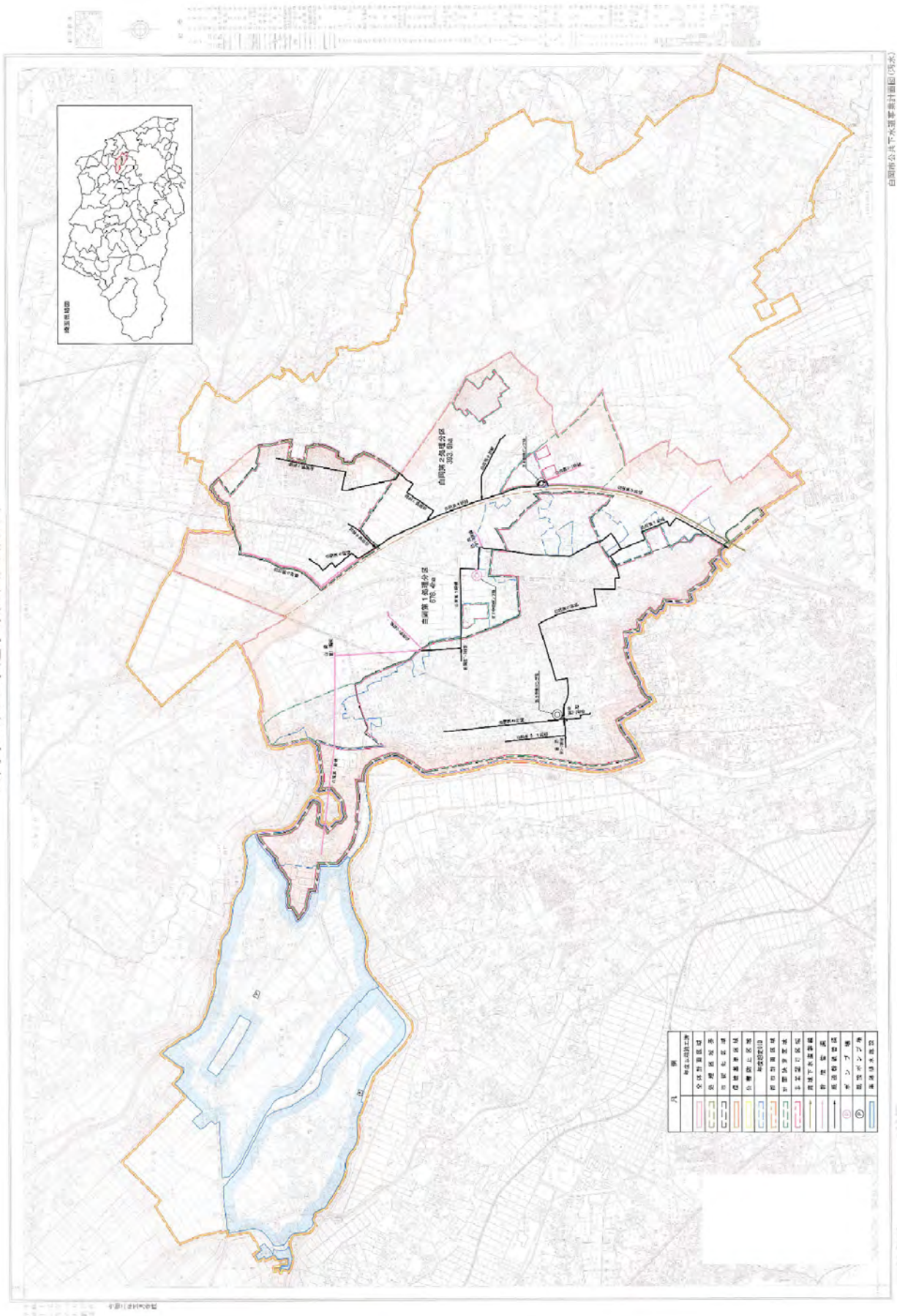
資料 道路課 (都市計画現況調査)

資料-86 白岡市上水道施設位置図

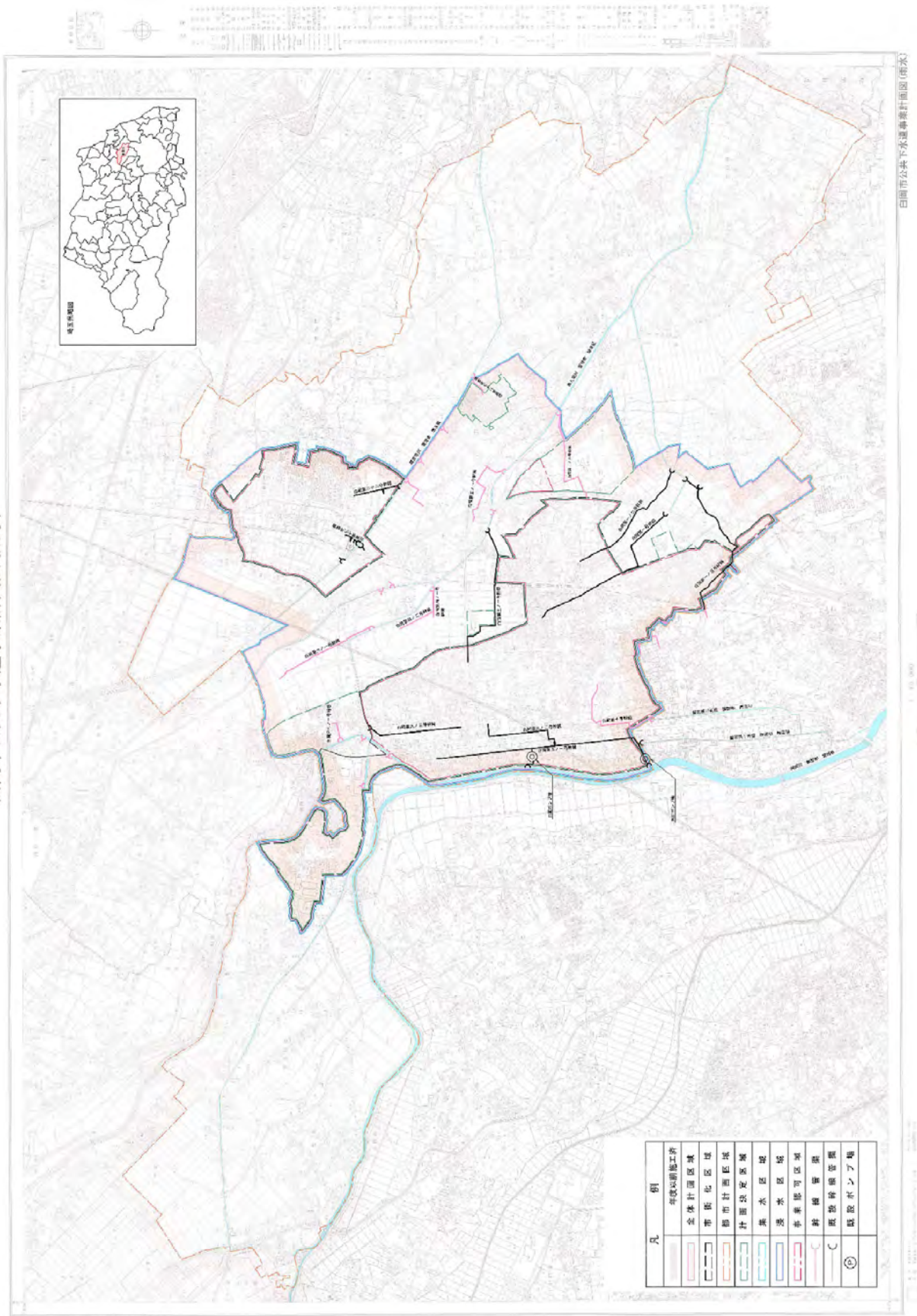


資料-87 白岡市下水道施設位置図

白岡市公共下水道事業計画図(汚水)



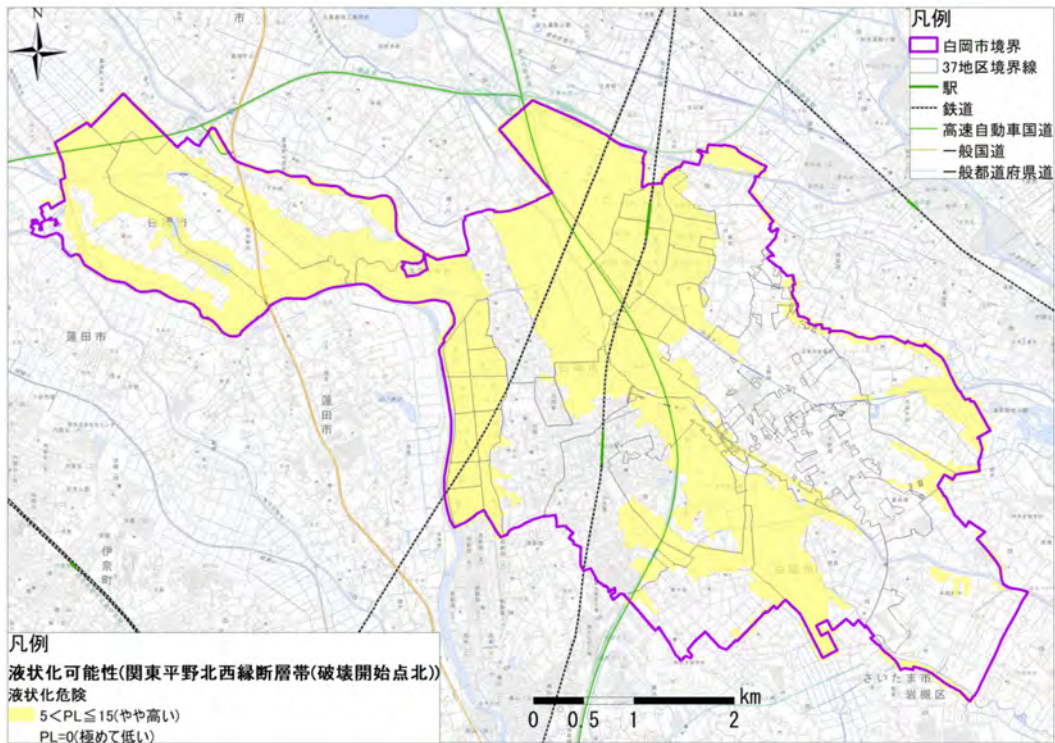
白岡市公共下水道事業計画図(雨水)



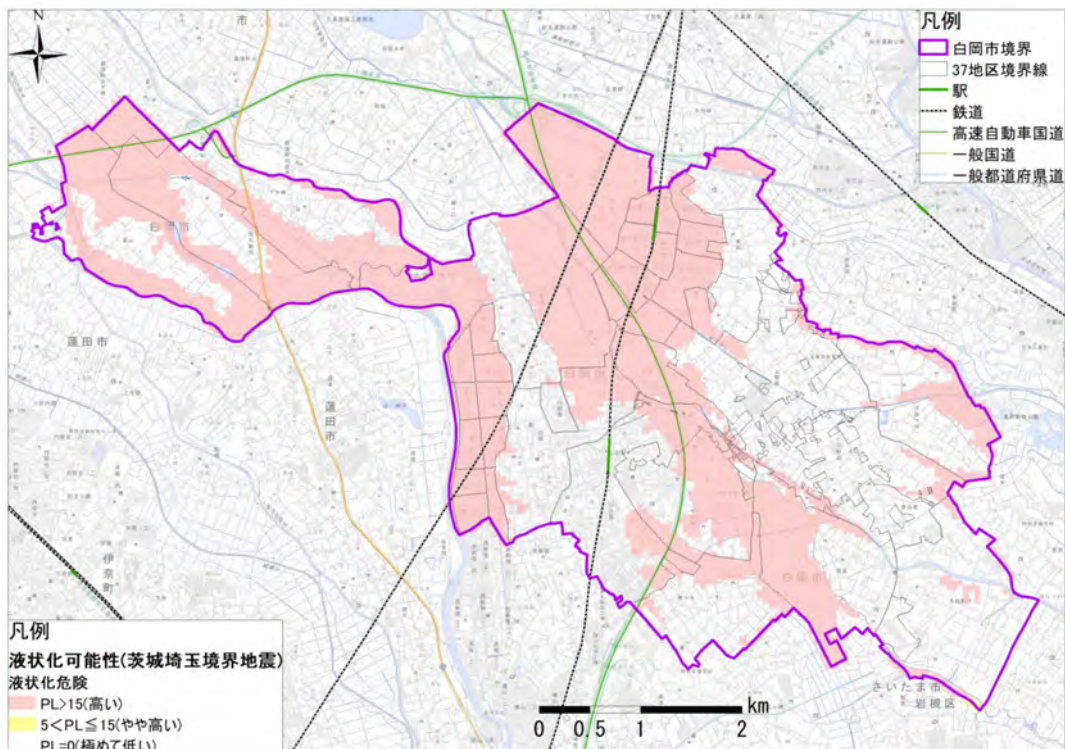
資料-88 白岡市液状化危険度

「白岡町防災アセスメント調査（令和5年3月）」において、次の2つの想定震源における液状化危険度を算定した。

関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)



茨城・埼玉県境地震



市内の危険物施設の現況

令和5年3月31日現在

施設区分		施設数	
製造所		2	
貯蔵所	屋内貯蔵所	27	
	屋外タンク貯蔵所	22	
	屋内タンク貯蔵所	1	
	地下タンク貯蔵所	23	
	移動タンク貯蔵所	9	
	屋外貯蔵所	5	
取扱所	給油取扱所	営業用	11
		自家用	7
	販売取扱所	—	
	一般取扱所	20	
合計		127 施設	
事業所数		57 事業所	

資料-90 市内の毒劇物取扱施設の現況

市内の毒劇物取扱施設の現況

令和5年3月31日現在

区分	品名	施設数
貯蔵・取扱	劇物 アンモニア	2

地域貢献型広告に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、白岡市内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、白岡市内に広告を掲出することにより、市民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域貢献型広告 乙が実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報が記載されたものをいう。
- （2）公共的な情報 防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光名所などをいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同し、広告の製作費及び広告料を支払う民間企業などをいう。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、広告の掲出のために必要な情報を提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力をを行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条の規定に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出場所・内容等について変更があったとき、及び甲が求めるときに報告を行うこと。
- （3）内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議の上必要な処置を講ずること。

（細目）

第5条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上決定する。

2 広告の掲出については、白岡市有料広告掲載に関する要綱（平成19年10月31日告示第376号）第2条に規定する広告掲載の要件及び乙の定める社内規定に基づき、甲乙協議の上、法令等を遵守するとともに公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第7条 広告の掲出に当たり必要な経費は、広告主及び乙が負担し、甲は、その一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成28年6月8日

甲 白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社
総支社長 小池 猛

防災備蓄品一覧表

令和5年12月末日現在

分類	品名	備考
食糧	缶入りパン・袋入りパン	保存期間5年
	アルファ米	1食100g(保存期間5年)
	即席おかゆ(アレルギーフリー)	1食40g(保存期間5年)
	非常備蓄用ミキサー粥	1食30g(保存期間5年)
	ビスケット	1食75g(保存期間5年)
	クラッカー	1食75g(保存期間5年)
	粉ミルク	スティックタイプ、乳製品アレルギー対応含む (保存期間1.5年)
	保存用ようかん えいようかん	1箱5本×20セット入り (1食は2本)
	哺乳瓶	240ml(ガラス製)乳首(シリコン製 耐用5年)
	使い捨て哺乳瓶	セット5本入り 5年保存
	ミルクセット	ガスコンロ、ボンベ3本、ケトル(2.5ℓ)
	飲料水	500ml(保存期間5年)
生活必需品	真空パック毛布	真空パック ガス滅菌処理
	アルミ毛布	
	難燃カーペット	1帖(900mm×1900mm)
	レスキューシート	2130mm×1370mm アルミ蒸着ポリエステル
	寝袋	
	肌着セット(男性用、女性用)	Tシャツ、ブリーフ(女性はショーツ)、靴下、タオル各1
	備蓄タオル	
	紙おむつ(大人用)	テープタイプ及びパンツタイプ
	尿取りパッド	1袋30枚入り
	紙おむつ(幼児用)	テープタイプ(S、Mサイズ)パンツタイプ(L、Bigサイズ)
	生理用品	1パック(約40枚入り)
	仮設トイレ(避難場所用)	組立て式 容量270ℓ
	マンホール対応型トイレ	組立て式
	マンホール対応型トイレ (車椅子対応型)	組立て式
	簡易トイレ(家庭用)	家庭用組み立て式、凝固剤・消臭剤付
	簡易トイレ用テント	1200×1200×1900mm ワンタッチタイプ
	便袋	凝固シート圧着、脱臭剤付き、100袋1セット
	ペンリー袋	トイレ用便収納袋
	トイレトペーパー	1パック6ロール入り、1箱8パック入り
ウェットティッシュ	1袋100枚入り、130mm×200mm	
非常用ローソク	マッチ付き 10時間用	
医薬品等	救急箱	50人用(アルミ箱入り)
	マスク	
	アルコール消毒液	ジェルタイプ
防災資器材	消火器	ABC10型 3.5ℓ(5年耐圧試験)
	担架	折りたたみ式 布製(2,100mm×540mm)
	リヤカー	折りたたみ式 ノーパンクタイヤ
	救助用ゴムボート	全長310cm 全幅147cm 繊維ナイロン470dtex
	救命胴衣	固定式作業用救命胴衣(小型船舶用救命胴衣兼用)
	テント	3.6m×5.4m 三方幕付
	ビニールシート	3600mm×5400mm(2間×3間)ハトメ付
	油圧ジャッキ	爪荷重2t、上げ幅116mm
	発電機	交流式23A、6.2時間連続運転可能、日本製
	投光器	三脚・補助コード3m付、300W型
	バルーン投光機	LED300W 34,500ルーメン 三脚・バルーン収納袋付

分類	品名	備考
防災資 器材	強カライト (ラジオ付)	FM・AMラジオ付日本製 (ライト2.5時間、ラジオ40時間)
	コードリール	許容電流22A、コード長50m
	トランジスターメガホン	定格出力15W、最大出力23W、音声到達距離約400m
	電池	単2、単3
	2連はしご	最伸長7m程度
	組立て水槽	丸型 2,200ℓ 消防用
	給水用1tタンク	ミズコン
	飲料水タンク	20ℓポリタンク
	非常用水運搬袋	容量5ℓ、文字・町章入り
	かまどセット	7升用
	コークス煮焚ストーブ	
	コークス	25KG/袋
	金てこ	22mm/1,200mmスチール製
	のこぎり	片刃
	大ハンマー	900mm/4.5kg
	つるはし	900mm/2.5kg
	スコップ	900mm/2kg
	なた	さや付
	トラロープ	12mm/200m
	シグナル誘導棒	赤・黄に変色
	軍手	
	ワンタッチパーテーション	W2.1m×D2.1m×H1.0m 避難所用
	マルチハウス (テントタイプ)	W2.1m×D2.1m×H2.2m 避難所用
	避難所用間仕切り	6畳間×6室・60枚使用
	ベッド	
	ガソリン携行缶	20ℓ缶
	ガソリン缶	1ℓ缶 (保存期間3年)
	避難所運営セット	避難所運営事務用品
	ポリバケツ (ふた付)	90ℓ
	蓄電池 (ポータブル)	ポータブル (各小中学校)
	蓄電池	福祉避難所等

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、白岡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、白岡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNETTOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
 - 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNETTOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNETTOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年7月6日

甲) 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 小島 卓

乙) 埼玉県さいたま市土手町1丁目2番地
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長 園田 孝司

【添付別紙】

ZNETTOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

被害調査要領

1 目的

この要領は、台風その他による被害状況を迅速に調査するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の責務

職員は、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、自己の安全を確保しながら積極的に身して調査活動を行わなければならない。

3 被害調査班の構成は、警戒体制及び災害対策本部組織による。

4 被害調査班の正副班長は相互に連絡し、班員を指揮して調査に当たるものとする。

5 被災直後の速報は、様式第1号を用い、被害の概要を直ちに市災害対策本部に報告する。

報告を受けた市災害対策本部は、速やかに集計の後、様式第2号及び様式第3号により県災害対策本部に報告する。

様式第1号 発生速報

発 生 速 報

白 岡 市

日 時 分受信	発信者	受信者
1 被害発生		
2 被害場所		
3 被害程度		
4 災害に対する 措 置		
5 その他必要 事 項		

(注) 内容は、簡単に要を得たものとする。

様式第2号 経過速報

経 過 速 報

白 岡 市

		発信者				受信者					
災害の種別						発生地域					
被害日時		自 月 日		至 月 日							
報告区分											
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha				
	行方不明者	人				冠水	ha				
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha			
		軽傷	人				冠水	ha			
住家被害	全壊 (焼) (流 失)	棟		道路被害	決壊	箇所					
		世帯			冠水	箇所					
	半壊 (焼)	棟		その他被害	文教施設	箇所					
		世帯			病院	箇所					
	一部破損	棟			橋りょう	箇所					
		世帯			河川	箇所					
	床上浸水	棟			砂防	箇所					
		世帯			清掃施設	箇所					
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所					
		世帯			鉄道不通	箇所					
		人			被害船舶	隻					
		人			水道	戸					
非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟		罹災世帯数		世帯				
		半壊 (焼)	棟		罹災者数		人				
	その他	全壊 (焼)	棟	火災発生	建物	件					
		半壊 (焼)	棟		危険物	件					
(5) 避難命令 勧告の状況 市町村数 地区数 人 員 人											
(6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動状況 (使用した機材を含む)											

被 害 状 況 調

白 岡 市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人			畑	冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			田	流出・埋没	ha
		軽傷	人			畑	冠水	ha
住家被害	全壊	棟		道路被害	決壊	箇所		
		世帯			冠水	箇所		
	半壊	棟		その他の被害	文教施設	箇所		
		世帯			病院	箇所		
	一部破損	棟			橋りょう	箇所		
		世帯			河川	箇所		
	床上浸水	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所		
		世帯			鉄道不通	箇所		
		人			被害船舶	隻		
		棟			水道	戸		
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟	罹災世帯数	世帯	
			半壊(焼)		棟	罹災者数	人	
その他		全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件	
	半壊(焼)	棟	危険物			件		
				その他	件			

区 分		被 害	市災 町害 村対 策本 部	名 称			
公立文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円						
その他公共施設	千円						
小計	千円						
公立施設被害 市町村数	団体		災設 害置 対市 策町 本村 部数				
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円		計 団体			
	商工被害	千円					
			災適 害用 救市 助町 法村 名				
				計 団体			
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告 指示等の状況）						

確定報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

区 分	基 準
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、白岡町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、様式第1号の支援要請書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により甲に報告するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に様式第2号の災害復旧業務完了報告書を提出し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により甲に報告し、速やかに災害復旧業務完了報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提出）

第6条 乙は甲の要請に対応するため、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年3月29日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成23年3月29日

甲 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地
白岡町
白岡町長 小島 卓

乙 埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目820番地6
埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩二

様式第1号(第3条関係)	支援要請書	略
様式第2号(第5条関係)	災害復旧業務完了報告書	略

資料-97 都市ガス事業者一覧

都市ガス事業者一覧（組合加入業者）

事業者名	所在地	電話番号	備考
東京ガス埼玉 導管ネットワーク サービス	さいたま市浦和区北浦和 5-16-20	048-832-4452	都市ガス事業者
東彩ガス株式会社 久喜事業所	久喜市大字下早見 818	0480-21-5626	都市ガス事業者

資料-98 プロパンガス業者一覧表

プロパンガス業者一覧表（組合加入業者）

	業者名	電話番号	住所	備考
1	田中商店	0480-92-1021	白岡市岡泉 1276-2	
2	埼玉屋商店	0480-97-0651	白岡市下大崎 1314-2	
3	(株)エクシング埼玉北(営)	0480-92-9666	白岡市高岩 752-2	
4	関口産業(株)	0480-92-1515	白岡市小久喜 1115-1	
5	(有)白岡齊藤喜一商店	0480-92-4559	白岡市小久喜 1165-2	
6	(株)トーエル埼玉 TASK センター	0480-92-0562	白岡市上野田 477-135	
7	(株)ミツロコ白岡店	0480-93-7780	白岡市西 3-3-2	
8	河原実業(株)白岡(営)	0480-93-1681	白岡市西 7-1-13	
9	(有)騎西屋油店	0480-92-0077	白岡市白岡 1186-4	

災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定書

白岡市（以下、「甲」という。）と一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部（以下、「乙」という。）とは、災害時又は災害発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）におけるLPガス及びLPガス器具（以下、「LPガス等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等におけるLPガス等の供給に関して必要な事項を定めることにより、被災者並びに避難者の救援活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請・方法）

第2条 甲は、災害時等における応急対策を実施するうえでLPガス等を必要とする場合、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的な余裕がないときは口頭又は電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力範囲）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガス等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（供給及び運搬）

第4条 LPガス等の供給並びに運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。

（引渡し）

第5条 LPガス等の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により、乙が供給したLPガス等の対価及び運搬に要した経費（以下、「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における時価により、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期すため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年8月28日

甲) 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長

乙) 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲150番地
一般社団法人埼玉県LPGガス協会
南埼玉支部
支部長 平澤 道男

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

白岡市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成 26 年 12 月 19 日

甲 埼玉県白岡市千駄野 432 番地
白岡市
白岡市長
小 島 卓 印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 5 丁目 8 番 17 号
東日本電信電話株式会社
取締役 埼玉事業部長
笠 井 澄 人 印

【別紙1】

情報管理責任者通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【白岡市】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL FAX E-Mail
(副)	TEL FAX E-Mail

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL E-Mail
(副)	TEL E-Mail

白岡市
総合政策部安心安全課長

東日本電信電話株式会社

【別紙2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

白岡市およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる回線試験	① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。	◇ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	◇ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。	
II. 白岡市による通話試験 (避難所含む)	① 各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話出来るかの確認を実施します。	
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。	

白岡市管工事業協同組合員名簿〔12社〕

令和5年12月26日現在

役職名	会社名	代表者名	住所	電話番号	FAX番号
理事長	(株)山田設備工業	山田 豊	白岡市 西 8-15-1	92-2251	93-3671
副理事長	(有)木村住設	木村 祐司	" 太田新井 458-3	92-2626	93-2626
理事	(株)弓木電設社	弓木 訓	" 小久喜 1161-3 (千駄野 660)	92-6983	92-6941
理事	(株)エハラ設備	江原 康雄	" 荒井新田 83-2	97-0058	97-0718
監事	誉田設備	誉田 勝洋	" 千駄野 821	92-1344	92-5106
	弓木空調(株)	弓木 進一	" 千駄野 675-5	92-6457	92-0026
	(株)享和	立川 亨	" 下野田 809	92-2345	92-2385
	(有)折原水道	折原 貞夫	" 高岩 1045	92-1855	92-2943
	島村水道	島村 俊一	" 岡泉 1355-1	92-6863	92-6892
	(有)タカセ土建	高瀬 涉	" 下野田 446	53-9557	53-9562
	(有)山崎水道	山崎 和美	" 荒井新田 459	97-0008	97-0465
	大久保設備工業(株)	大久保芳秋	" 千駄野 90-2	92-4961	53-8195

資料-102 白岡市指定給水装置工事事業者一覧表

白岡市指定給水装置工事事業者一覧表（指定順）

令和5年8月1日現在

番号	会社名	電話番号	住所
1	(株)弓木電設社 営業所	0480-92-6983	白岡市千駄野 660 番地 3
2	(株)享和	0480-92-2345	白岡市下野田 809 番地
3	(有)木村住設	0480-92-2626	白岡市太田新井 458 番地 3
4	弓木空調(株)	0480-92-6457	白岡市千駄野 675 番地 5
5	吉澤水道工業(株)	0480-21-5002	久喜市南 1 丁目 2 番 28 号
6	(有)山崎水道	0480-97-0008	白岡市荒井新田 459 番地
7	(有)折原水道	0480-92-1855	白岡市高岩 1045 番地
8	島村水道	0480-92-6863	白岡市岡泉 1355 番地 1
9	(株)山田設備工業	0480-92-2251	白岡市西 8 丁目 15 番 1
10	(株)エハラ設備	0480-97-0058	白岡市荒井新田 83 番地 2
11	(有)タカセ土建	0480-53-9557	白岡市下野田 446 番地
12	譽田設備	0480-92-1344	白岡市千駄野 821 番地
13	北辰住設(株)	048-812-5510	春日部市永沼 1262 番地 3
14	深作設備工業(株)	0480-21-3175	久喜市久喜北 1 丁目 10 番 4 号
15	正和工業(株)	048-736-6111	春日部市豊野町 2 丁目 32 番 19 号
16	長谷川工業(株)	0480-22-0748	久喜市原 338 番地 11
17	ハギワラ(株)	048-768-4788	蓮田市大字黒浜 1899 番地 7
18	(株)中村工業所 宮代営業所	0480-32-4817	宮代町字山崎 745 番地 2 号
19	シミズ設備工業(株)	048-773-5676	上尾市谷津二丁目 5 番 10 号
20	(株)サンケイ	0480-31-1545	杉戸町大字杉戸 2612 番地 1
21	(有)小河原設備	0480-33-0391	宮代町字姫宮 375 番地
22	(株)中村設備工業所	048-773-8733	上尾市錦町 1 番地 18
23	(有)蛭間水道設備	0480-32-2407	宮代町本田 5 丁目 18 番 20 号
24	(株)高田工業所	0480-34-0361	杉戸町清地 6 丁目 12 番 26 号
25	(有)小島水道工業	0480-68-5743	加須市北篠崎 212 番地
26	(有)小山設備	048-766-3355	蓮田市大字根金 896 番地 18
27	(株)カキヌマ	0480-23-4126	久喜市北青柳 1236 番地 1
28	関根設備工業(株)	0480-42-0087	幸手市中 1 丁目 12 番 33 号
29	(有)三鈴商工	048-663-4010	さいたま市北区奈良町 50 番地 11
30	太平ビル管理(株)	0480-32-0381	杉戸町杉戸 2 丁目 6 番 3 号
31	協立設備(株)	048-786-4557	桶川市大字下日出谷 302 番地 6
32	(株)岡野水道設備	0480-23-2181	久喜市太田袋 628 番地
33	(株)共栄設備	048-768-2012	蓮田市大字江ヶ崎 1711 番地
34	(有)渋谷さく泉工業所	048-768-1229	蓮田市大字黒浜 4749 番地 11
35	(有)斎藤商会	048-766-9508	蓮田市大字根金 1551 番地 1
36	本沢住設(株)	048-769-1923	蓮田市大字江ヶ崎 1177 番地 7
37	(株)大三	03-5831-1670	東京都足立区一ツ家二丁目 14 番 1 号
38	(株)こばやし設備工業所	048-685-1344	さいたま市見沼区大字東宮下 2013 番地 1
39	新井ポンプ工業(株)	048-794-2432	さいたま市岩槻区大字徳力 86 番地
40	大久保設備工業(株)	0480-92-4961	白岡市千駄野 90 番地 2
41	(株)中島電気工業	0480-65-1727	加須市南篠崎 2548 番地

番号	会社名	電話番号	住所
42	(株)ヤマグチ	0480-52-5570	久喜市佐間 290 番地 2
43	(有)平柳設備	048-721-1635	伊奈町大字大針 1335 番地 12
44	(有)北沢設備工業	048-728-2404	伊奈町内宿台五丁目 102 番地
45	(株)埼玉総合設備	048-686-1234	さいたま市見沼区大字風渡野 351 番地 15
46	(株)ハトリ	048-562-5000	羽生市南 7 丁目 2 番地 2
47	アサヒ住建(株)	048-728-7576	伊奈町西小針六丁目 150 番地 1
48	(株)木村設備	0480-32-7788	宮代町本田 4 丁目 10 番 32 号
49	(株)泉山設備	048-592-7510	北本市石戸 5 丁目 268 番地
50	五十嵐設備	048-761-4180	春日部市小淵 1155 番地 6
51	(株)伊藤住設	049-226-5071	川越市大字上寺山 458 番地 10
52	(株)鈴木総合設備	0480-85-4111	久喜市菖蒲町台 977 番地
53	(有)長島設備商会	048-591-1304	北本市本町 4 丁目 99 番地
54	(有)ケーワイエンジニアリング	048-663-0818	さいたま市北区別所町 47 番地 24
55	郷設備	048-766-6646	蓮田市大字根金 1785 番地
56	(株)熊谷設備工業	0480-38-0043	杉戸町大字宮前 137 番地 56
57	守合設備	0480-53-3988	白岡市千駄野 862 番地 4
58	(株)茂田工業所	0480-32-1766	杉戸町内田 2 丁目 8 番 16 号
59	(株)池上管工	048-624-2044	さいたま市西区大字土屋 491 番地 1
60	(有)関根設備工業	0280-78-0248	茨城県古河市山田 328 番地 3
61	(有)吉澤設備工業	0480-21-2598	久喜市上清久 247 番地 4
62	(株)アイダ設計	048-726-8613	上尾市大字川 286 番地
63	(有)旭工舎	048-793-3055	さいたま市岩槻区大字徳力 346 番地
64	(有)サトウ住設	048-718-3600	春日部市水角 848 番地
65	上尾ガス水道設備(株)	048-771-0183	上尾市栄町 1 番 4 号
66	三室建設(株)	048-624-5388	さいたま市西区三橋 5 丁目 645 番地 1
67	(有)敏総合設備工事	0480-21-3085	久喜市吉羽 5 丁目 16 番地 4
68	日興設備工業(株)	048-664-5321	さいたま市北区宮原町 2 丁目 69 番地
69	田中電機産業(株)	0480-72-6590	加須市旗井 1 丁目 37 番地 14
70	(株)北島ソリューション	048-768-0271	蓮田市上二丁目 5 番 4 号
71	(株)小林設備	048-932-2760	草加市青柳 3 丁目 34 番 5 号
72	(有)ジャパン管工	0480-36-5521	杉戸町大字佐左エ門 788 番地 3
73	(有)滝本商店	048-746-1025	春日部市米島 1185 番地の 55
74	(株)宮設備	048-871-5318	さいたま市北区盆栽町 95 番地 2
75	(株)良松	048-666-1200	さいたま市北区東大成町 1-460
76	(株)大宝設備	048-786-9871	桶川市大字上日出谷 190 番地の 2
77	(株)シンエイ	048-666-3366	さいたま市北区本郷町 260 番地
78	積水ハウス建設関東(株)	048-686-7331	さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 14 番地 10
79	(株)早田工務店	048-781-1298	上尾市向山二丁目 20 番地 15
80	(有)肥留川興産	048-542-5817	鴻巣市郷地 2615 番地
81	(有)深谷設備工業	048-787-0735	桶川市川田谷 6366 番地
82	カナモリ産業(株)	048-722-8601	伊奈町大字小室 4684 番地 5
83	(有)平山設備	048-769-3552	蓮田市西城三丁目 194 番地 2
84	(有)長澤設備	0280-62-1420	加須市栄 1839 番地
85	(株)空衛設備	0480-37-3317	宮代町東 331 番地 6
86	(有)斎藤水道工業	048-756-0770	さいたま市岩槻区加倉一丁目 27 番 10 号
87	アテックス(株)	048-590-5707	北本市中央四丁目 74 番地

番号	会社名	電話番号	住所
88	横田設備工業(株)支店	048-479-9404	新座市片山一丁目15番31号
89	(有)加藤設備	0480-85-7879	久喜市菖蒲町下栢間2686番地
90	(有)豊永プランニング	043-488-3399	千葉県佐倉市Y-加が丘六丁目8番1号
91	(株)春日部設備工業	048-739-6635	春日部市西金野井369番地1
92	(株)埼仙	048-725-0480	上尾市中分2丁目94番地1
93	(有)あらい水道	048-768-5508	蓮田市関山1丁目1番13号
94	(株)いいじま	049-297-0457	川島町大字上伊草1364番地
95	(有)倉元興業	048-798-3017	さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地33
96	タイヨー設備(有)	048-737-0841	春日部市武里中野472番地1
97	(有)優輝設備	0480-33-5508	宮代町本田5丁目9番20号
98	(株)大木水道	048-787-0611	桶川市大字川田谷3552番の2
99	奥北設備	0480-24-7215	久喜市久喜東6丁目10番11号
100	桐原設備工業所	048-596-1842	鴻巣市広田3459番地12
101	長島商会	0480-34-1377	杉戸町高野台南2丁目11番地1 ハイウェイラック106
102	(株)中央設備工業	048-725-3232	上尾市今泉365番地12
103	関根建設(株)	0480-38-1772	杉戸町大字本島647番地
104	(株)アクアマリンズ	048-662-6000	志木市上宗岡四丁目6番27 志木ハイパス628
105	(有)松山水道設備	0489-91-2469	松伏町松伏2631番地1
106	(有)三幸システム企画	048-781-3405	上尾市大字地頭方441番地7
107	山中設備工業	0280-76-6211	茨城県古河市上和田134番地
108	平井管工(株)	048-872-7612	春日部市上大増新田19番地1
109	(有)ラピスト	0480-73-7277	加須市道地1205番地1
110	(株)スガマ	0280-80-1205	茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋92番地3
111	(株)MSフィールド	048-621-3535	さいたま市西区指扇領別所366番地7
112	東京ガスファーストエナジー(株)	048-688-5789	さいたま市北区宮原町二丁目18番地7
113	(株)大川工業所	048-771-5219	上尾市上平中央二丁目36番地2
114	(有)苗村商会	048-725-2067	上尾市大字平方1321番地2
115	瀬山電機・設備	048-559-3443	行田市大字下須戸1197番地2
116	(株)イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号 イースマイルビル
117	N・K企画	048-916-0161	三郷市番匠免1丁目116番地
118	(株)トミザワ設備	0480-21-0946	久喜市上町6番52号
119	(有)シンセイ	048-597-0201	鴻巣市宮前38番地20
120	(有)長島設備	0280-84-0301	茨城県猿島郡五霞町大字冬木249番地
121	(株)木下建設	0480-33-0382	白岡市彦兵衛128番地4
122	(株)宮下工業	048-625-5966	さいたま市西区植田谷本854番地3
123	(株)深谷設計設備	048-673-3194	さいたま市北区別所町26番地15
124	(株)ベストワーク	048-795-2000	さいたま市岩槻区鹿室1123番3
125	(株)福田設備工業	0480-73-2848	加須市中種足1529番地
126	(有)湯山設備工業所	049-242-5064	川越市中台元町一丁目5番地15
127	(株)甲斐設備工業	048-971-5157	越谷市恩間新田300番地21
128	(株)エクシング 埼玉北営業所	0480-92-9666	白岡市新白岡4丁目6番地10
129	サンエス設工(有)	048-780-7681	上尾市今泉一丁目31番地11
130	(株)新井管工事	048-787-8181	桶川市川田谷6654番地の1
131	(有)玉坂設備	048-787-6550	桶川市上日出谷344番地の11
132	(株)ユーライフ	0493-59-9292	東松山市元宿二丁目18番地37
133	(株)阜月	042-363-2258	さいたま市南区文蔵二丁目27番23号

番号	会社名	電話番号	住所
134	(有)本田工業	048-736-2929	春日部市谷原新田 1404 番地
135	(株)ワンロード	048-797-8925	さいたま市大宮区吉敷町一丁目 73 番地 3 階
136	(有)平設備	0493-57-1157	比企郡滑川町伊古 158 番地 1
137	(株)丸山設備	0480-77-1051	加須市新川通 420 番地 5
138	(株)彩玉	0480-53-3432	加須市中種足 1497 番地
139	ダイセーExt(株) 埼玉事業所	0280-23-1363	行田市持田 2364-1
140	(株)荒川設備	048-297-8999	川口市大字峯 810 番地の 12
141	(株)アクアサービス	06-6335-1211	大阪府豊中市庄内栄町四丁目 5 番 7 号
142	森設備(株)	048-556-2300	行田市長野五丁目 16 番地 1
143	(有)長峯設備	048-561-4491	羽生市大字羽生 430 番地 6
144	(株)杉本設備工業	048-794-2147	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 1526 番地の 1
145	(株)やなぎ	048-772-5197	上尾市大字平塚 3010 番地 3
146	(株)早水設備	048-864-7563	さいたま市南区文蔵一丁目 2 番 5 号
147	(有)クリア住設	03-3857-2190	東京都足立区入谷五丁目 10 番 5 号
148	(株)ワイズ・ウォーター	048-878-8253	さいたま市見沼区大谷 1285 番地 1
149	(有)福商	0480-33-4043	宮代町字中 21 番地 25
150	(株)クラシアン さいたま支社	0120-500-500	さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1
151	(株)栄大土木	048-587-2131	深谷市下手計 147 番地
152	(有)萩原工業	048-851-4110	さいたま市中央区上峰二丁目 2 番 3 号
153	(株)くはら設備 坂戸営業所	049-280-8777	坂戸市塚越 1203 番地 1
154	中埜水道工業	0480-53-3522	加須市花崎北 2 丁目 5 番地 6 2 号棟
155	(株)ブルーホース	048-884-8518	伊奈町栄 1 丁目 83 番地
156	(株)ライフサポート	03-5465-0703	東京都渋谷区大山町 45 番 18 号 代々木上原ウエストビル 3 階
157	(株)忠光	04-2934-5337	入間市宮寺 3145 番地 1
158	(有)バード	0480-21-1402	久喜市吉羽一丁目 28 番地 10
159	(株)スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402
160	(株)彩水設備	049-298-6130	川越市鯨井新田 45 番地 2
161	(有)斉藤設備工業	048-266-2352	川口市前川 2 丁目 44-24
162	(株)アクアライン	082-502-6639	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ヲ/ヤビル 6F
163	(有)長谷川設備工業	048-626-2385	さいたま市西区大字西遊馬 902 番地 1
164	(株)交換できるくん	03-6427-5381	東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号 東京建物東渋谷ビル 12F
165	(有)磯部設備	048-269-0352	川口市柳崎二丁目 25 番 31 号
166	(有)アイル設備工業	049-282-4294	坂戸市大字塚越 237 番地 13
167	(株)小高設備	049-239-3900	川越市大字下広谷 512 番地 1
168	(株)オダケン	049-233-9036	川越市上戸 112 番地 6
169	(株)タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目 4 番 1 号
170	(株)水野水道	048-541-5361	鴻巣市人形四丁目 6 番 27 号
171	マツオ興業(株)	049-297-0792	比企郡川島町大字上伊草 821 番地 1
172	横井電気工業(株)	0480-52-0771	久喜市栗橋中央二丁目 19 番 29 号
173	小澤設備工業	090-2758-9969	鴻巣市下忍 3483 番地 4
174	(株)小杉設美	048-984-7044	越谷市大字北川崎 740 番地 1
175	(株)気水設備	048-876-9990	春日部市永沼 629 番地 2
176	(株)こぐれ技建	048-778-8283	上尾市大字上 62 番地 13 深山ビル 201
177	(有)寿管工	048-782-6638	桶川市南二丁目 2 番 11 号
178	東彩ガス(株)	048-962-1138	春日部市大場 202 番地
179	宮本興業(株)	0480-31-7296	加須市北小浜 227 番地 2

番号	会社名	電話番号	住所
180	(有)飯村設備工業	0493-35-0566	東松山市大字毛塚 894 番地 5
181	池中建設(株)	048-964-3611	越谷市東越谷 7 丁目 31 番地 3
182	(株)M I T E C	04-2940-1880	所沢市宮本町 2 丁目 23 番 24 号
183	(株)アイル	048-999-6973	越谷市千間台西 5 丁目 12 番地 38
184	(株)クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号
185	(株)エナジー	049-247-9002	川越市大字大袋新田 771 番地 8
186	(株)優進設備工業	080-3548-7142	加須市南大桑 661 番地 1
187	(株)ミナミ住設 大宮営業所	048-666-9096	さいたま市北区宮原町 4 丁目 139 番 18 号
188	(株)プレミアアシスト 埼玉 S C	0120-216-620	川口市上青木 1 丁目 8 番 8 号
189	(有)沖田土木	048-977-8684	越谷市大字向畑 528 番地 4
190	(株)住まいる安心レスキュー	03-5856-9291	東京都足立区入谷 9 丁目 31 番 8 号
191	(株)LR	048-954-8506	八潮市木曾根 871 番地 5
192	(株)ザイマックス	03-5544-6600	東京都港区赤坂 1 丁目 1 番 1 号
193	(株)オースイ	0120-09-1133	大阪府大阪市中央区内本町 2 丁目 3 番 8 号 ダイヤパレスビル本町 409
194	(株)旭クリエイト 幸手支社	0480-42-0759	幸手市大字千塚 1337 番地
195	(有)マサト設備	0480-22-1408	久喜市南 4 丁目 6 番 18 号
196	(株)ワースハンド	046-292-7155	神奈川県海老名市東柏ヶ谷 1 丁目 14 番 29 号橋ビル 202
197	鈴木工業(株)	048-886-7907	さいたま市南区南浦和 2 丁目 33 番 5 号
198	(有)カネコプレーナー	048-856-9213	上尾市中分 2 丁目 186 番地
199	(株)日本水道センター	047-421-1281	千葉県船橋市夏見 1 丁目 6 番 1 号
200	(株)加藤工業	0480-62-5500	加須市北小浜 745 番地 4
201	日本設備工業(株)	048-797-5633	さいたま市岩槻区東岩槻 2 丁目 5 番 6 号
202	(株)ハマノ	0480-31-1318	杉戸町杉戸 5 丁目 5 番 12 号
203	(株)第一設備工業	048-812-7840	杉戸町 4434 番地 8
204	(株)早坂建設	048-916-5546	越谷市神明町 3 丁目 289 番地 4
205	秋山総業(株)	048-783-3777	さいたま市西区宮前町 1777 番地 1
206	(株)小川土木開発	048-852-1853	さいたま市中央区新中里 3 丁目 14 番 10 号

資料-103 白岡市指定排水設備工事店一覧表

令和4年7月26日現在

整理番号	指定番号	排水設備工事店名	店舗所在地	店舗電話番号
1	2	有限会社折原水道	白岡市高岩 1045 番地	0480-92-1855
2	10	株式会社弓木電設社	白岡市小久喜 1161 番地 3	0480-92-6983
3	13	株式会社山田設備工業	白岡市西 8 丁目 15 番 1	0480-92-2251
4	15	譽田設備	白岡市千駄野 821 番地	0480-92-1344
5	17	有限会社山崎水道	白岡市荒井新田 459 番地	0480-97-0008
6	19	弓木空調株式会社	白岡市千駄野 675 番地 5	0480-92-6457
7	20	株式会社エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地の 2	0480-97-0058
8	22	有限会社木村住設	白岡市太田新井 458 番地の 3	0480-92-2626
9	23	島村水道	白岡市岡泉 1355 番地 1	0480-92-6863
10	24	有限会社タカセ土建	白岡市下野田 446 番地	0480-92-9557
11	25	株式会社享和	白岡市下野田 809 番地	0480-92-2345
12	28	株式会社サンケイ	杉戸町大字杉戸 2612 番地 1	0480-31-1545
13	29	株式会社高田工業所	杉戸町清地六丁目 12 番 26 号	0480-34-0361
14	30	ハギワラ株式会社	蓮田市大字黒浜 1899 番地 7	048-768-4788
15	31	深作設備工業株式会社	久喜市久喜北一丁目 10 番 4 号	0480-21-3175
16	34	株式会社中村工業所 宮代営業所	宮代町字山崎 745 番地 2 号	0480-32-4817
17	39	北辰住設株式会社	春日部市永沼 1262 番地 3	048-812-5510
18	41	有限会社小島水道工業	加須市北篠崎 212 番地	0480-68-5743
19	43	株式会社カキヌマ	久喜市北青柳 1236 番地の 1	0480-23-4126
20	47	有限会社布施設備工業	白岡市千駄野 1260 番地の 2	0480-92-2754
21	48	有限会社三鈴商工	さいたま市北区奈良町 50 番地 11	048-663-4010
22	50	有限会社片藤設備	白岡市西三丁目 1 番 4	0480-93-5543
23	51	協立設備株式会社	桶川市大字下日出谷 30 1 番地の 5	048-786-4557
24	54	株式会社共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎 1711 番地	048-768-2012
25	55	株式会社中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048-773-8733
26	58	有限会社小山設備	蓮田市大字根金 896 番地の 18	048-766-3355
27	60	有限会社澁谷さく泉工業所	蓮田市大字黒浜 4749 番地 11	048-768-1229
28	61	有限会社斎藤商会	蓮田市大字根金 1551 番地の 1	048-766-9508
29	63	長谷川工業株式会社	久喜市原 338 番地 11	0480-22-0748
30	64	本沢住設株式会社	蓮田市大字江ヶ崎 1177 番地の 7	048-764-1924
31	65	株式会社 大 三	杉戸町杉戸二丁目 16 番 15 号	0480-37-2411
32	66	株式会社こばやし設備工業所	さいたま市見沼区大字東宮下 2013 番地の 1	048-685-1344
33	67	新井ポンプ工業株式会社	さいたま市岩槻区大字徳力 86 番地	048-794-2432
34	68	有限会社平柳設備	伊奈町大字大針 1335 番地 12	048-721-1635
35	70	有限会社蛭間水道設備	宮代町本田五丁目 18 番 20 号	0480-32-2407
36	71	大久保設備工業株式会社	白岡市千駄野 90 番地 2	0480-92-4961

整理番号	指定番号	排水設備工事店名	店舗所在地	店舗電話番号
37	72	有限会社北沢設備工業	伊奈町内宿台五丁目 102 番地	048-728-2404
38	74	アサヒ住建株式会社	上尾市大字平塚 2558 番地 4	048-773-8513
39	76	株式会社泉山設備	北本市石戸五丁目 268 番地	048-592-7510
40	77	正和工業株式会社	春日部市豊野町二丁目 32 番地 19	048-736-6111
41	78	五十嵐設備	春日部市小淵 1155 番地 6	048-761-4180
42	80	株式会社伊藤住設	川越市大字上寺山 458 番地 10	049-226-5071
43	81	有限会社東武管工設備	春日部市小淵 235 番地 8	048-755-5540
44	82	住 耕	白岡市西 2 丁目 1 番 14	0480-93-1205
45	84	株式会社岩崎設備	宮代町百間三丁目 9 番 24 号	0480-35-0088
46	85	富士コントロール株式会社	久喜市栗橋東二丁目 14 番 14 号	0480-52-6038
47	86	有限会社ケワイヅ・アリアク	さいたま市北区別所町 4 7 番地 2 4	048-663-0818
48	87	郷 設 備	蓮田市大字根金 1785 番地	048-766-6646
49	88	有限会社長島設備商会	北本市本町四丁目 99 番地	048-591-1304
50	89	株式会社熊谷設備工業	杉戸町大字宮前 137 番地 56	0480-38-0043
51	90	株式会社中島電気工業	加須市南篠崎 2548 番地	0480-65-1727
52	91	株式会社ヤマグチ	久喜市佐間 290 番地の 2	0480-52-5570
53	92	守合設備	白岡市千駄野 862 番地 4	0480-53-3988
54	93	株式会社サカエヤ設備	久喜市菖蒲町新堀 2610 番地 6	0480-85-0507
55	94	有限会社小河原設備	宮代町字姫宮 375 番地	0480-33-0391
56	96	岩崎工業株式会社	蓮田市東三丁目 10 番 13 号	048-768-2181
57	98	株式会社池上管工	さいたま市西区大字土屋 491 番地 1	048-624-2044
58	101	株式会社埼玉総合設備	さいたま市見沼区大字風渡野 351 番地の 15	048-686-1234
59	102	有限会社新井設備	幸手市大字円藤内 753 番地	0480-42-2952
60	103	有限会社吉澤設備工業	久喜市上清久 247 番地の 4	0480-21-2598
61	104	株式会社アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町二丁目 286 番地	048-726-8613
62	105	有限会社関水道総合設備	久喜市菖蒲町台 2135 番地 2	0480-85-3812
63	106	有限会社旭工舎	さいたま市岩槻区大字徳力 346 番地	048-793-3055
64	107	有限会社サトウ住設	春日部市水角 848 番地	048-718-3600
65	109	上尾ガス水道設備株式会社	上尾市栄町 1 番 4 号	048-771-0183
66	110	三室建設株式会社	さいたま市西区三橋五丁目 645 番地 1	048-624-5388
67	111	日興設備工業株式会社	さいたま市北区宮原町二丁目 69 番地	048-664-5321
68	112	田中電機産業株式会社	加須市旗井一丁目 37 番地 14	0480-72-6590
69	116	株式会社小林設備	草加市青柳三丁目 34 番 5 号	048-932-2760
70	117	有限会社ジャパン管工	杉戸町大字佐左門 788 番地 3	0480-36-5521
71	118	甲原管工業株式会社	上尾市大字平塚 861 番地の 1	048-773-2923
72	119	有限会社滝本商店	春日部市米島 1185 番地の 55	048-746-1025
73	122	株式会社宮設備	さいたま市北区盆栽町 95 番地 2-103	048-871-5318
74	123	株式会社良松	さいたま市北区東大成町一丁目 460 番地	048-666-1200

整理番号	指定番号	排水設備工事店名	店舗所在地	店舗電話番号
75	124	有限会社太宝設備	桶川市大字上日出谷 190 番地の 2	048-786-9871
76	125	荒井設備工業所	久喜市菖蒲町台 1491 番地	0480-85-1480
77	126	株式会社シンエイ	さいたま市北区本郷町 260 番地	048-666-3366
78	128	積和建設埼玉株式会社	さいたま市見沼区東大宮六丁目 1 4 番地 1 0	048-686-7331
79	129	株式会社木村設備	宮代町本田四丁目 10 番 32 号	0480-32-7788
80	132	株式会社早田工務店	上尾市向山二丁目 20 番地 15	048-781-1298
81	133	有限会社中村管設	久喜市菖蒲町菖蒲 5013 番地 660	0480-85-5780
82	134	カナモリ産業株式会社	伊奈町大字小室 4684 番地 5	048-722-8601
83	137	株式会社空衛設備	宮代町東 331 番地 6	0480-37-3317
84	140	横田設備工業株式会社	新座市片山一丁目 15 番 31 号	048-479-9404
85	141	株式会社ハトリ	羽生市南七丁目 2 番地 2	048-562-5000
86	142	有限会社加藤設備	久喜市菖蒲町下栢間 2686 番地	0480-85-7879
87	149	有限会社あらい水道	蓮田市関山一丁目 1 番 1 3 号	048-768-5508
88	150	株式会社いいじま	川島町大字上伊草 1364 番地	049-297-0457
89	151	有限会社倉元興業	さいたま市岩槻区大字黒谷 2158 番地の 33	048-798-5541
90	152	タイヨー設備有限会社	春日部市武里中野 472 番地 1	048-737-0841
91	153	アテックス株式会社	北本市中央四丁目 74 番地	048-590-5707
92	154	有限会社優輝設備	宮代町本田五丁目 9 番 20 号	0480-33-5508
93	156	株式会社大木水道	桶川市大字川田谷 3552 番地の 2	048-787-0611
94	158	長島商会	杉戸町高野台南 2 丁目 11 番地 1 ハイライラック 106	090-7174-1177
95	159	株式会社中央設備工業	上尾市大字今泉 365 番地 12	048-725-3232
96	160	関根建設株式会社	杉戸町大字本島 647 番地	0480-38-1772
97	162	有限会社三幸システム企画	上尾市大字地頭方 441 番地 7	048-781-3405
98	164	有限会社松山水道設備	松伏町大字松伏 2631 番地 1	048-991-2469
99	165	平井管工株式会社	春日部市上大増新田 19 番地 1	048-872-7612
100	167	奥北設備	久喜市久喜東 6 丁目 10 番 11 号	0480-24-7215
101	168	株式会社スガマ	久喜市桜田一丁目 4 番 1-417	090-3200-7869
102	170	株式会社大川工業所	上尾市上平中二丁目 36 番地 2	048-771-5219
103	171	大和工業株式会社	さいたま市岩槻区笹久保新田 1025 番地 3	048-796-8813
104	173	三共設備工業	さいたま市見沼区大字南中野 1028 番地 1	048-682-2708
105	177	株式会社MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048-621-3535
106	178	大阿蘇水質管理株式会社	越谷市大字大林 272 番地 1	048-974-8011
107	179	株式会社トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480-21-0946
108	180	有限会社シンセイ	鴻巣市宮前 38 番地 20	048-597-0201
109	181	株式会社木下建設	白岡市彦兵衛 128 番地 4	0480-53-6355
110	182	株式会社宮下工業	さいたま市西区植田谷本 854 番地 3	048-625-5966
111	183	有限会社敏総合設備工事	久喜市吉羽五丁目 16 番地 4	0480-21-3085
112	184	株式会社ベストワーク	さいたま市岩槻区東岩槻四丁目 5-2	048-795-2000

整理番号	指定番号	排水設備工事店名	店舗所在地	店舗電話番号
113	185	株式会社福田設備工業	加須市中種足 1529 番地	0480-73-2848
114	186	株式会社茂田工業所	杉戸町内田二丁目 8 番 16 号	0480-32-1766
115	188	有限会社湯山設備工業所	川越市中台元町一丁目 5 番地 15	049-242-5064
116	189	株式会社甲斐設備工業	越谷市大字恩間新田 300 番地 21	048-971-5157
117	190	サンエス設工有限会社	上尾市今泉一丁目 31 番地 11	048-780-7681
118	191	有限会社玉坂設備	桶川市大字上日出谷 344 番地の 11	048-787-6550
119	192	株式会社ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町一丁目 73 番地 3 階	048-797-8925
120	193	有限会社本田工業	春日部市谷原新田 1404 番地	048-736-2929
121	195	株式会社丸山設備	加須市新川通 420 番地 5	0480-77-1051
122	196	株式会社ユーライフ	東松山市石橋 1696 番 4	0493-81-5678
123	197	株式会社鈴木総合設備	久喜市菖蒲町台 977 番地	0480-85-4111
124	198	株式会社彩玉	加須市中種足 1497 番地	0480-53-3432
125	199	有限会社平設備	滑川町大字伊古 158 番地 1	0493-57-1157
126	200	ダイセイエ x t 株式会社 埼玉事業所	行田市持田 2364 番地 1	048-598-4353
127	201	株式会社荒川設備	川口市大字峯 810 番地の 12	048-270-8999
128	202	東京ガスファーストエナジ ー株式会社 東京ガスライ フバル大宮	さいたま市北区宮原町二丁目 18 番地 7	048-651-0313
129	204	有限会社長峯設備	羽生市大字羽生 430 番地 6	048-561-4491
130	206	株式会社やなぎ	上尾市大字平塚 3010 番地 3	048-772-5197
131	207	株式会社早水設備	さいたま市南区文蔵一丁目 2 番 5 号	048-864-7563
132	208	有限会社ラピスト	加須市道地 1205 番地 1	0480-73-7277
133	209	株式会社ワイズ・ウォータ ー	さいたま市見沼区大字大谷 1285 番地 1	048-878-8253
134	210	有限会社福商	宮代町字中 21 番地 25	0480-33-4043
135	211	有限会社萩原工業	さいたま市中央区上峰二丁目 2 番 3 号	048-851-4110
136	212	株式会社くはら設備	坂戸市塚越 1203 番地 1	049-280-8777
137	213	株式会社ブルーホース	伊奈町栄一丁目 83 番地	048-884-8518
138	214	株式会社忠光	入間市宮寺 3145 番地 1	04-2934-5337
139	215	株式会社彩水設備	川越市鯨井新田 45 番地 2	049-298-6130
140	216	有限会社長谷川設備工業	さいたま市西区大字西遊馬 902 番地 1	048-626-2385
141	217	株式会社杉本設備工業	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 1526 番地の 1	048-794-2147
142	218	株式会社岡野水道設備	久喜市太田袋 628 番地	0480-23-2181
143	219	有限会社バード	久喜市吉羽一丁目 28 番地 10	0480-21-1402
144	220	シミズ設備工業株式会社	上尾市谷津二丁目 5 番 10 号	048-773-5676
145	221	有限会社磯部設備	川口市柳崎二丁目 25 番 31 号	048-269-0352
146	222	有限会社アイル設備工業	坂戸市大字塚越 237 番地 13	049-282-4294
147	223	株式会社小高設備	川越市大字下広谷 512 番地 1	049-239-3900
148	224	株式会社オダケン	川越市上戸 112 番地 6	049-233-9036
149	225	株式会社水野水道	鴻巣市人形四丁目 6 番 27 号	048-541-5361

整理番号	指定番号	排水設備工事店名	店舗所在地	店舗電話番号
150	226	森設備株式会社	行田市長野五丁目 16 番地 1	048-556-2300
151	227	横井電気工業株式会社	久喜市栗橋中央二丁目 19 番 29 号	0480-52-0771
152	228	小澤設備工業	鴻巣市下忍 3483 番地 4	090-2758-9969
153	229	株式会社小杉設美	越谷市大字北川崎 740 番地 1	048-984-7044
154	230	株式会社気水設備	春日部市永沼 629 番地 2	048-876-9990
155	231	関根設備工業株式会社	幸手市中一丁目 12 番 33 号	0480-42-0087
156	232	有限会社寿管工	桶川市南二丁目 2 番 11 号	048-782-6638
157	233	有限会社飯村設備工業	東松山市毛塚 894 番地 5	0493-35-0566
158	234	株式会社グランドプラン	狭山市祇園 20 番地 27-103	04-2959-1700
159	235	優進設備工業	加須市南大桑 661 番地 1	080-3548-7142
160	236	有限会社沖田土木	越谷市向畑 528 番地 4	048-977-8684
161	237	株式会社深谷設計設備	さいたま市北区别所町 38 番地 10	048-783-4090

東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第1節 計画の位置づけ

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、「強化地域」に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が「強化地域」に指定された。

なお、平成24年4月1日現在、「強化地域」は1都7県157市町村が指定されている。

東海地震が発生した場合、県は、震度5弱から5強程度と予想されることから、「強化地域」には指定されていないが多大な被害が発生することが予想される。このため、市では、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念し、警戒宣言に伴う対応措置について計画する。

第1 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- (2) 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じる。
- (3) 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講じる。
- (4) 東海地震に対する予防対策は、「震災対策編第2章震災予防計画」により対応する。また、発災後の対策は、「震災対策編第3章震災応急対策計画」及び「震災対策編第4章震災復旧及び復興計画」により対応する。
- (5) 市は、地震防災対策「強化地域」でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第2 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

埼玉県地域防災計画においては、県内の予想震度を震度5弱～5強程度としているため、本計画でもそれに準ずる。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 カラーレベル:赤		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 カラーレベル:黄		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル:青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

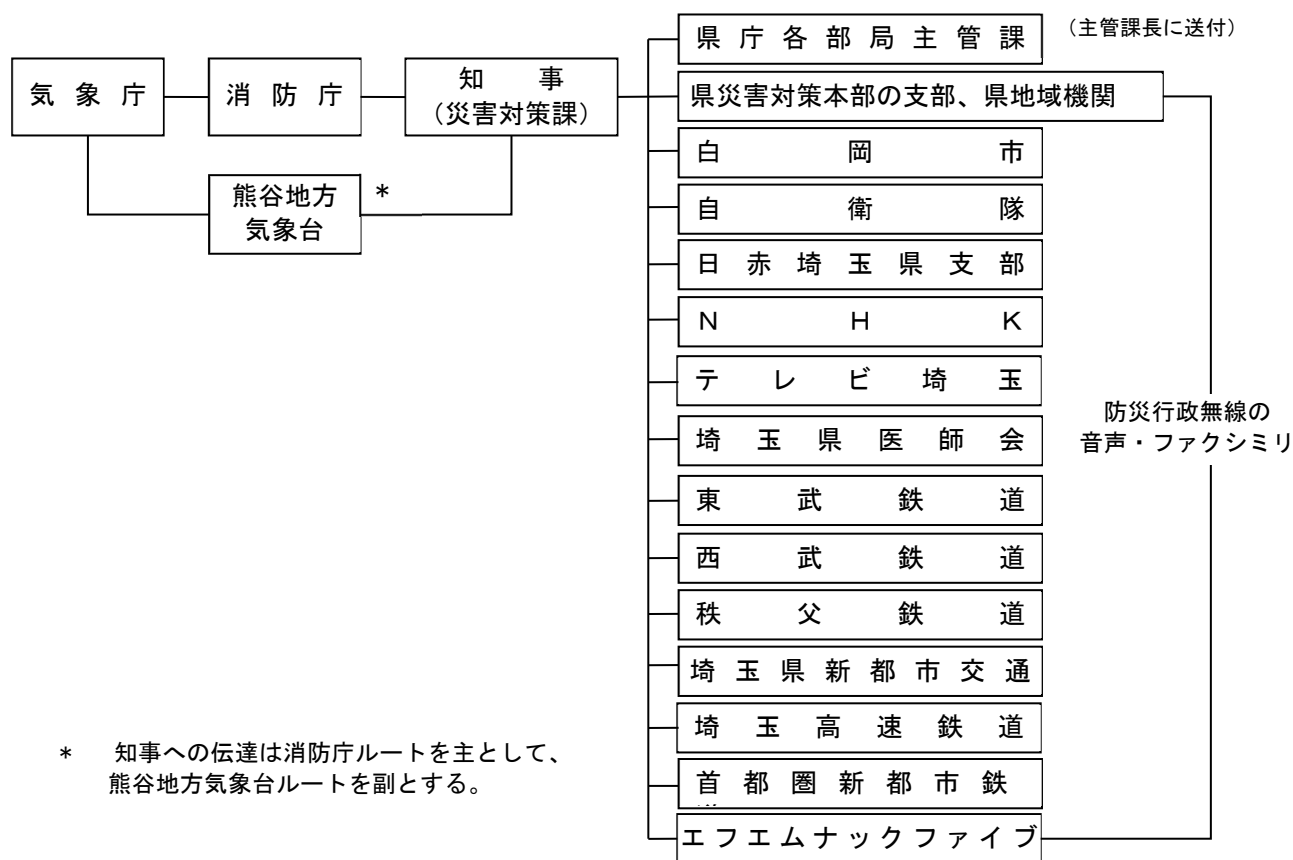
東海地震注意情報発表及び警戒宣言に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段 【安心安全課】

1 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

東海地震注意情報伝達系統図



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意志決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制確立に関すること等
- (3) 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること）

3 体制整備

東海地震注意情報が発令された場合は、警戒体制により災害応急活動を実施する。

第2 警戒宣言に伴う措置

【安全安心班】

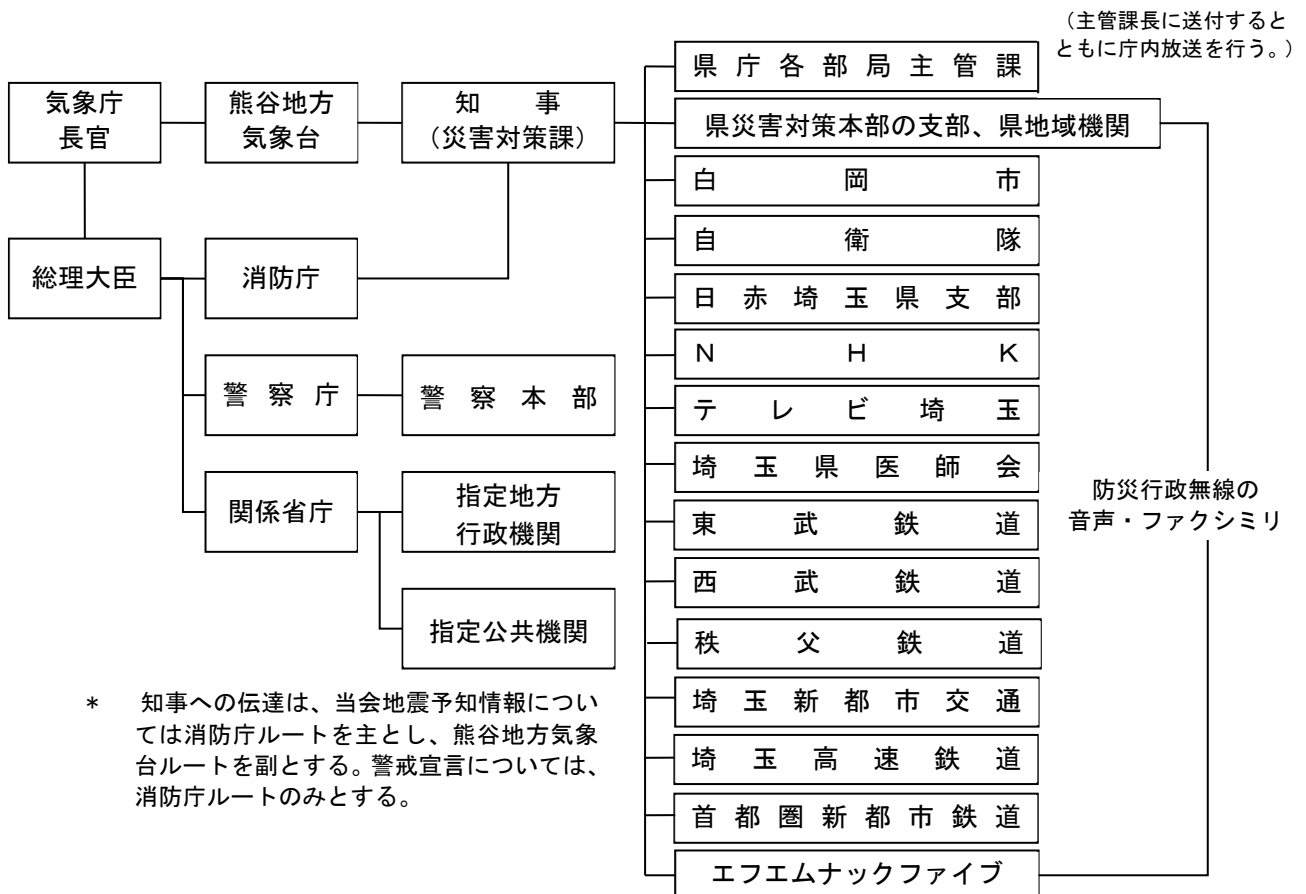
市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部局、防災関係機関、市民等に伝達する。

1 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段

県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。
各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



2 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらずに解除になる場合）
- (5) その他必要となる事項（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること）

3 体制整備

警戒宣言が発令された場合は、市は、災害対策本部を設置し、非常体制の配備により災害応急活動を実施する。

なお、災害対策本部の所掌事務は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- (2) 各防災関係機関との連絡調整
- (3) 社会的混乱のための必要な措置
- (4) 関係機関等への情報提供
- (5) その他必要な事項

第3節 警戒宣言発令後の市の対応措置

警戒宣言の発令後における、市の対応措置を定める。

第1 広報活動

【安心安全班】

市民等の混乱防止に関する次の内容の広報を関係機関に要請する。

- (1) 駅等の混乱防止のための広報（東日本旅客鉄道(株)との協力）
- (2) 道路交通の混乱防止のための広報（警察との協力）
- (3) 電話利用の自粛要請のための広報（東日本電信電話(株)との協力）
- (4) 買い出し等の混乱防止のための広報（商工会との協力）
- (5) 金融機関の混乱防止のための広報（金融機関との協力）

第2 生活物資、飲料水、医薬品等供給対策

【農政班】 【保健衛生班】 【水道班】

【商工班】 【財政班】 【上下水道庶務班】

市は、飲料水、生活物資、医薬品等の円滑な供給を行うため、次の対策を行う。

- (1) 飲料水の確保
 - ア 市民に対して緊急貯水呼びかける。
 - イ 応急給水に必要な資機材や配水池及び取水・浄水施設の点検を行い、応急給水活動の準備を行う。
 - ウ 協定を締結している白岡市管工事業協同組合及び他の地方公共団体と連絡調整を行い、応援給水の準備を行う。
 - エ 水道施設の安全点検を実施し、また、応急復旧資機材を点検する等、応急復旧体制の準備を行う。
- (2) 食糧・生活必需品の確保
 - ア 食糧・生活必需品等の調達を速やかに行えるように、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行い、物資の供給に備える。
 - イ 協定を締結している店舗等に対し、情報の伝達を行い、保有物資の在庫状況の確認と、食品の売り渡し、炊飯等の準備を要請する。
- (3) 買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ
 - ア 市民が生活するうえで必要な物資を確保するため、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても、極力営業するよう呼びかける。
 - イ 警戒宣言発令後も買占め、売り惜しみをしないよう、生活必需品等に係る事業者呼びかける。
- (4) 医薬品等の確保

市内の医薬品卸売業者と連絡をとり、一定数量の必要医薬品等を確保できるよう、在庫状況を確認する。また、速やかに供給が行える体制をとるよう要請する。

- (5) 緊急輸送対策
 - ア 警察が実施する交通規制に協力する。
 - イ 物資等の輸送については、「震災対策編第3章第13節緊急輸送」により実施する。
 - ウ 県及び市で定める緊急輸送道路の経路を確認し、必要車両の手配の準備、燃料の確保を実施する。
 - エ 車両調達に関する協定を締結している協定先に対し、調達可能台数の確認を行う。

第3 公共施設対策 【子育て支援班】 【教育総務班】 【教育指導班】 【保健衛生班】

1 教育施設

公立の小学校及び中学校は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて児童生徒の生命の安全確保について万全を期する。

- (1) 情報の収集伝達等
 - 警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに情報を収集し、職員に周知する。
 - 職員は、児童生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。
- (2) 授業の中止等
 - 警戒宣言が発令されたときは、校長等は全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。
- (3) 児童生徒の保護
 - 職員は、児童生徒の所在を確認の上、次の措置をとる。
 - ア 名簿により児童生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。
 - イ スクールバスで通学している児童生徒については緊急連絡網により、通学区域ごとに、保護者に帰宅時刻及び引取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引渡す。
 - ウ スクールバス運行に当たっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引渡せるよう連絡及び引渡しの方法を確立する。
 - エ 心身に障がいのある児童生徒については、緊急連絡網により、保護者に帰宅時刻及び引取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引渡す。
- (4) 校内防災対策
 - 校内防災対策として、特に次の事項に留意して学校の安全に万全を期する。
 - ア 出火防止措置
 - 地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。
 - イ 消火設備の点検と作動確認
 - ウ 非常持出品の確認と準備
 - 重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。
 - エ 化学、工業薬品の管理
 - 火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

2 病院施設

- (1) 患者に対する措置
 - 警戒宣言発令の情報を把握した場合、直ちに関係医療機関に対して、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に基づく体制に移行できるよう、体制整備を要請する。また、入院患者に対して安全措置を講じ、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、市民の不安を軽減させるよう要請する。
- (2) 防災措置等
 - 市は、東海地震注意情報等の情報を把握次第、白岡市医師会等にこの旨を連絡し、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に基づく体制にいつでも移行できるよう要請する。
 - また、各病院に対してはそれぞれの地震対策計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るよう要請する。

3 社会福祉施設

(1) 情報活動

ア 情報収集

市、防災機関から情報の収集に当たる。また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

- (ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- (ウ) 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。
- (オ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、市に連絡する。

エ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発令された場合、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

ア 非常口、非常階段、避難路、避難所を確認しておく。

イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。

ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。また、飲料水、食糧、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

整備及び点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

ア 火気使用設備器具

火気は、極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

イ 発火流出等のおそれのある危険物

ウ 消火用設備

エ 落下、倒壊危険のあるもの

特に、屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

オ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震及び火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長から避難指示があった場合は、避難所への避難を指示する。

避難所に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について市長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は、利用者名簿を確認の上、保護者に引渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引取りのない園児は、園において保護する。

エ 園児の引取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

1 埼玉県警察による警備対策

久喜警察署は予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴い、発生が予想される各種警察事象を未然に防止するため、警備体制を確立するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。

なお、警察における予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴う災害警備の任務は、次のとおりである。

- (1) 東海地震に関する情報等の伝達
- (2) 各種情報の収集及び伝達
- (3) 予知情報発表及び警戒宣言発令における市民、運転者等に対する広報
- (4) 人の集まる場所における混乱の防止
- (5) 各種犯罪の予防検挙
- (6) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (7) 危険物に対する保安措置
- (8) 関係防災機関との相互協力
- (9) その他必要な警察活動

2 埼玉県警察による交通対策

久喜警察署は警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施を図るとともに、地震発生時における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

なお、警察における警戒宣言発令に伴う交通規制の任務は、次のとおりである。

- (1) 交通整理及び誘導
- (2) 交通情報の収集及び報告
- (3) 運転者に対する交通情報の提供
- (4) 所要の交通規制の実施
- (5) 運転者のとるべき措置の指導

3 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、市民等に広く周知徹底を図る。

- (1) 走行中の車両
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では、時速 40 km。一般道路では時速 20 kmの速度に減速）すること。
 - イ カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
 - ウ 現場の警察官等の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の車両
 - ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空き地等に移動させること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
- (3) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

4 警戒宣言発令時の交通規制

警戒宣言が発令されたときは、基本方針に基づく交通規制のほか、「震災対策編第3章第12節第1埼玉県警察による交通規制」を準用して行う。

5 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発せられた場合における埼玉県公安委員会の行う緊急車両等の確認は、別に定める。

6 公共輸送対策

(1) 市の対応

予知情報及び警戒宣言発令に伴い、公共交通機関において相当の混雑と混乱が予想される。そのため市は、東日本旅客鉄道(株)及びバス事業者に対し、列車の運行等に関する情報提供及び混乱防止のための広報等の措置を講じるよう要請する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)白岡駅及び新白岡駅の対応

駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講じる。

ア 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講じる。

(ア) 適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。

(イ) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。

イ 駅構内が混乱し、危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。

ウ 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。

エ 乗車券類の発売については、次による。

(ア) 強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。

(イ) 状況により東京支社警戒本部長の指示又は承認を受けて全ての乗車券類の発売を停止する。

オ 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無賃送還の取扱をする。

カ 主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講じる。

(ア) 東京支社社員を派遣する。

(イ) 状況に応じて警察官の応援を要請する。

第5 上水道対策

【水道班】【上下水道庶務班】

市は、県と連携し、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保、継続するため次の措置を講じる。

(1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

(3) 応急復旧体制の準備を行う。

資料-105 原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

- ① OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ③ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

資料-106 OIL と防護措置について

資料251

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料-107 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑭東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>に係る場合を除く。)</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>⑨オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>②原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑪原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ⑫その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	基づく防護措置を実施する。

4. ナトリウム冷却型高速炉(3.に規定するものを除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多様多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1.から3.までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一次立入をしている住民の退去を準備する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一次立入をしている住民の退去を準備する。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。) ①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上)継続すること。 ②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ⑧その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。 ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

8. 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。)第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>②全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦安全機能(再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。)が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑪オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑬その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>②制御室が使用できなくなること。</p> <p>③原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤セルから建屋内へ放射性物質の漏れがあること。</p> <p>⑥再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑧その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏れがあること。</p> <p>④原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p> <p>⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑥その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ</p>	<p>UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
があり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. ままでに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するEAL (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
①当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ②当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

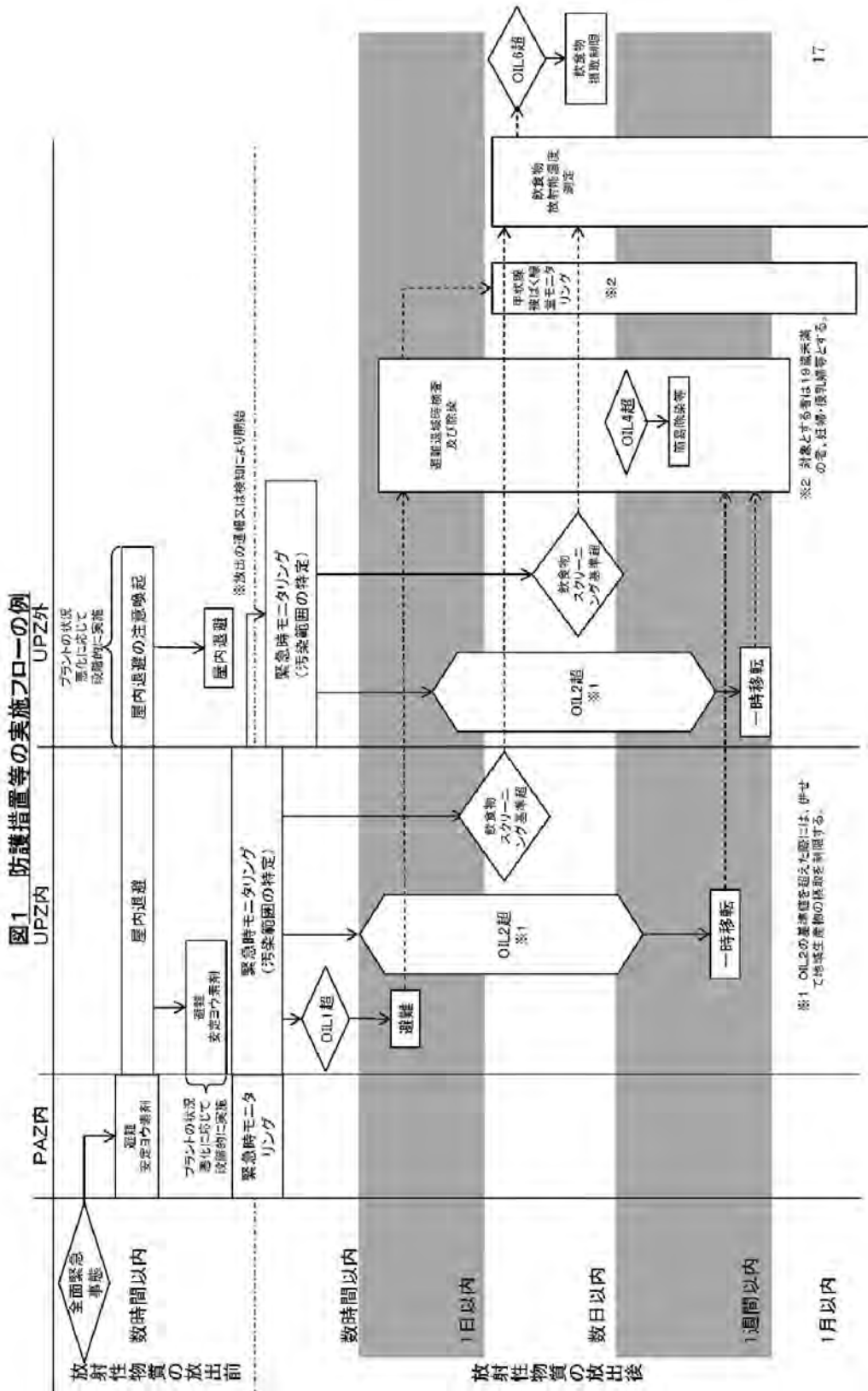
表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(測用原子力(第2(3)条(1)ただし書の場合を除く。))

注1 本ページは自治体の一部が行政を所管しており、各地域においては、地域の自治体等に対して所管範囲に該当する自治体の行政を所管していることとする。

		EPC1(注1)(注2)			EPC2(注1)(注2)(注3)			EPC3(注1)(注2)			
		事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	
事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体
事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体
事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体	事業者	国	地方公共団体

説明事項(注1)



白岡市指定文化財一覧

No.	種 別		名 称
1	市無形民俗文化財		小久喜の獅子舞
2	市有形民俗文化財		篠津天王様の山車・上宿耕地
3	市有形民俗文化財		篠津天王様の山車・横宿耕地
4	市有形民俗文化財		篠津天王様の山車・宿耕地
5	市有形民俗文化財		篠津天王様の山車・下宿耕地
6	市有形民俗文化財		篠津天王様の山車・神山耕地
7	市有形文化財	建築物	篠津久伊豆神社本社殿
8	市記念物	天然記念物	白岡八幡宮のカヤ
11	市記念物	天然記念物	白岡八幡宮のイヌザクラ
12	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	山岡鉄太郎墨跡（高岩天満神社）
13	市有形文化財	歴史資料	正福院の宝篋印塔
14	市有形文化財	歴史資料	鬼窪八幡宮鰐口（白岡八幡宮）
15	市記念物	史跡	正福院貝塚
16	市有形文化財	絵画	紙本着色新井白石画像（観福寺）
17	市有形文化財	彫刻	木造薬師如来坐像（安楽寺）
18	市有形文化財	歴史資料	阿弥陀三尊種子板石塔婆
21	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	大久保家文書
22	市有形文化財	彫刻	円空作薬師如来坐像（薬師堂）
23	市有形文化財	彫刻	円空作菩薩形坐像（安楽寺）
24	市有形文化財	彫刻	円空作観音菩薩坐像
25	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	田口家文書
26	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	興善寺朱印状
27	市有形文化財	建造物	忠恩寺山門
28	市有形民俗文化財		忠恩寺十三仏
29	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	忠恩寺文書
30	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	渋谷家文書
31	市無形民俗文化財		岡泉鷲神社の神楽
32	市無形民俗文化財		岡泉大尽囃子
33	市有形民俗文化財		岡泉の百庚申（岡泉観音堂）
34	市有形民俗文化財		柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬
35	市有形民俗文化財		下大崎住吉神社の奉納絵馬
36	市有形文化財	書跡・典籍・古文書	鬼久保家文書
37	市有形文化財	彫刻	木造大日如来坐像（大徳寺）
38	市有形民俗文化財		篠津観音堂の笠付地蔵
39	市有形文化財	彫刻	木造達磨大師像（興善寺）
40	市有形文化財	歴史資料	白岡八幡宮棟札
42	市有形文化財	歴史資料	荒井新田の高札
44	市記念物	天然記念物	岡泉鷲神社の大ケヤキ
45	市有形民俗文化財		庚申待供養塔（岡泉観音堂）
46	市記念物	天然記念物	爪田ヶ谷諏訪神社の大スギ
47	市有形民俗文化財		岡泉天王様の山車
48	市有形民俗文化財		牛頭天王祭礼用具一式付収納箱
49	市有形民俗文化財		篠津天王様の神輿
50	市有形民俗文化財		忠恩寺九品仏
51	市有形文化財	歴史資料	朝鮮通信使奉納扁額及び下書き
52	市有形文化財	考古資料	タタラ山遺跡出土遺物
53	市有形民俗文化財		白岡八幡宮奉納絵馬群
54	市有形民俗文化財		高岩天満神社奉納絵馬群

No.	種 別		名 称
55	市有形文化財	歴史資料	興善寺中世石造物群
56	市有形文化財	歴史資料	新井白石自筆漢詩
57	市有形民俗文化財		小久喜の獅子舞 隠居獅子頭及び天狗面
58	市有形文化財	歴史資料	鷹場関係資料群
59	市有形文化財	歴史資料	白岡八幡宮梵鐘
60	市有形文化財	建造物	庄兵衛堰柵

※ 9、10、41、43 は指定解除 19、20 は 21 に編入